

農業経営をめぐる情勢について

令和8年5月
農林水産省 経営局

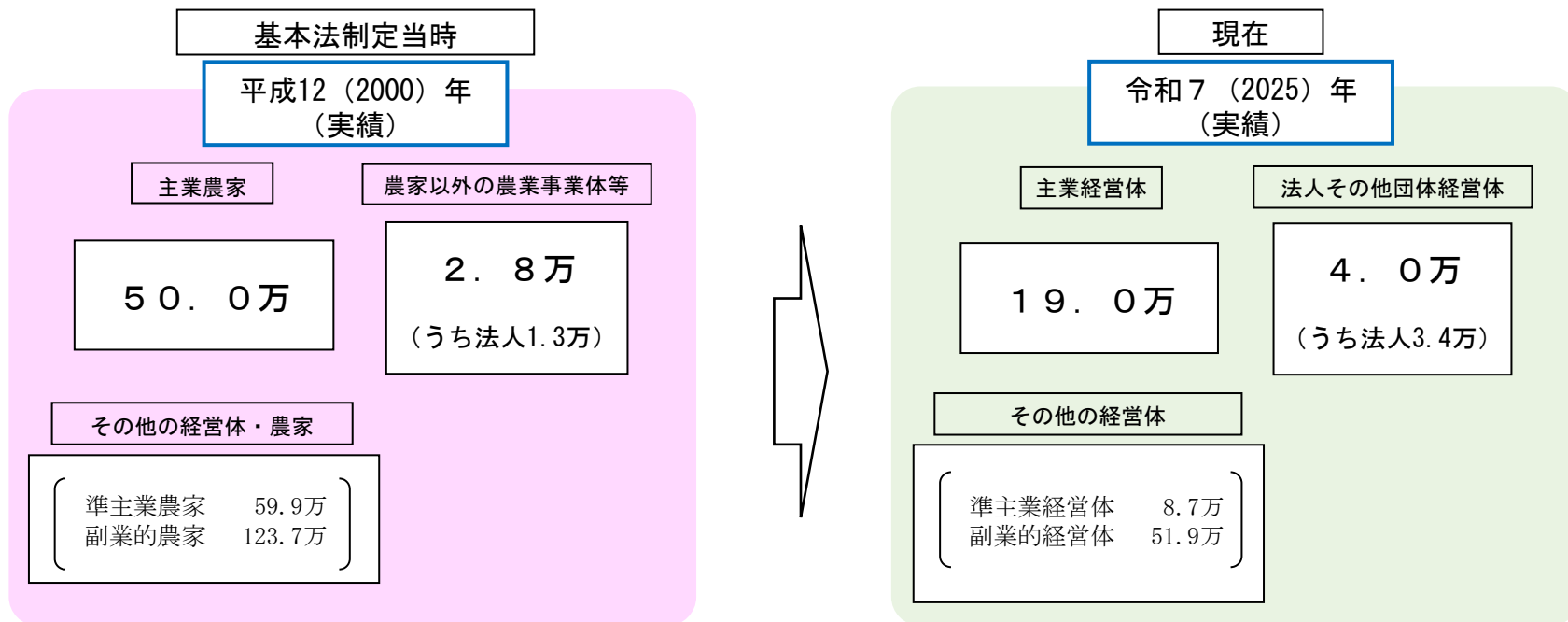
目次

| | |
|-------------------------|---------|
| 1. 現在までの農業構造の変化 | … P. 1 |
| 2. 農業経営体の減少と品目別の課題・対応方法 | … P. 20 |
| 3. 具体的施策 | |
| (1) 経営継承 | … P. 35 |
| (2) 認定農業者 | … P. 40 |
| (3) 集落営農と法人化 | … P. 47 |
| (4) 農業経営・就農に向けた支援 | … P. 53 |
| 4. 耕種農業の農業所得 | … P. 62 |
| (参考) 基本データ | … P. 67 |

1. 現在までの農業構造の変化

食料・農業・農村基本法制定当時と現在の農業構造

- 基本法制定から約25年間（2000年→2025年）で、
 - ① 個人経営の経営体数・基幹的農業従事者数は大きく減少。法人その他団体経営の経営体数は増加。
 - ② 農地面積は約10%減少しているが、農業総産出額は約20%増加している。



| | 平成12（2000）年 | 令和7（2025）年 |
|-----------------|--------------|----------------------|
| 農地面積 | 483万ha | 424万ha |
| 農業総産出額（うち耕種） | 9.1兆円（6.7兆円） | 10.8兆円（7.1兆円）※令和6年実績 |
| 基幹的農業従事者（個人経営体） | 240.0万人 | 103.6万人 |

資料：平成12年実績及び令和7年実績は「農林業センサス」より作成（組替集計を含む）。
 農地面積は「耕地及び作付面積統計」、農業総産出額は「生産農業所得統計」より作成
 ※令和7年の農地面積は7月15日現在の値
 注：一戸一法人（農家のうち農業経営を法人化しているもの）は、平成12（2000）年では主業農家等を含み、令和7（2025）年では法人その他団体経営体を含む。
 平成12（2000）年の基幹的農業従事者は、販売農家の値

主業経営体：農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体
 準主業経営体：農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体
 副業的経営体：調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体
 主業農家：農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家
 準主業農家：農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家
 副業的農家：調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない農家
 自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家

農業経営体の構成（2025年）

【2025年】

| | 経営体数 (万) | 就業者数 (万人) | 就業者の内訳 | |
|---------|-------------|--------------|--------------|----------------|
| | | | 基幹的 農業従事者 | 常雇い・ 役員・構成員 |
| 団体経営体 | 4.0 | 24.8 | — | 24.8 |
| 法人経営体 | 3.4 | 23.9 | — | 23.9 |
| 個人経営体 | 79.6 | 112.9 | 103.6 | 9.2 |
| 主業経営体 | 19.0 | 48.8 | 42.0 | 6.8 |
| 準主業経営体 | 8.7 | 8.3 | 7.8 | 0.4 |
| 副業的経営体 | 51.9 | 55.8 | 53.7 | 2.1 |
| 農業経営体 計 | 83.6 | 137.7 | 103.6 | 34.0 |

【参考】 農業経営基盤強化促進法の計画認定を受けている経営体数(2025年3月末現在)
認定農業者 21.2万、認定新規就農者 1.1万(2024年3月末現在)

資料：農林水産省「農林業センサス」

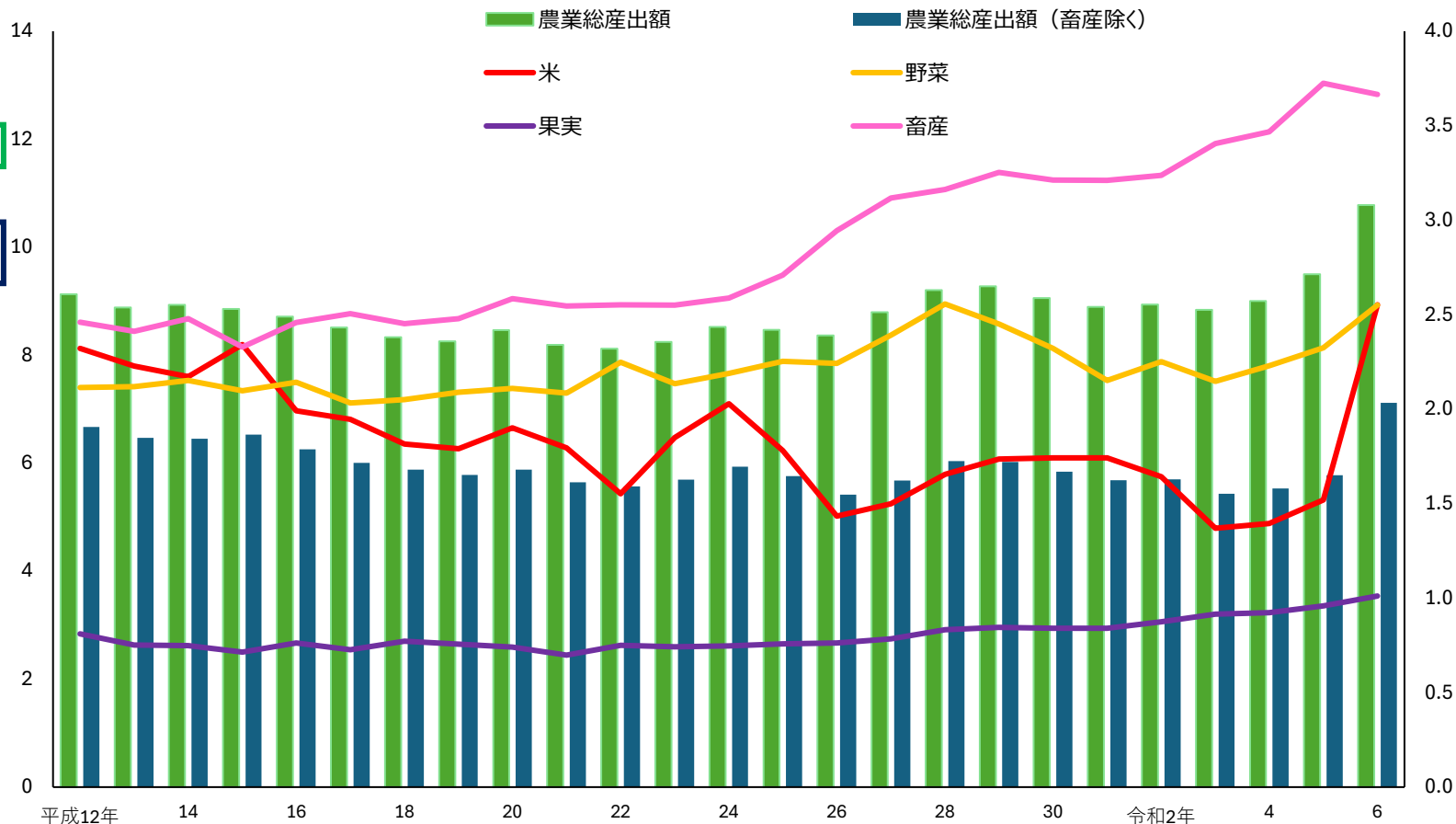
注：「主業経営体」とは、農業所得が主(世帯所得の50%以上が農業所得)で、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。
「準主業経営体」とは、農外所得が主(世帯所得の50%未満が農業所得)で、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。
「副業的経営体」とは、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。
「基幹的農業従事者」とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。
「常雇い」とは、年間7か月以上の契約で主に農業経営のために雇った人をいう。
「役員・構成員」とは、会社等の役員や集落営農組織等の構成員をいう。(本表では、経営主を含み、1年間に農業に150日以上従事している者を計上)

農業の産出額

- 基本法制定以降、我が国の農業総産出額は、約9兆円を維持していたが、令和6年は米や野菜の価格が上昇したことから**10.8兆円**となった。
- 平成12年と比べて、**米・野菜・果樹**は**微増**に留まるが、**畜産**は**大きく増加 (+1.2兆円)**している。

<農業総産出額>

(兆円)



<品目別産出額>

(兆円)

R6産出額
(H12との比較)



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

注1：米、野菜、果実及び畜産以外には、麦類、雑穀、豆類、いも類、花き、工芸農作物、その他作物及び加工農産物がある。

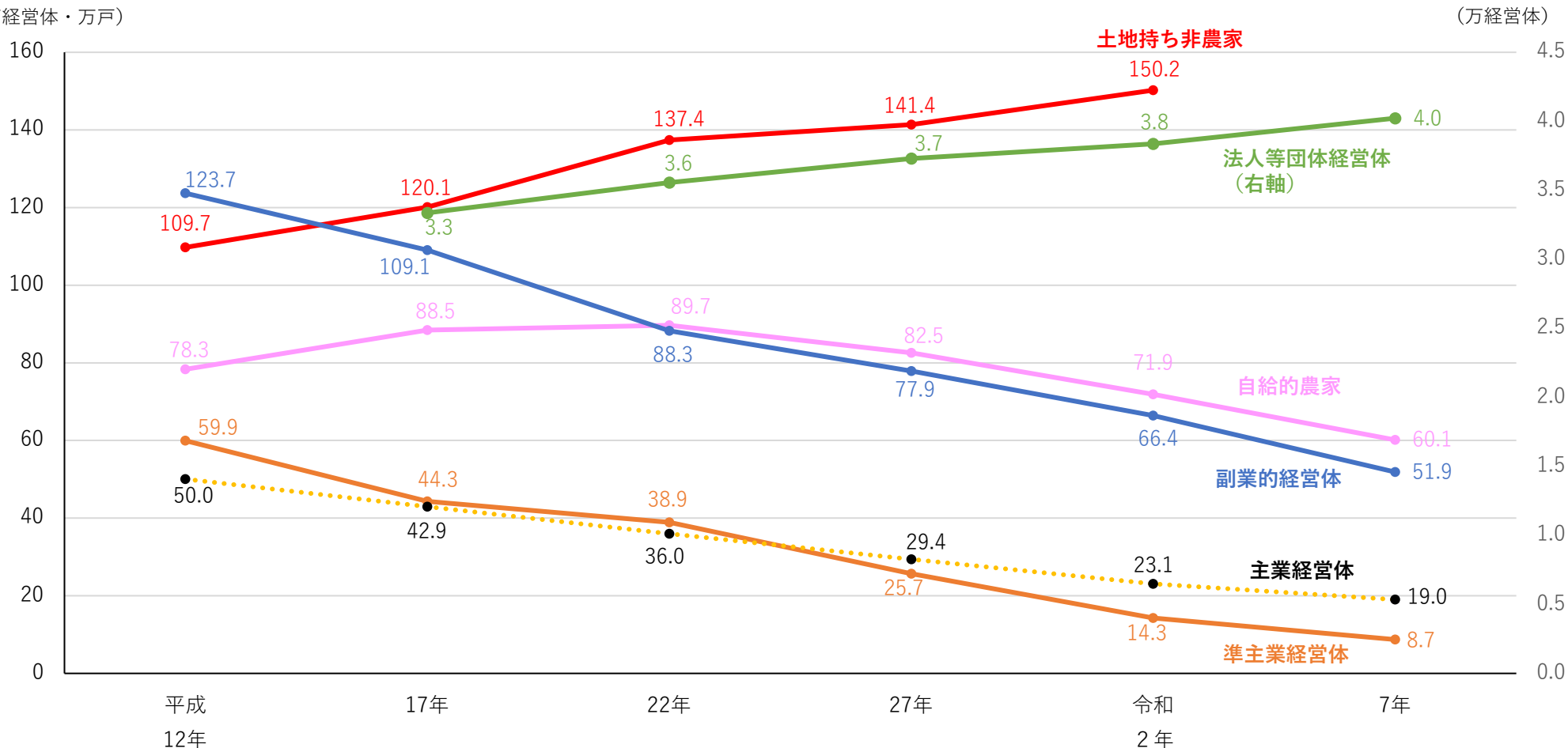
注2：四捨五入の関係で内訳と計が一致しない場合がある。

参考：農業総産出額 = \sum (品目別生産量 × 品目別農家庭先販売価格)

農業経営体数等の推移

- 平成12年以降、**主業経営体数**及び**副業的経営体数**は約6割、**準主業経営体数**は約9割減少。今後も高齢化の進行等により、いずれの経営体においても**一層の減少が見込まれる**。
- 一方で、**法人等団体経営体数**は**増加傾向で推移**している。

(万経営体・万戸)



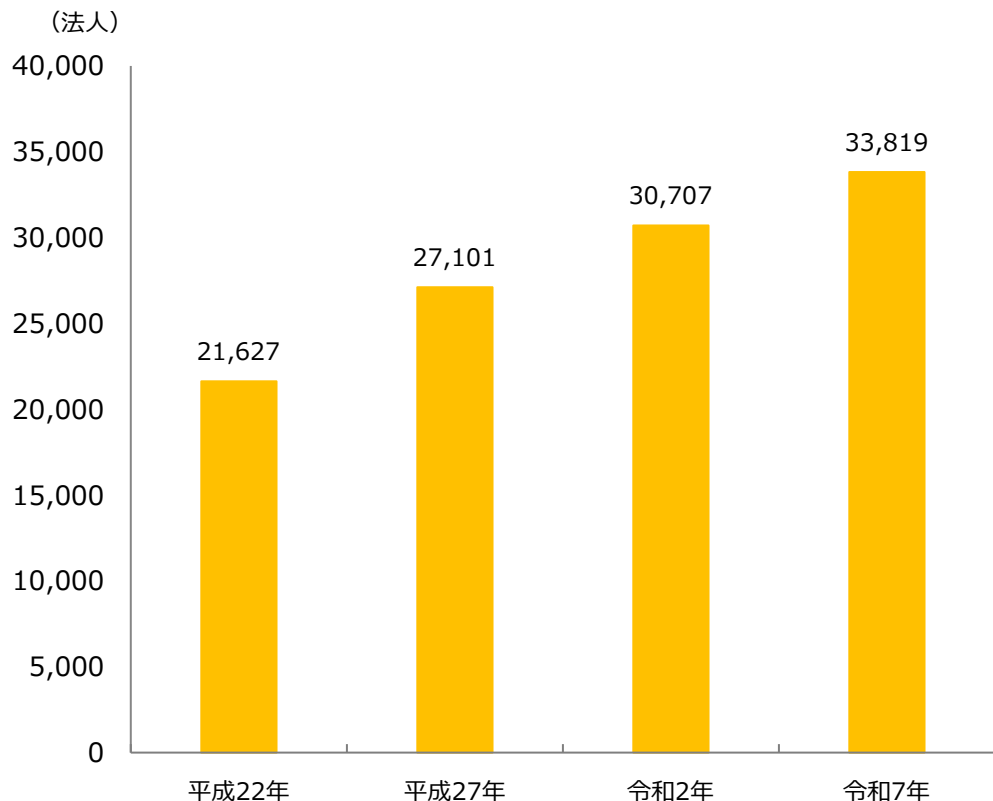
資料：農林水産省「農林業センサス」

- ・ 土地持ち非農家：農家以外で耕地を5a以上所有している世帯
 - ・ 自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家
 - ・ 副業的経営体：調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体
 - ・ 準主業経営体：農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体
- 注：副業的経営体及び準主業経営体について、平成31年までは販売農家、令和2年からは個人経営体の数値。

法人経営体の動向

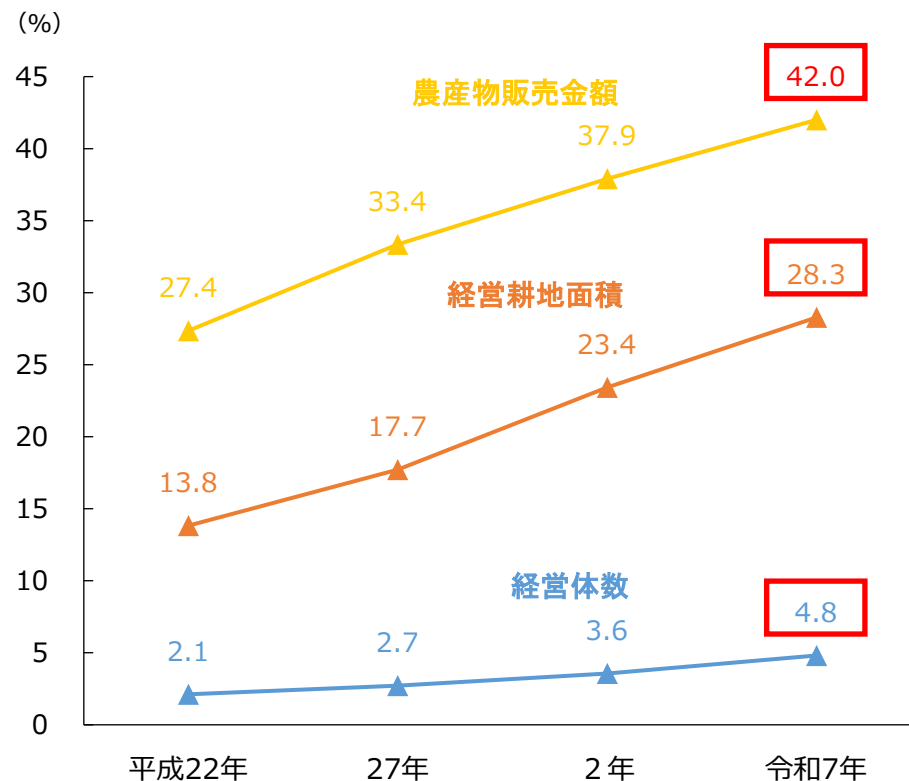
○ **法人その他団体経営体**は、年々拡大し、**販売金額の約4割**、**経営耕地面積の約3割**を担う。

法人経営体の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」(平成22年～令和7年)

農業生産に占める団体経営体（法人・その他）のシェア



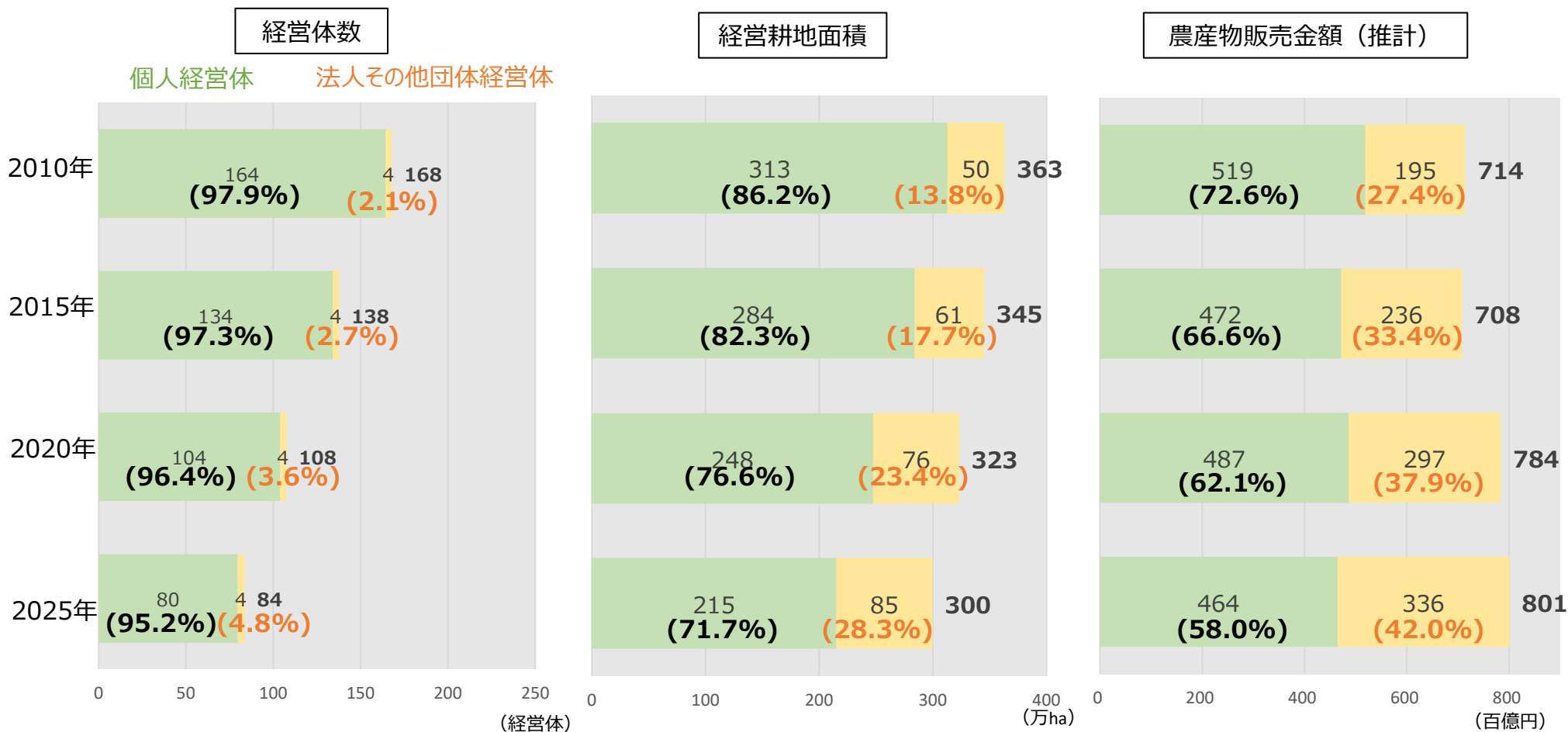
資料：農林水産省「農林業センサス」を基に農林水産省試算。

注1：平成22年の農産物販売金額及び経営耕地面積は、組替集計値を使用。

注2：農産物販売金額は、農産物販売金額規模別経営体数に、それぞれの階層ごとに階層の中間値（50万円～100万円であれば75万円）を乗じて求めた推計結果を基にシェアを算出した。

経営体数等に占める個人経営体と法人その他団体経営体のシェア

- 2025年における「法人その他団体経営体」のシェアについては、経営体数は**全体の5%程度**であるが、**経営耕地面積は約3割、農産物販売金額は4割超**まで拡大。
- 少ない**農業法人が離農する個人経営体の農地等を引き受け、食料生産・供給を支えている**構造。



資料：農林水産省「農林業センサス」を基に農林水産省試算

注1：2010年の農産物販売金額及び経営耕地面積は、組替集計値を使用

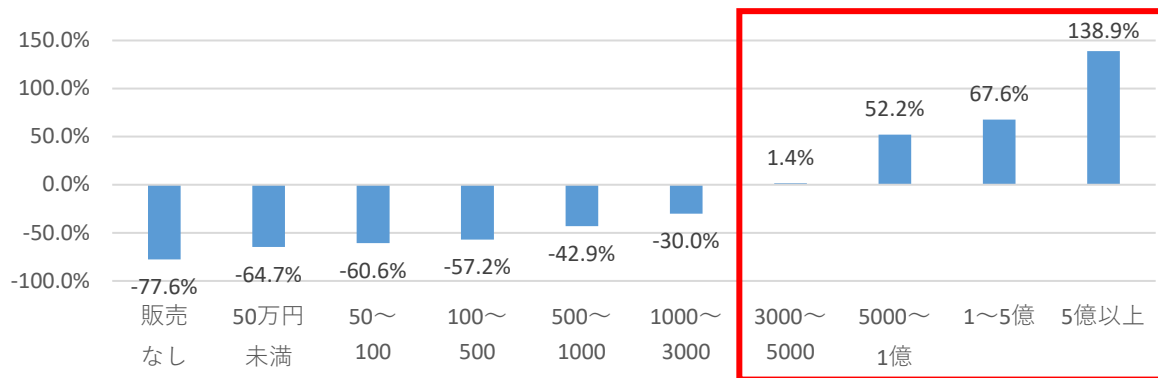
注2：農産物販売金額は、農産物販売金額規模別経営体数に、それぞれの階層ごとに階層の中間値（50万円～100万円であれば75万円）を乗じて求めた推計結果を基にシェアを算出した。

注3：団体経営体は、1戸1法人を含む。

農産物の販売規模別の農業経営体数

- 2005年から2025年にかけて、農業経営体数は**販売額3,000万円以上の層で増加**しており、特に**5億円以上の層は約2.4倍に拡大**している。
- **販売規模の上位層ほど、法人の占める割合が増加**し、2025年における農産物販売金額規模が**1～5億円の経営体の6割強、5億円以上の経営体の9割強は法人**が占めている。

農産物販売金額規模別の農業経営体数の増減率
2005（H17）年→2025（R7）年



| | 総数 | 販売なし | 50万円未満 | 50～100 | 100～500 | 500～1000 | 1000～3000 | 3000～5000 | 5000～1億 | 1～5億 | 5億円以上 |
|-------|--------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 2005年 | 2,009,380 | 248,625 | 570,143 | 341,461 | 559,390 | 137,893 | 116,469 | 20,623 | 9,683 | 4,463 | 630 |
| 2025年 | 836,054 | 55,654 | 201,500 | 134,573 | 239,459 | 78,694 | 81,541 | 20,913 | 14,734 | 7,481 | 1,505 |
| | うち法人 33,819 (4.0%) | 2,115 (3.8%) | 1,227 (0.6%) | 1,029 (0.8%) | 3,403 (1.4%) | 2,906 (3.7%) | 7,170 (8.8%) | 4,317 (20.6%) | 5,218 (35.4%) | 4,995 (66.8%) | 1,439 (95.6%) |

2005年→2025年
約2.4倍に増加

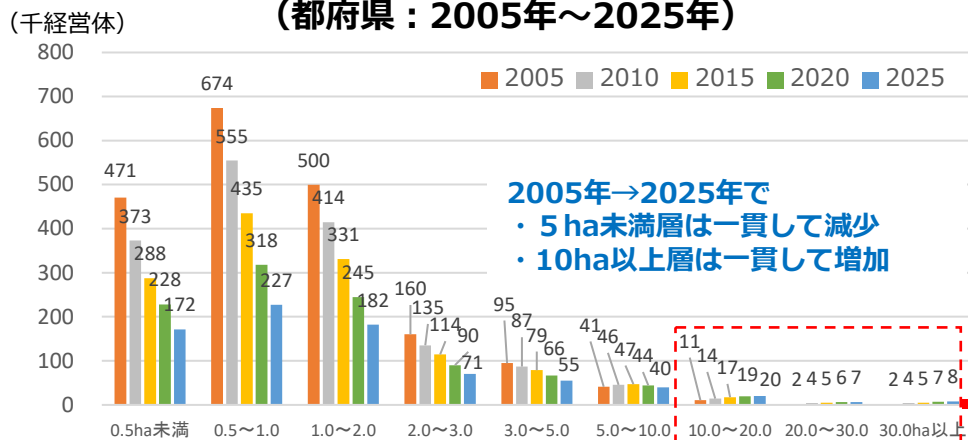
2025年
農産物販売金額規模が
1～5億円の経営体の6割強、
5億円以上の経営体の9割強
は法人が占めている。

資料：農林水産省「農林業センサス」
注：2005年の数値は、組替集計値を使用

経営耕地規模別経営体数の推移

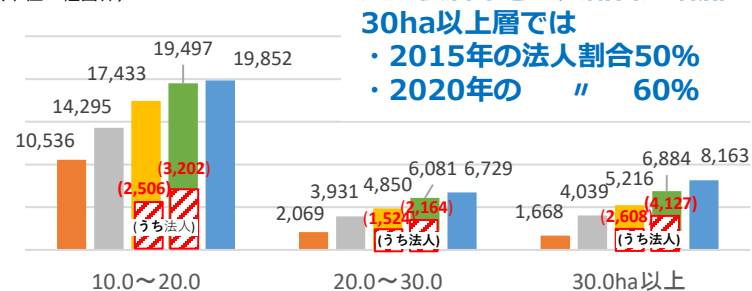
- 都府県における経営耕地規模別の経営体数は2005年以降、**5ha未満の経営体数は一貫して減少**する一方、**10ha以上の経営体数は増加**。
- 経営耕地面積に着目すると、これまで、10ha未満層が減少している一方で、10ha以上層は大きく増加。**離農した経営体の農地を引き受けることによって経営体の大規模化が進展**している。
- **特に大規模層ほど法人経営が占める割合が増加**しており、30ha以上層では2015年に50%であった法人の割合は2020年には60%に拡大。
- これらのことから、**離農した経営体の農地の受け皿となり農業法人の大規模化が進展**していることがうかがえる。

経営耕地規模別の経営体数の推移
(都府県：2005年～2025年)

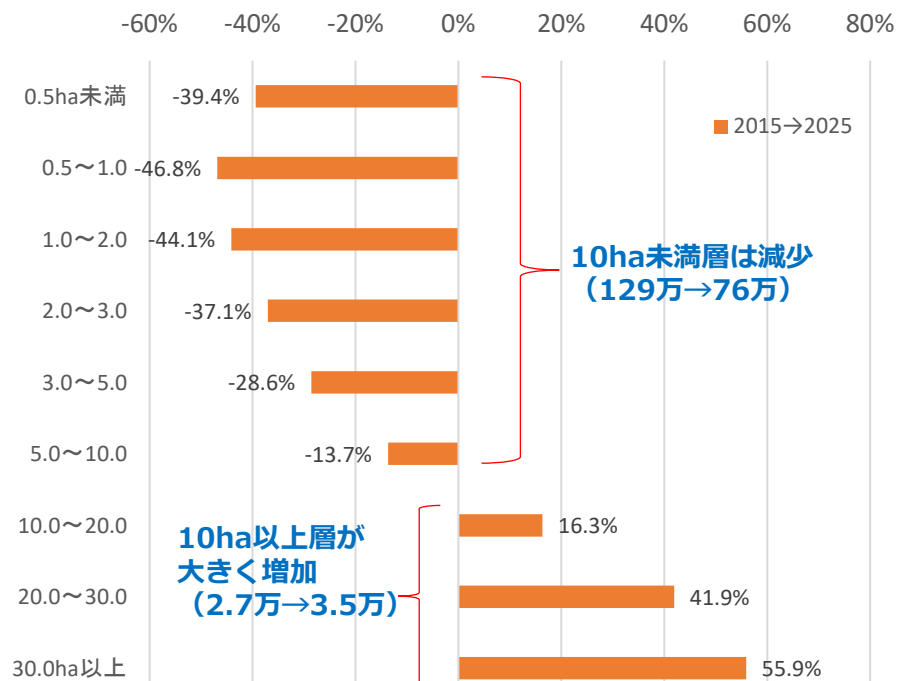


10ha以上層のみ

(単位：経営体)



経営耕地規模別の経営体数の変化率（都府県）
(2015年→2025年)



離農した経営体の農地を引き受けることによって
経営体の大規模化が進展

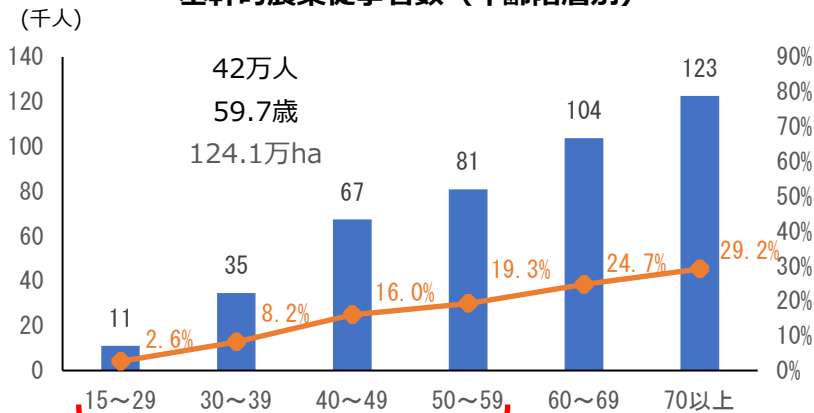
農業経営体別の農業就業者・農業生産の状況

- 準主業経営体と副業的経営体は、**大宗が稲作**で、**次いで果樹が多い**。**高齢化**が著しく進展。
- 法人等は**バランスが取れた年齢構成**。

- **主業経営体**（農業所得が主、60日以上働く65才未満の世帯員がいる）

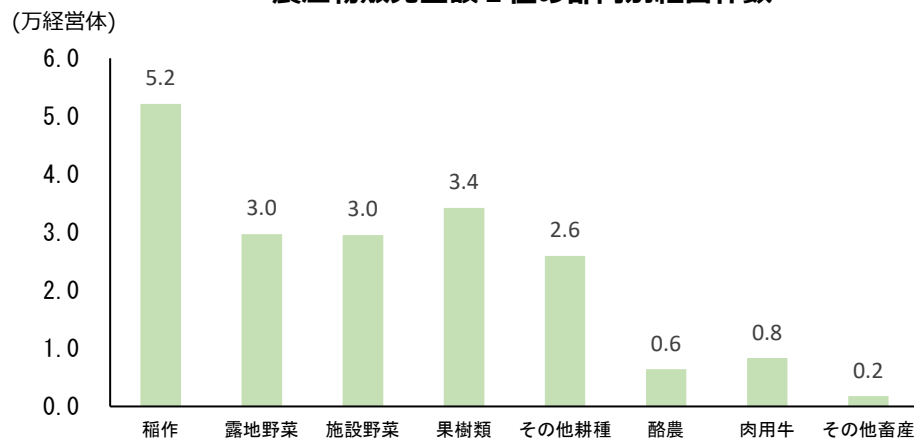
(2025年)

基幹的農業従事者数（年齢階層別）



50代以下：19万人(46%)

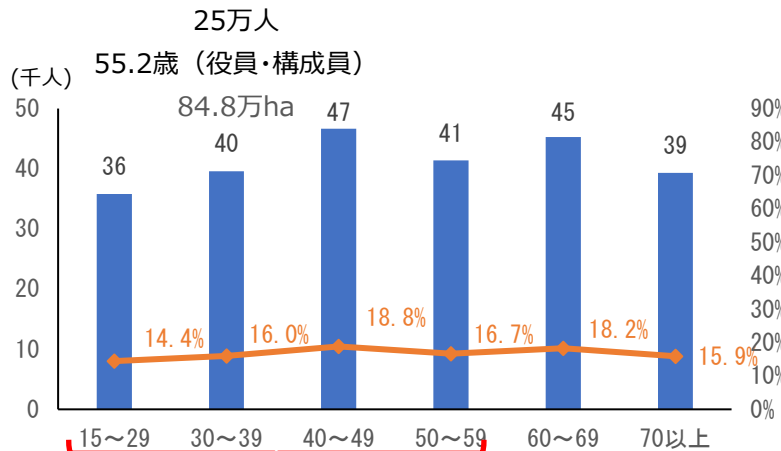
農産物販売金額 1位の部門別経営体数



- **法人等の団体経営体**（農業に150日以上従事した役員・構成員+常雇い）

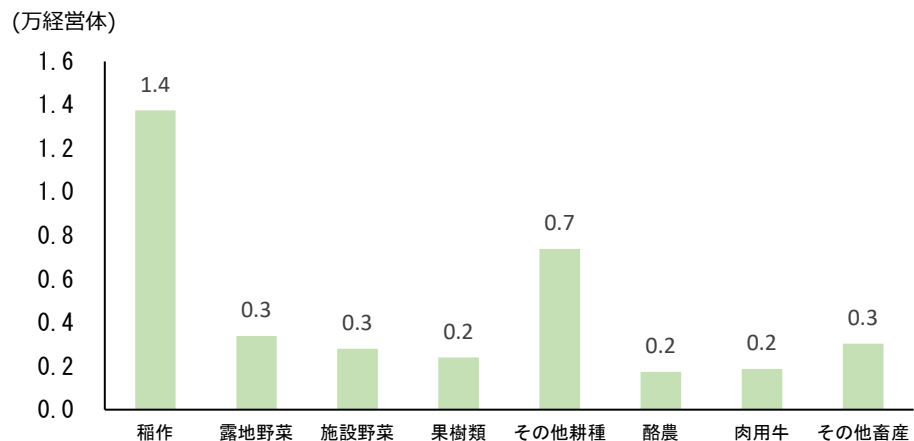
(2025年)

農業就業者数（年齢階層別）



50代以下：16万人(66%)

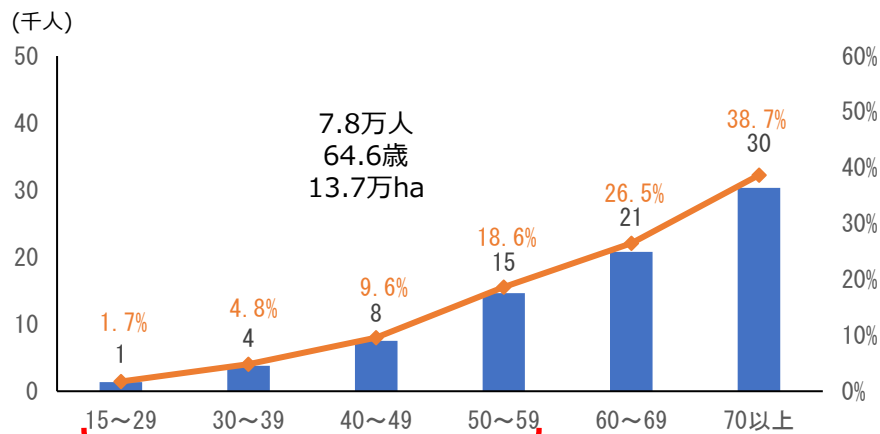
農産物販売金額 1位の部門別経営体数



○ **準主業経営体** (農外所得が主、60日以上働く65才未満の世帯員がいる)

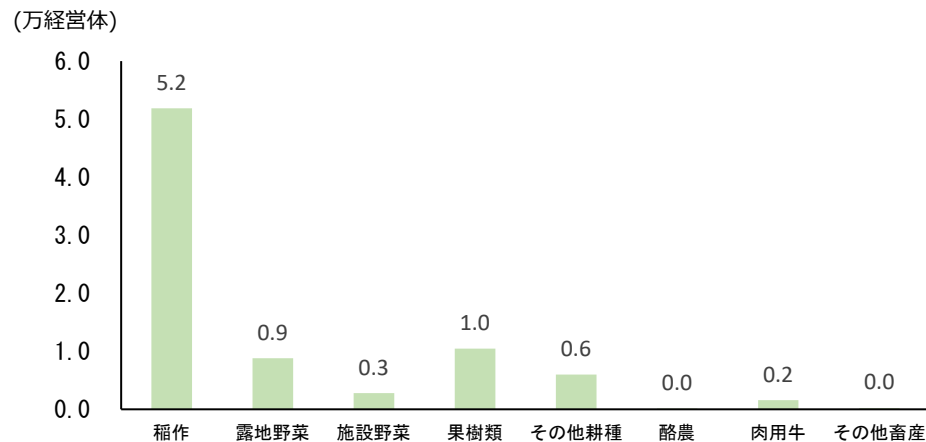
(2025年)

基幹的農業従事者数 (年齢階層別)



50代以下 : 2.7万人(35%)

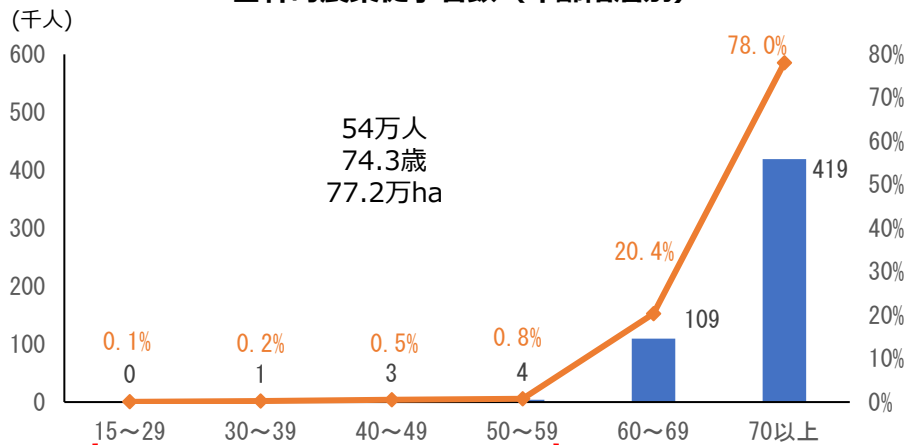
農産物販売金額 1位の部門別経営体数



○ **副業的経営体** (60日以上働く65才未満の世帯員がいない)

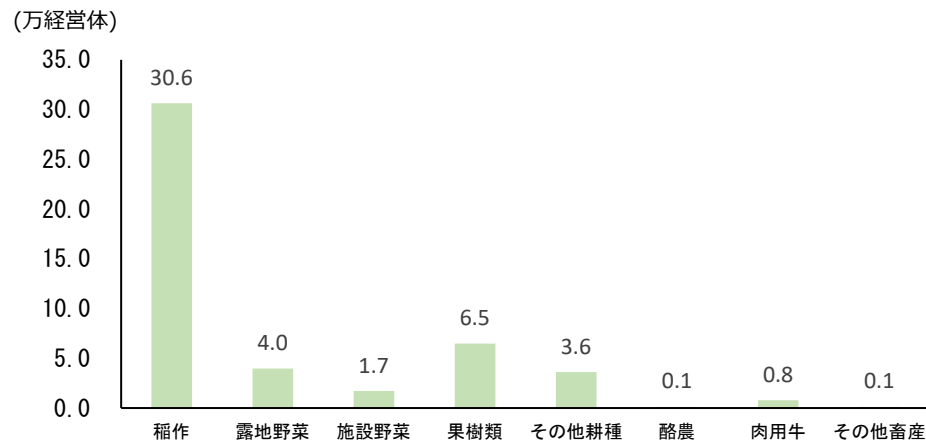
(2025年)

基幹的農業従事者数 (年齢階層別)



50代以下 : 0.9万人(2%)

農産物販売金額 1位の部門別経営体数



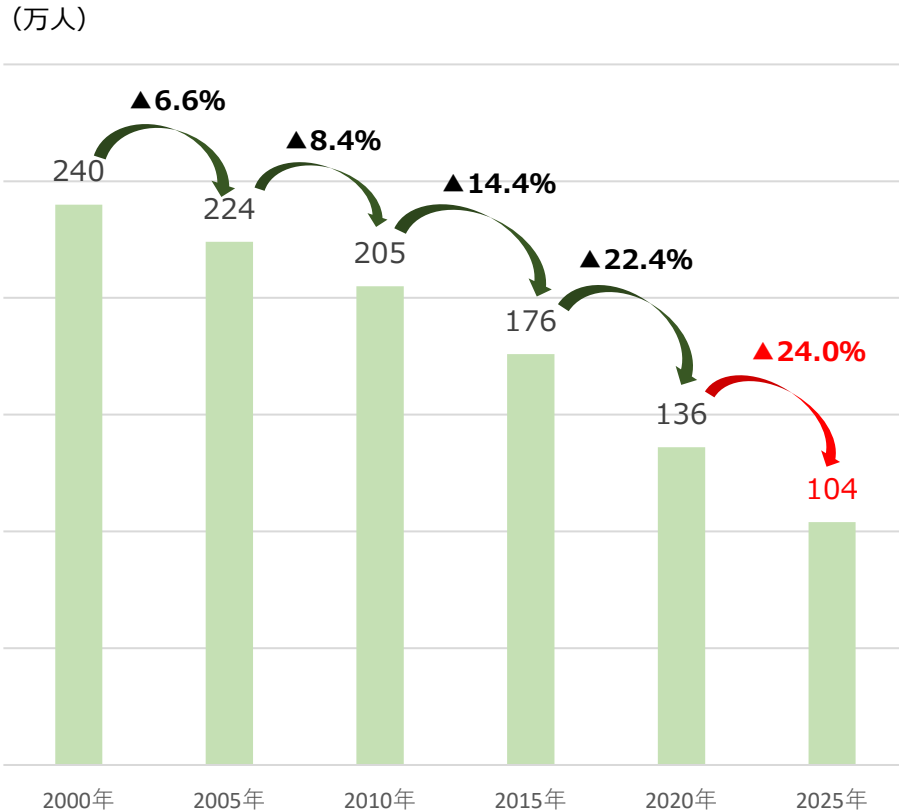
出典 : 「2025年農林業センサス」(組替集計)

注 : 「主業経営体」、「準主業経営体」、「副業的経営体」は「個人経営体」の内数である。

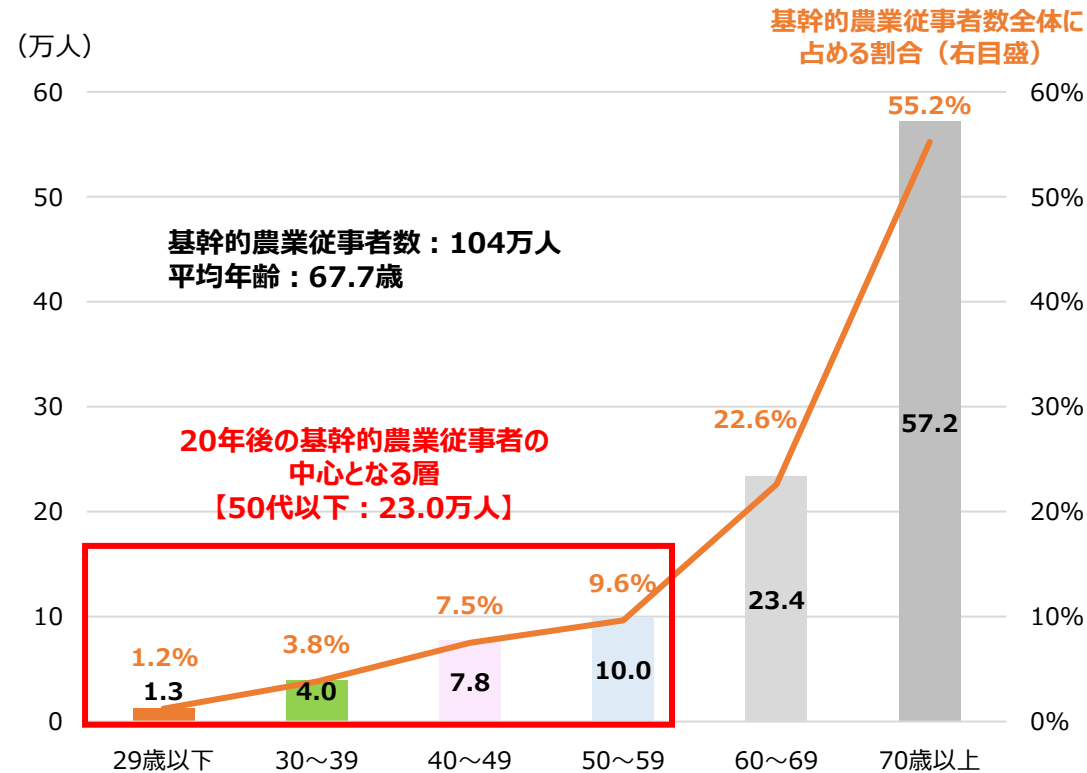
基幹的農業従事者（個人経営体）の推移・2025年における年齢構成

- 個人経営体の農業従事者である基幹的農業従事者は、2000年の240万人から104万人に減少している。特に2015年から2020年、2020年から2025年では2割以上減少しており、2000年以降で最大の減少割合となった。
- 2025年における基幹的農業従事者数は104万人、平均年齢は67.7歳で、年齢構成は70歳以上の層がピークになっている。
- 今後10年から20年先を見据えると、基幹的農業従事者数の一層の減少が見込まれ、少ない経営体で農業生産を支えていかねばならない状況。

基幹的農業従事者数の推移



基幹的農業従事者数の年齢構成 (2025年)



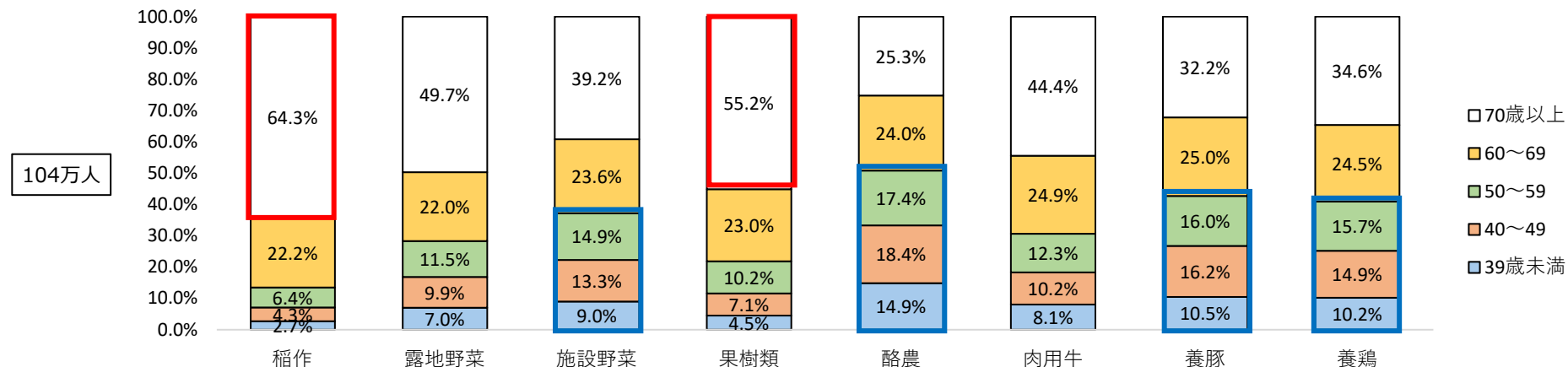
資料：農林水産省「農林業センサス」

注：基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者（雇用者は含まない）。2010年までは販売農家の数値であり、2015年以降は個人経営体の数値。

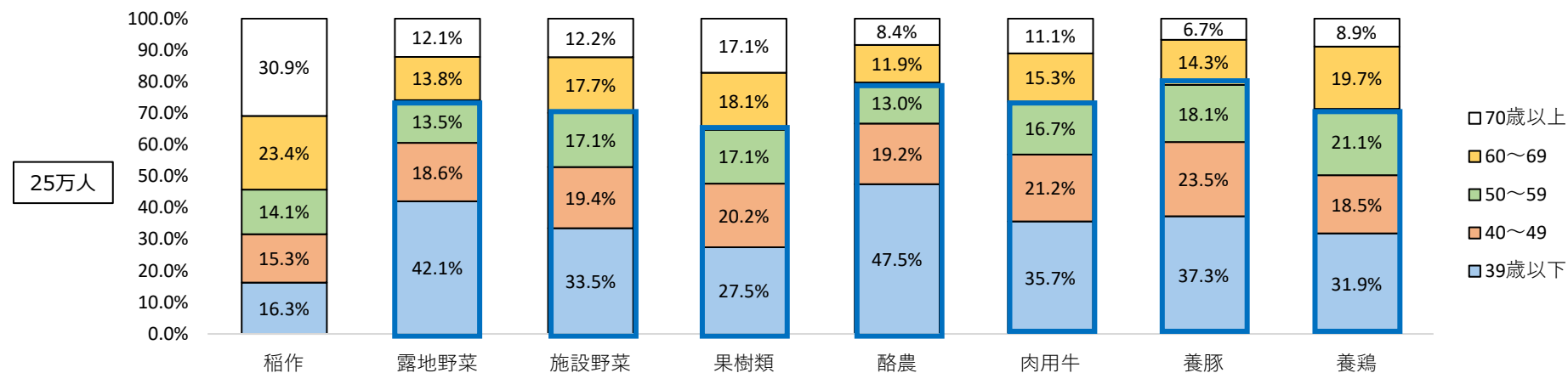
農業就業者の年齢構成

- 個人経営体の農業者である基幹的農業従事者は、**稲作・果樹**で高齢者層が中心。一方、**施設野菜・酪農・養豚・養鶏**は比較的若年層が多い。
- 法人その他団体経営体の農業就業者は、**バランスの取れた年齢構成**であり、若年層が多い。

基幹的農業従事者（個人経営体）の年齢構成（販売金額1位の部門別）（2025年）

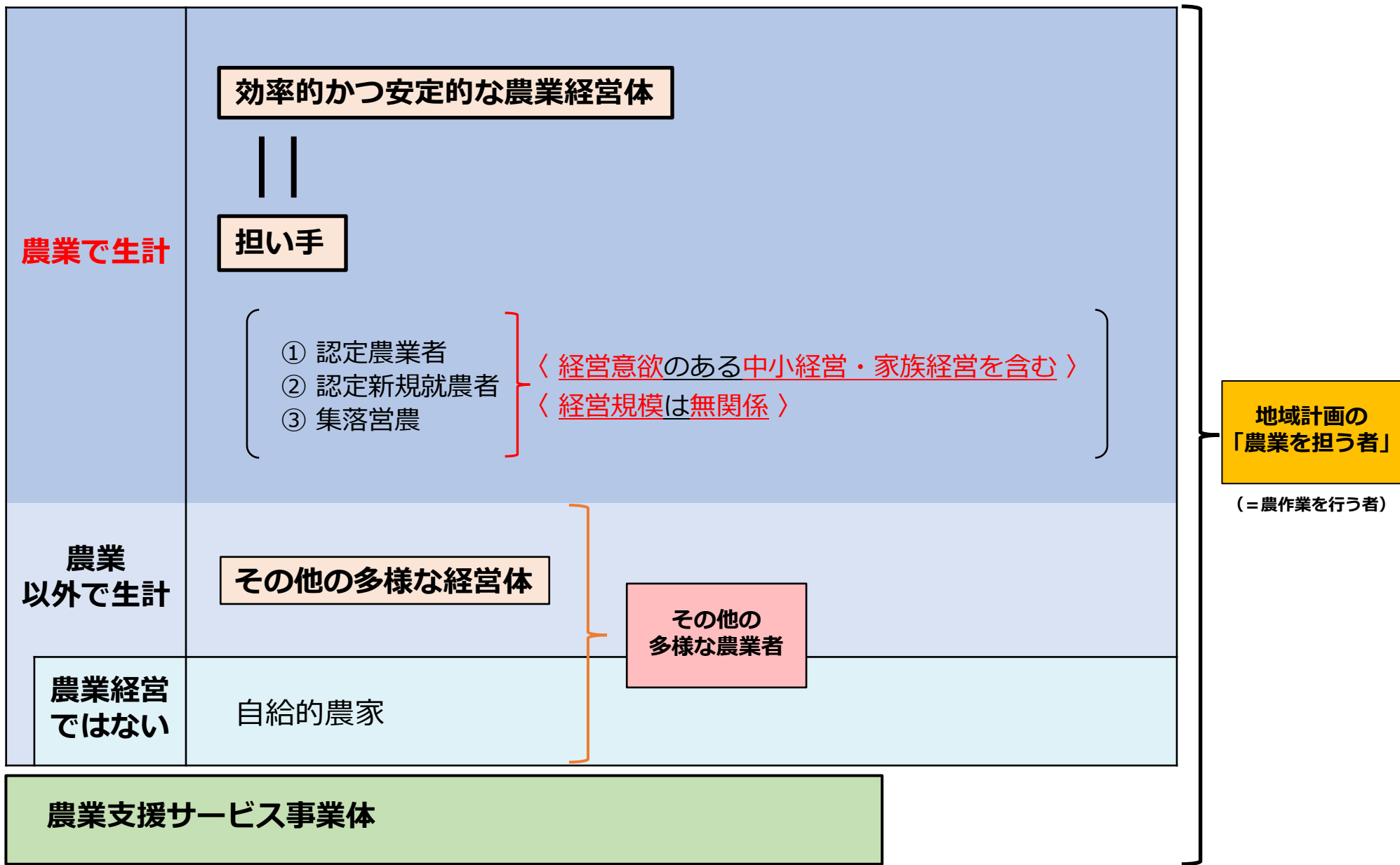


法人その他団体経営体の農業就業者の年齢構成（販売金額1位の部門別）（2025年）



資料：「2025年農林業センサス」（組替集計）
注：団体経営体の農業就業者は、役員・構成員（年間150日以上従事）と常雇いの合計

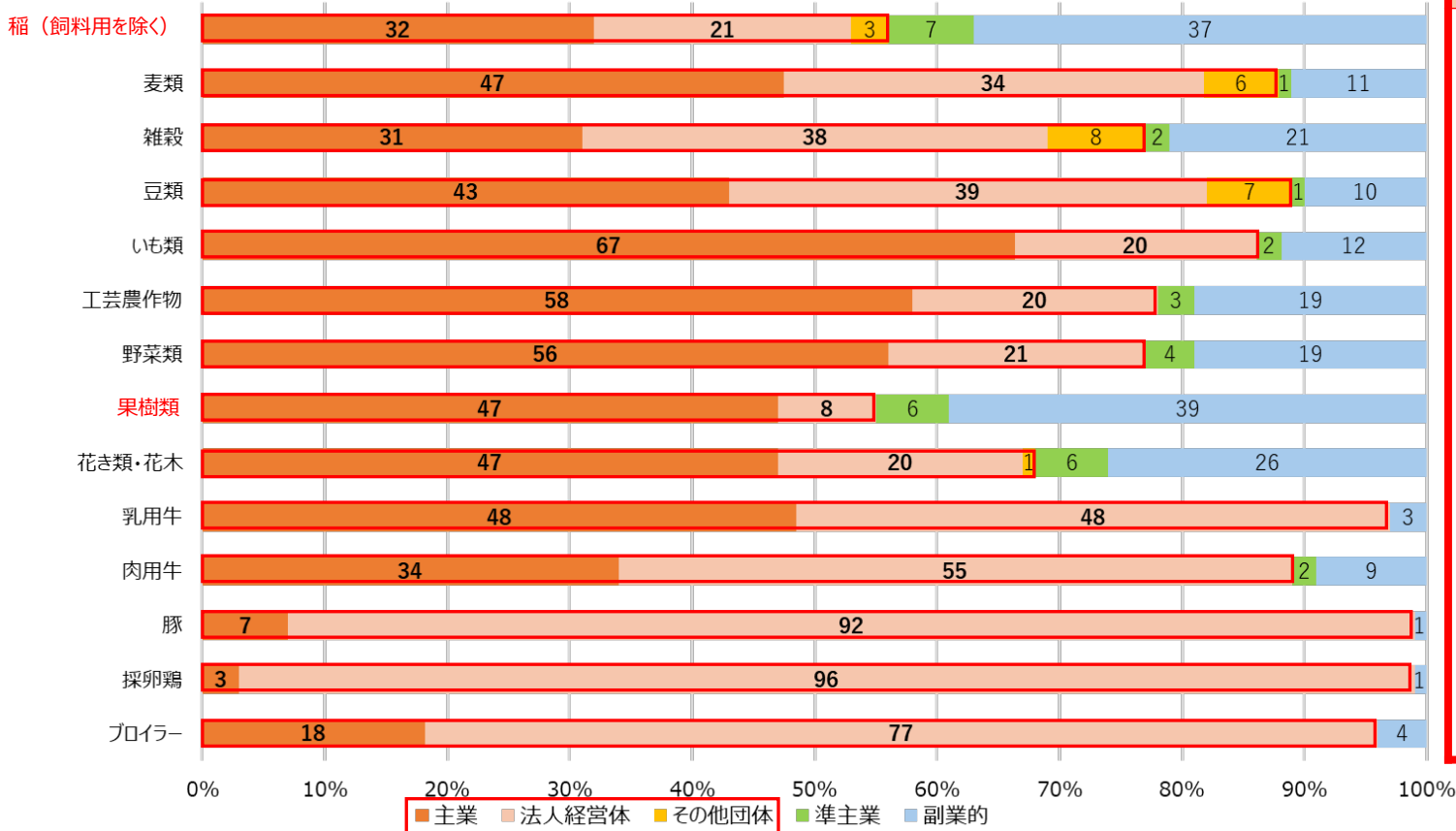
担い手関連の概念整理



品目ごとの生産状況

○ コメ・果樹以外の品目は、担い手が農業生産の相当部分を担う構造を実現。

担い手による農業生産のシェア(2025年) (作付面積、飼養頭数ベース)



| 担い手 (主業+団体) シェア | | 作付面積 |
|-----------------|-----------|--------|
| 2025年 | 2000年との比較 | 2025年 |
| 56% | +19ポイント | 119万ha |
| 87% | +17ポイント | 27万ha |
| 77% | +16ポイント | 6万ha |
| 89% | +19ポイント | 16万ha |
| 86% | 同水準 | 8万ha |
| 78% | | 11万ha |
| 78% | | 23万ha |
| 55% | | 11万ha |
| 68% | | 2万ha |
| 96% | | - |
| 89% | | - |
| 98% | | - |
| 99% | | - |
| 95% | | - |

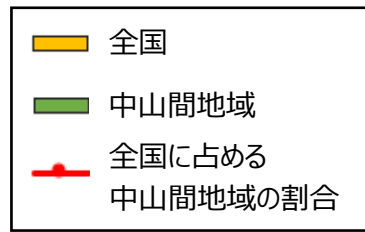
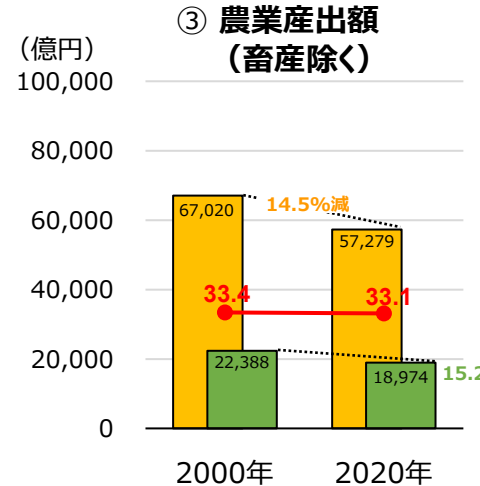
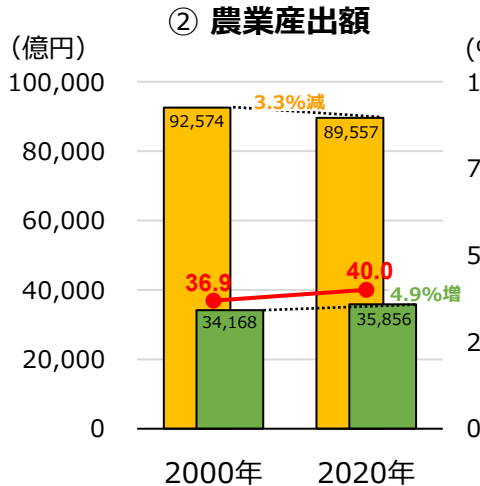
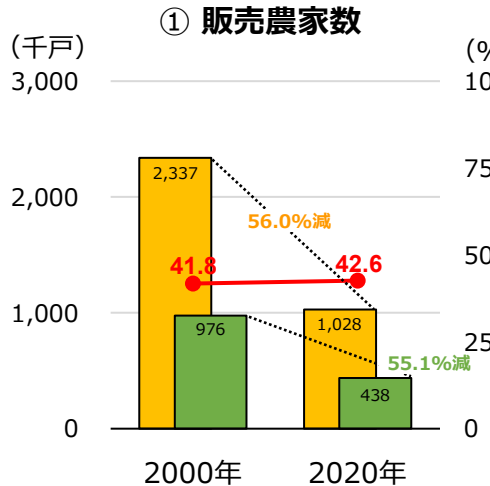
資料：農林水産省「農林業センサス」

注1：主副業別などシェアの数字については、四捨五入の関係でそれぞれの品目の和が100%にならない場合や、グラフ右欄の「担い手 (主業+団体) シェア」と一致しない場合がある。

注2：2000年の主副業別シェアは販売農家の数値であり、一戸一法人を含む。

中山間地域の販売農家数・農業産出額

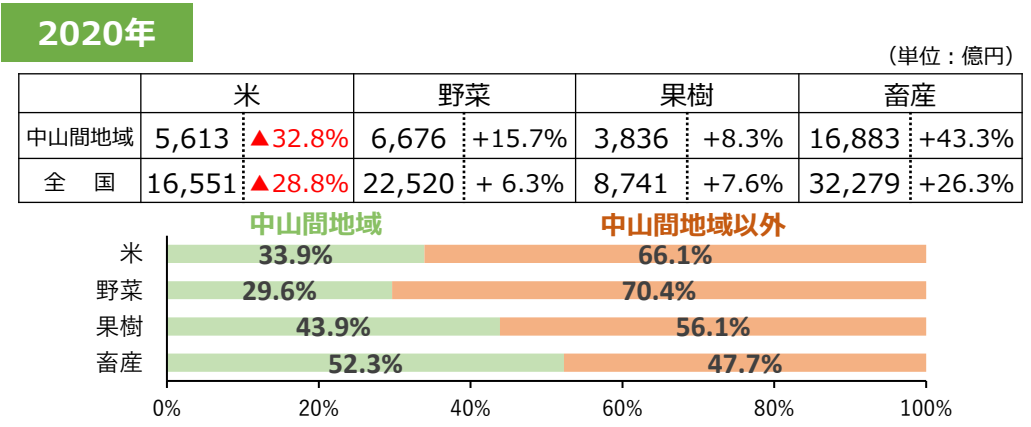
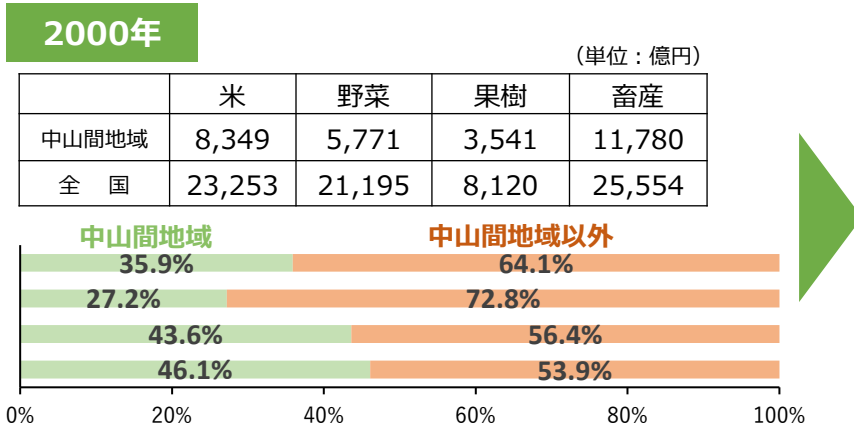
- 中山間地域の販売農家数・農業産出額は全体の約4割。
- 畜産を除く耕種農業の農業産出額は、コメの減少等により減少しているが、中山間地域は約3分の1のシェア。



資料：農林水産省「農林統計に用いる地域区分」
農林水産省「農林業センサス」(①)
農林水産省「生産農業所得統計」(②、③の全国の値)

注1：中山間地域の値とその内訳の集計に用いる農業地域類型区分は、2000年は平成13年11月改定を使用、2020年は令和5年3月改定を使用
注2：農業産出額は、耕種、畜産及び加工農産物の大きく3つの区分で推計される。
注3：②及び③の中山間地域の値は、農林水産省地域振興課が推計

④ 品目ごとの農業産出額の内訳

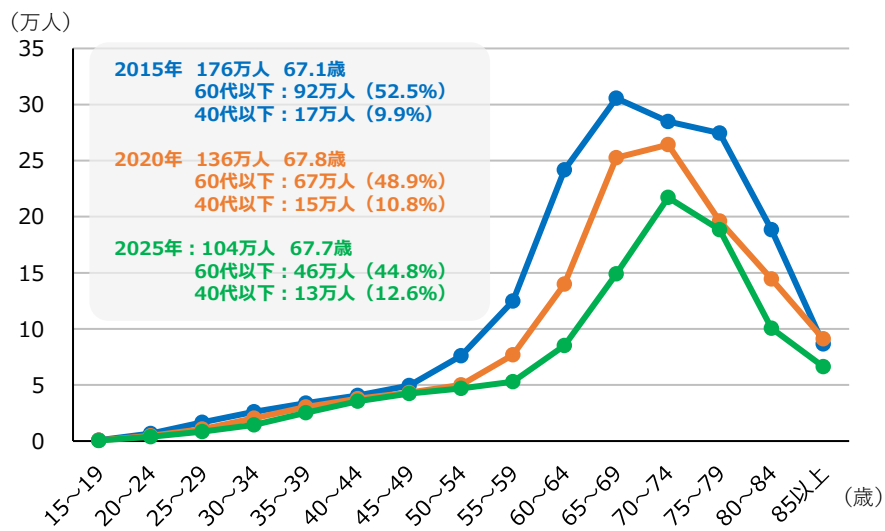


資料：農林水産省「平成12年生産農業所得統計」(全国値)、「令和2年生産農業所得統計」(全国値)
注：中山間地域の値とその内訳は、農林水産省農村振興局地域振興課が推計

担い手への農地集積の状況

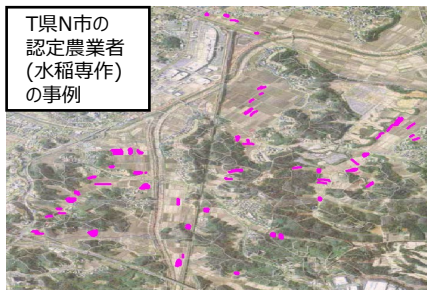
- 我が国において、高齢化・人口減少が本格化する中で、農業者の減少や耕作放棄地の拡大が加速化し、**地域の農地が適切に利用されなくなる**懸念。
- 生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、地域において農地が利用されやすくなるよう、目指すべき将来の具体的な利用の姿等を描き、分散錯圃の状況を解消して、農地の集約化等を進めるとともに、人の確保・育成を図る措置を講ずることが必要。
- このため、**農業経営基盤強化促進法等を改正**（令和5年4月1日施行）。

○ 基幹的農業従事者の減少が進展



資料：農林水産省「農林業センサス」

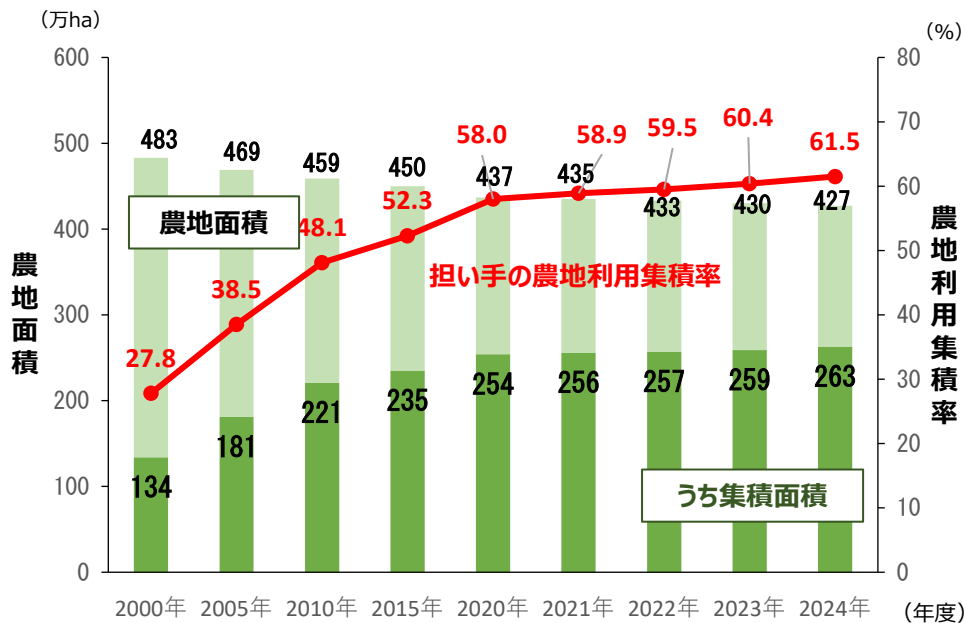
○ 担い手であっても経営農地が小さな区画で分散（分散錯圃）



経営面積**16.4ha**が、**70か所**に分散して存在
最も離れている農地間の直線距離は**5km**

○ 担い手の農地利用集積面積・集積率の推移

担い手への農地利用集積は、農地バンクを創設した2014年以降、加速化し、2024年度の集積率は61.5%となった。他方、担い手の経営耕地は分散しており、集約化はまだ途上にある。



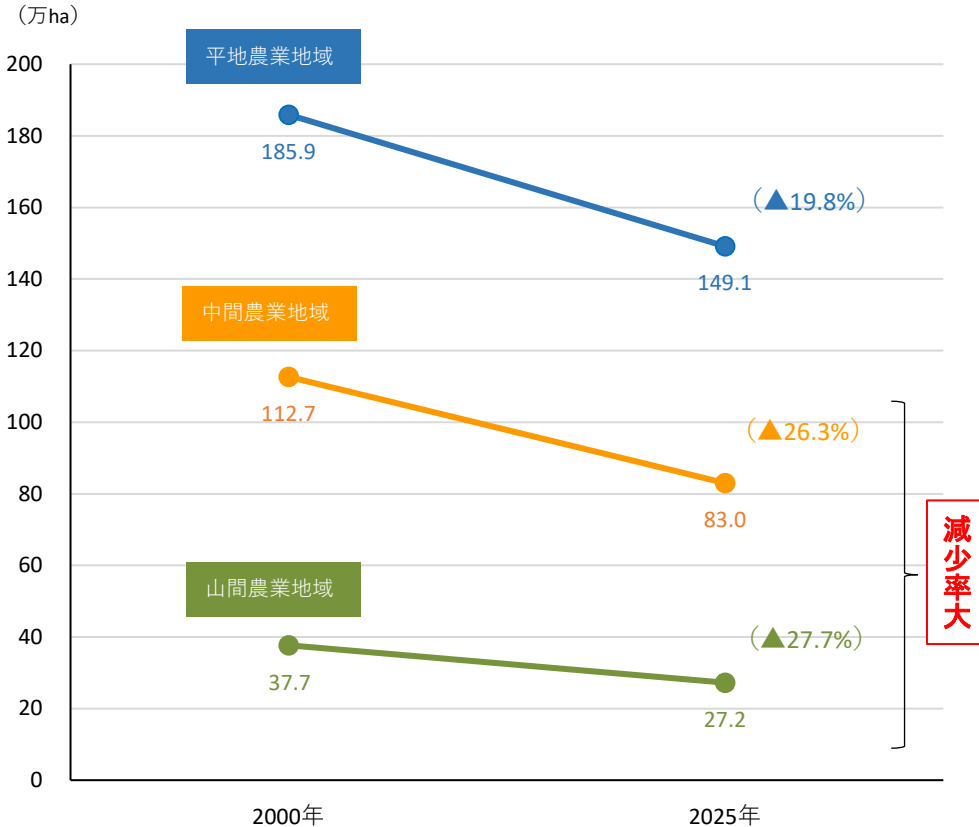
資料：農林水産省調べ

注：担い手の農地利用集積面積とは、認定農業者、認定新規就農者、市町村基本構想の水準到達者、集落営農経営が所有権・利用権・特定農作業受託により経営する面積

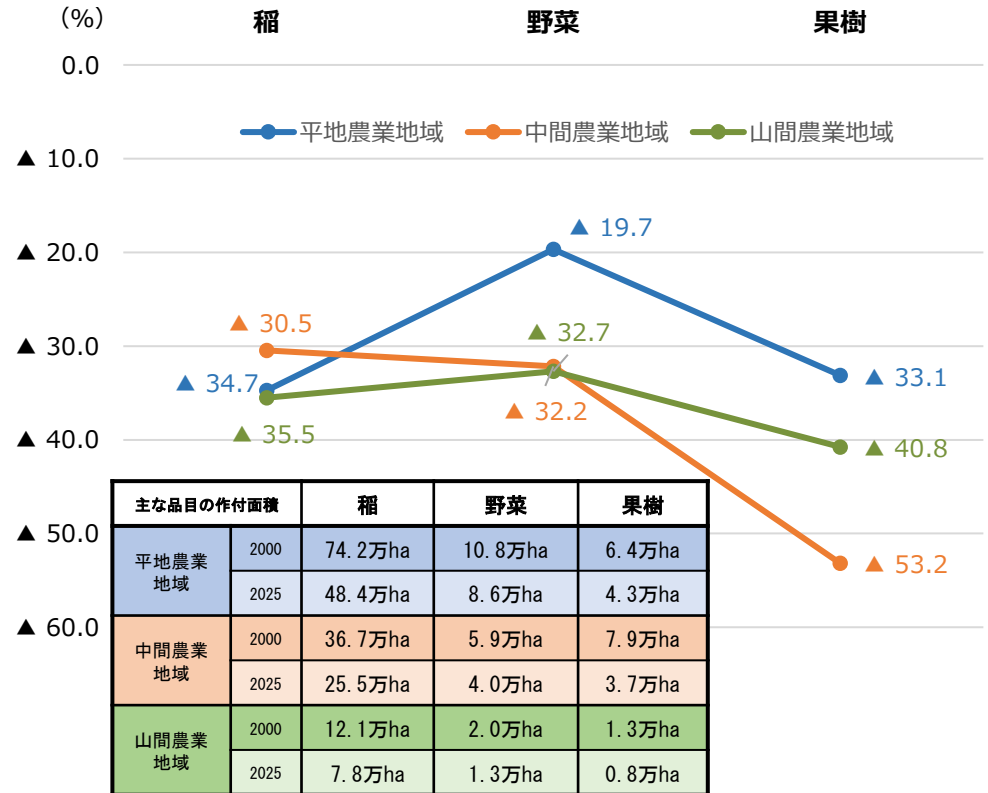
平地・中山間地別の経営耕地面積

- この25年で**経営耕地面積**は、**中山間地で大きく減少**。中山間地ほどではないが**平地も減少**。
- この25年で**品目別の作付面積**は、**米はどの農業地域も3割以上減少**。**野菜**は平地では約2割の減少に留まる一方で、**中山間地域では3割弱の減少**。**果樹**はどの農業地域も3割以上減少、特に**中山間地域の減少率が大きい**。

経営耕地面積の推移



主な品目の作付面積の減少率 (2000→2025年)



| 主な品目の作付面積 | | 稲 | 野菜 | 果樹 |
|-----------|------|---------|---------|--------|
| 平地農業地域 | 2000 | 74.2万ha | 10.8万ha | 6.4万ha |
| | 2025 | 48.4万ha | 8.6万ha | 4.3万ha |
| 中間農業地域 | 2000 | 36.7万ha | 5.9万ha | 7.9万ha |
| | 2025 | 25.5万ha | 4.0万ha | 3.7万ha |
| 山間農業地域 | 2000 | 12.1万ha | 2.0万ha | 1.3万ha |
| | 2025 | 7.8万ha | 1.3万ha | 0.8万ha |

- (備考) 1. 農林水産省「農林業センサス」より作成
 2. 2000年の経営耕地面積は、農家以外の事業者の地域類型別経営耕地面積(約20万ha)がないため、販売農家の地域類型別の割合を元に按分した。
 3. 2025年の経営耕地面積は、全農業経営体ベース。
 4. ()内の数字は、2000年から2025年の減少率。
 5. 主な品目の作付面積の2000年は販売農家ベース(一戸一法人含む)、2025年は個人経営体ベースの値。

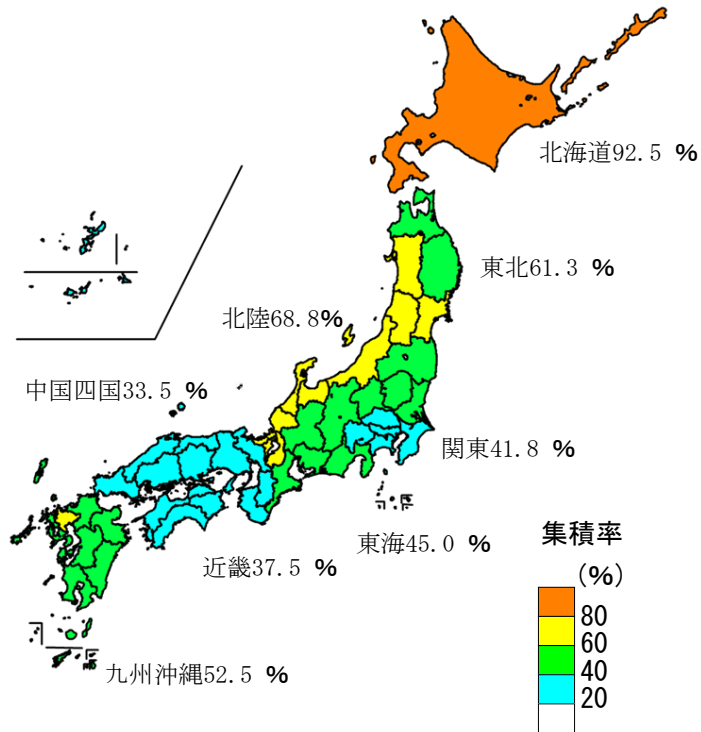
| 農業地域類型 | 基準指標 |
|--------|---|
| 平地農業地域 | ○耕地率20%以上かつ林野率50%未満の旧市区町村又は市町村。ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が90%以上のものを除く。 ○耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の旧市区町村又は市町村。 |
| 中間農業地域 | ○耕地率20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市区町村又は市町村。 ○耕地率20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市区町村又は市町村。 |
| 山間農業地域 | ○林野率80%以上かつ耕地率10%未満の旧市区町村又は市町村。 |

中山間地域と平地の担い手への農地集積の状況（令和7年3月末）

- 担い手への農地集積率は、**平地が最も進展**。都府県においては、**中山間地域ほど集積率が低い**
- 基盤整備完了地区は担い手への集積が高くなる傾向

【ブロック別】

全国 61.5%



【農業地域類型別】

<全国>

(単位: %)

| | 都市的地域 | 平地農業地域 | 中間農業地域 | 山間農業地域 | 全国 |
|-----|-------|--------|--------|--------|------|
| 水田型 | 53.6 | 74.7 | 56.0 | 48.3 | 59.7 |
| 田畑型 | 42.4 | 51.8 | 52.1 | 47.1 | 48.6 |
| 畑地型 | 49.1 | 87.6 | 76.1 | 74.1 | 76.8 |
| 全国 | 49.4 | 76.5 | 59.8 | 57.5 | 61.5 |

<都府県>

| | 都市的地域 | 平地農業地域 | 中間農業地域 | 山間農業地域 | 都府県 |
|-----|-------|--------|--------|--------|------|
| 水田型 | 52.5 | 69.4 | 54.1 | 46.3 | 56.5 |
| 田畑型 | 40.4 | 47.6 | 44.7 | 32.2 | 42.9 |
| 畑地型 | 35.2 | 50.6 | 40.3 | 38.9 | 41.0 |
| 都府県 | 46.6 | 61.2 | 49.1 | 41.2 | 50.2 |

※ 水田型: 水田率70%以上、田畑型: 水田率30%~70%、畑地型: 水田率30%未満

※ 農業地域類型は、令和5年時点の市区町村及び昭和25年時点の旧市区町村について分類されており、上記集計では令和5年時点の市区町村の分類をベースとしている。このため、市町村合併等により域内に多様な地形・地目が存在したとしても、いずれか1区分に属することとなることに留意が必要である。

【基盤整備完了地区】

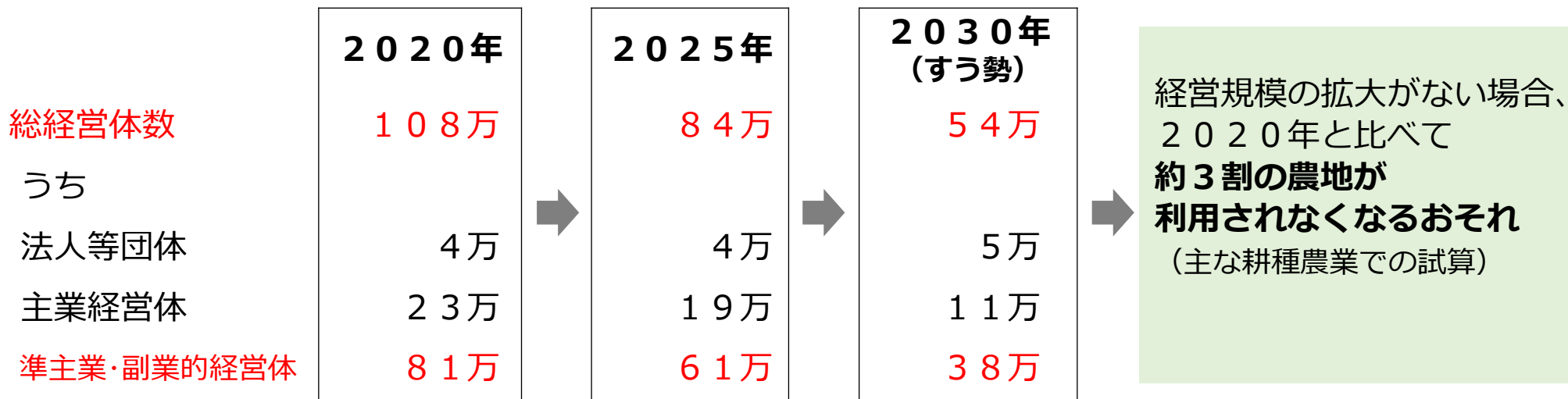
| 担い手への農地集積率 | 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率※ |
|------------|-------------------------|
| 61.5% | 87% |

※ 令和5年度に国営農地再編整備事業、国営緊急農地再編整備事業、農業競争力強化基盤整備事業、農地耕作条件改善事業、農山漁村地域整備交付金による基盤整備が完了した地区における実績

2. 農業経営体の減少と品目別の課題・対応方法

農業経営体の減少（2030年のすう勢）

- すう勢ベースでは、農業経営体は**全体として大きく減少し、2020年：108万 → 2030年：54万経営体に半減**する見込み。
- 経営体の種別では、**準主業+副業 > 主業（個人）**の順に減少。法人等団体は増加。



(参考) 経営体数の見通しの推計方法

法人等団体経営体

農林業センサス2010年～2020年値の増加率により推計

主業経営体、準主業・副業的経営体

主業経営体の近年の減少率（2021年～2023年で年率▲7.4%）や基幹的農業従事者の動態などを踏まえ推計

主業経営体：農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体
 準主業経営体：農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体
 副業的経営体：調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体

品目別の農業経営体の減少（2030年のすう勢）

- 経営体数は、全体的にどの品目も減少。準主業・副業的経営体の割合が高い土地利用型（コメ等）や果樹の減少率が特に大きいなど、品目によって減少率は異なる。

○ 経営体数（万経営体）

| | | 2020年 | 2030年 (試算) |
|---------------------|------------|-------|---------------|
| 土地利用型 (コメ・麦・大豆等) | 法人等団体経営体 | 1.6 | 2.1 |
| | 主業経営体 | 8.2 | 3.6 |
| | 準主業・副業的経営体 | 50 | 22 |
| | 合計 | 60 | 27 |
| 果樹 | 法人等団体経営体 | 0.2 | 0.2 |
| | 主業経営体 | 3.9 | 1.9 |
| | 準主業・副業的経営体 | 8.8 | 4.3 |
| | 合計 | 13 | 6.5 |

| | | 2020年 | 2030年 (試算) |
|------|------------|-------|---------------|
| 露地野菜 | 法人等団体経営体 | 0.3 | 0.4 |
| | 主業経営体 | 3.7 | 1.8 |
| | 準主業・副業的経営体 | 6.4 | 4.0 |
| | 合計 | 10 | 6.2 |
| 施設野菜 | 法人等団体経営体 | 0.2 | 0.3 |
| | 主業経営体 | 3.5 | 1.7 |
| | 準主業・副業的経営体 | 2.4 | 2.5 |
| | 合計 | 6.1 | 4.5 |

土地利用型作物（コメ・麦・大豆等）：経営体の減少を踏まえた将来予測（試算）

- 経営体数は27万経営体と半減。
- 経営規模の拡大を考慮せず、2020年時点の1経営体あたりの経営面積を基にして試算すると**2030年には農地利用が約70万ha減少するおそれ**。

○ 経営体数（万経営体）

| | 2020年 | 2030年 (試算) |
|------------|-------|---------------|
| 法人等団体経営体 | 1.6 | 2.1 |
| 主業経営体 | 8.2 | 3.6 |
| 準主業・副業的経営体 | 50 | 22 |
| 合計 | 60 | 27 |

経営体数は半減

○ 経営面積（万ha）

| | 2020年 | 2030年 (試算) |
|------------|-------|---------------|
| 法人等団体経営体 | 52 | 66 |
| 主業経営体 | 84 | 40 |
| 準主業・副業的経営体 | 80 | 36 |
| 合計 | 216 | 142 |

約70万haの農地利用が減少するおそれ

(参考) 2030年の経営面積（試算）について

- ・ 2030年にかけて経営規模が拡大しないと仮定し、経営類型（法人等団体経営体、主業経営体、準主業・副業的経営体）別に「2030年の経営体数」に「2020年の1経営体当たり経営面積」を乗じて算出

土地利用型作物（コメ・麦・大豆等）：現状分析（①規模拡大、②新規就農等）

- 土地利用型作物については、規模拡大は比較的順調に推移。
- 通常、品目毎では年一作となるため収益機会が少ないことや、面積あたりの収益が低く一定の所得を上げるには相当規模（15～20ha以上）の経営が必要であることから、外部からの参入は低調。

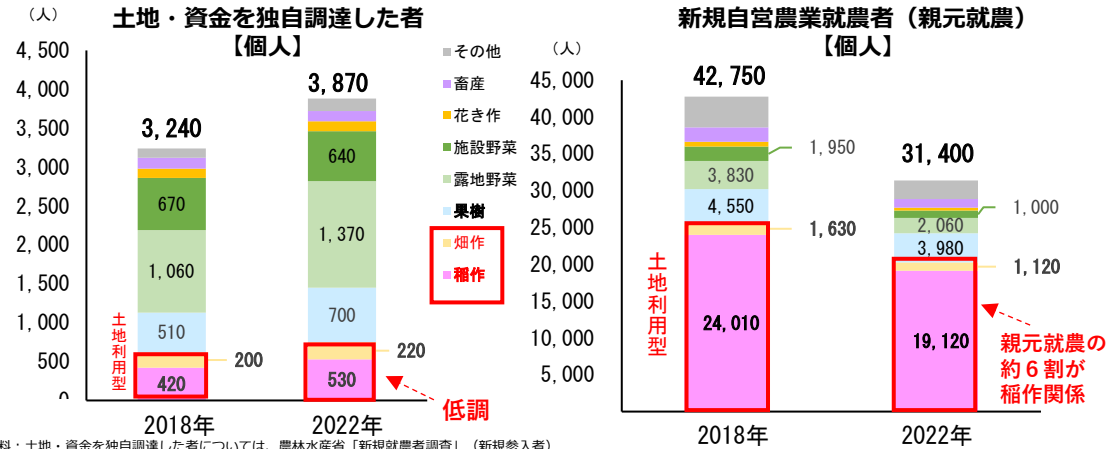
○ 1 経営体あたりの経営規模の推移（2010年からの10年間） （経営耕地面積）

| | 2010年 | 2020年 |
|----------------|------------|------------|
| 法人等 団体経営体 | 24.3 | 27.7 |
| 主業経営体 | 5.7 | 8.5 |
| 準主業・ 副業的経営体 | 1.3 | 1.5 |
| 平均 | 2.1 | 3.2 |

(ha/経営体)

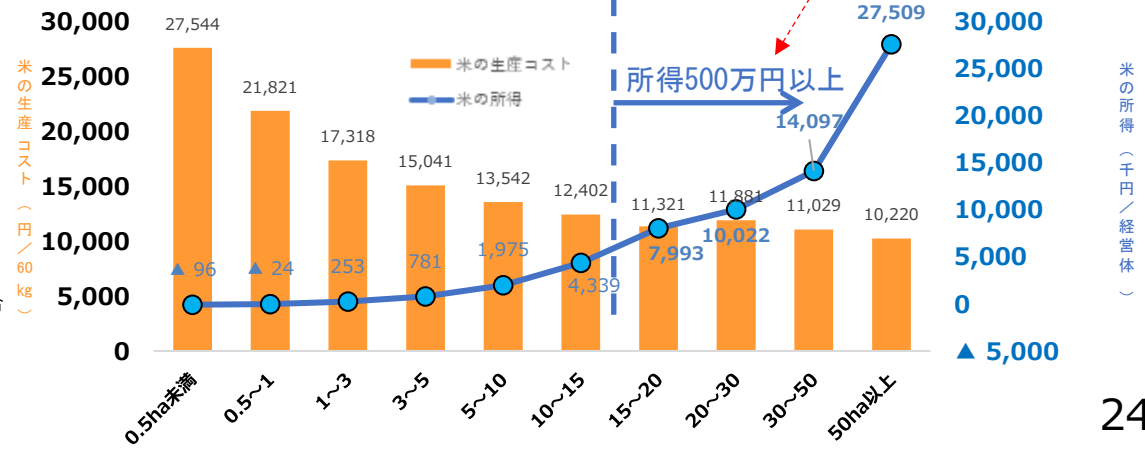
資料：農林水産省「農業センサス」の調査票情報を利用して集計

○ 新規就農等の状況



資料：土地・資金を独自調達した者については、農林水産省「新規就農者調査」（新規参入者）
新規自営農業就農者については、農林水産省「2015年農業センサス」、「2020年農業センサス」を用いた「新規就農者調査」の組替集計
注1）新規自営農業就農者は販売金額1位の部門別、新規参入者は新規参入時の主要部門別で集計。
注2）四捨五入により計と内訳が一致しないものがある。

○ コメの生産コストと所得（個別経営体）



資料：農林水産省大臣官房統計部「農産物生産費統計（令和5年産）」（組替集計）

注：経営耕地面積50ha以上かつ10a当たり資本利子・地代全額算入生産費に対する「賃借料及び料金」の割合が50%以上の経営体を除いた個別経営体の数値である。

参考：米の生産コスト＝資本利子・地代全額算入生産費

米の所得＝10a当たり所得×1経営体当たりの水稲作付面積

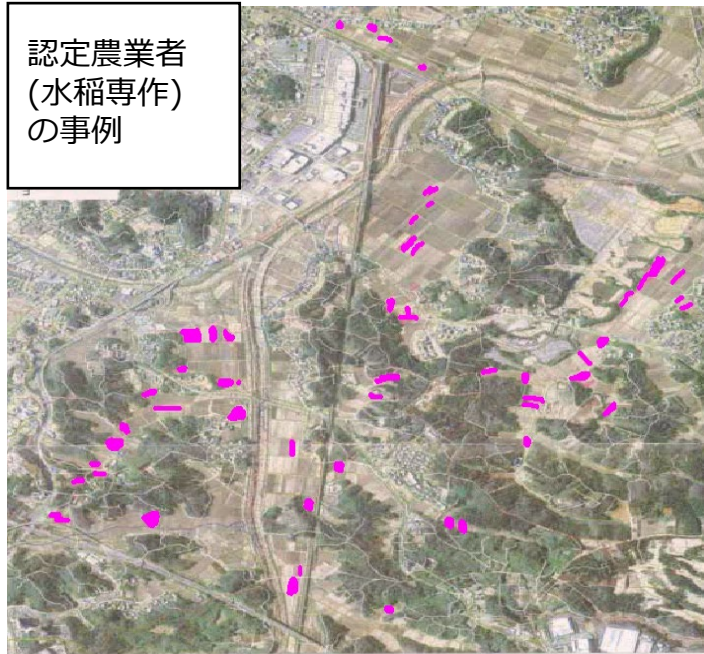
所得＝粗収益－〔生産費総額－（家族労働費＋自己資本利子＋自作地地代）〕

※粗収益には経営所得安定対策等の交付金を含む。

土地利用型作物（コメ・麦・大豆等）：現状分析（③生産性向上）

- 土地利用型作物は**農地の集約化により生産性の向上が図られる典型的な作物**である一方、担い手であっても**農地が分散している場合**があり、**集約化はその途上**。
- 技術については、果樹・野菜よりもスマート農業技術等の技術開発は進んでいるものの、**生産現場への普及は途上**。単収については、大豆など**諸外国に比して低い状況**。

○ 農地の分散錯圖の状況

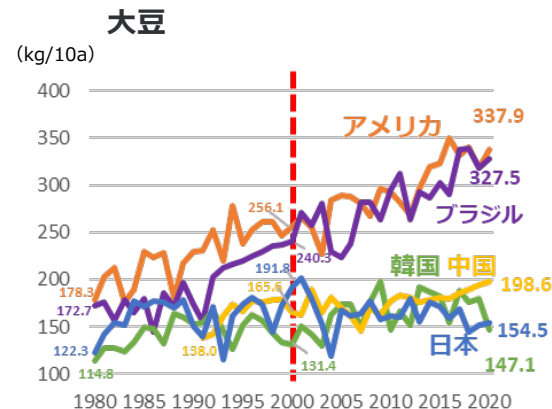
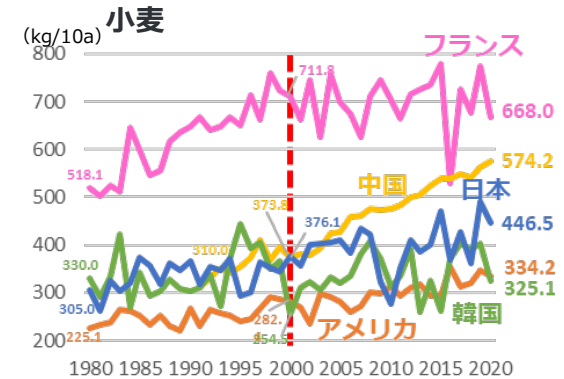
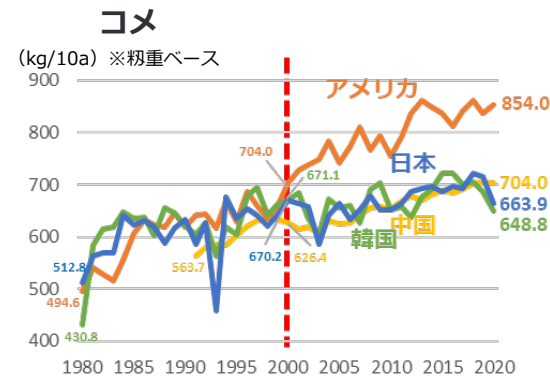


経営面積**16.4ha**が、**70か所**に分散して存在している。
（1か所当たり平均23a。写真は一部。）

最も離れている**農地間**の直線距離は**5 km**。

資料：農林水産省「平成25年度農地の面的集積に関する市町村実態調査」

○ 諸外国との単収の比較



資料：FAOSTATより農林水産省にて作成

土地利用型作物（コメ・麦・大豆等）：課題・対応方向

- 既存経営体の規模拡大＋資金力のある法人などの大規模な参入により、農地利用面積の減少をカバー。
- スマート農業等による生産性向上、新品種の導入等による単収向上により、農業者が減少する中でも生産の拡大を図る。

克服すべき課題

- 1経営体当たりの経営面積を大幅に拡大
- スマート農業等による生産性向上



これを実現するためには、農地の集約化が不可欠



対応方向

- 地域計画を活用し、規模拡大する経営体へ農地バンクを通じて農地の集約化を進めるとともに、農地の大区画化等の基盤整備を推進
また、麦・大豆等の生産性向上や規模拡大に向け、水田の汎用化・畑地化、畑地整備等を推進
- 農地の受け手となる経営体の資金力の拡大、労働力の確保、経営管理能力の向上を進める
- スマート農業の本格化の条件整備、新品種の導入等による単収向上

野菜：経営体の減少を踏まえた将来予測（試算）

- 主業経営体の大幅な減少が課題。
- 経営規模の拡大を考慮せず、2020年時点の1経営体あたりの経営面積を基にして試算すると、法人の増加により、生産減少の影響は比較的小さい。

露地野菜

○ 経営体数（万経営体）

| | 2020年 | 2030年 (試算) |
|------------|-------|---------------|
| 法人等団体経営体 | 0.3 | 0.4 |
| 主業経営体 | 3.7 | 1.8 |
| 準主業・副業的経営体 | 6.4 | 4.0 |
| 合計 | 10 | 6.2 |

○ 経営面積（万ha）

| | 2020年 | 2030年 (試算) |
|------------|-------|---------------|
| 法人等団体経営体 | 4.2 | 6.3 |
| 主業経営体 | 15 | 7.3 |
| 準主業・副業的経営体 | 6.8 | 4.2 |
| 合計 | 26 | 18 |

施設野菜

○ 経営体数（万経営体）

| | 2020年 | 2030年 (試算) |
|------------|-------|---------------|
| 法人等団体経営体 | 0.2 | 0.3 |
| 主業経営体 | 3.5 | 1.7 |
| 準主業・副業的経営体 | 2.4 | 2.5 |
| 合計 | 6.1 | 4.5 |

○ 経営面積（万ha）

| | 2020年 | 2030年 (試算) |
|------------|-------|---------------|
| 法人等団体経営体 | 0.4 | 0.5 |
| 主業経営体 | 2.1 | 1.0 |
| 準主業・副業的経営体 | 0.8 | 0.8 |
| 合計 | 3.2 | 2.3 |

主業経営体の経営体数は半減

生産減少の影響は比較的小さい

(参考) 2030年の経営面積（試算）について

・ 2030年にかけて経営規模が拡大しないと仮定し、経営類型別に「2030年の経営体数」に「2020年の1経営体当たり経営面積」を乗じて算出

野菜：現状分析（①規模拡大、②新規就農等）

- 露地野菜の規模拡大は進展。
- 野菜は年に複数回生産できること、面積当たりの付加価値が大きいことなどから、新規就農・参入意欲が高い。
- 一方、面積当たりの単価を抑える必要がある加工・業務用野菜については、生産が伸び悩み。

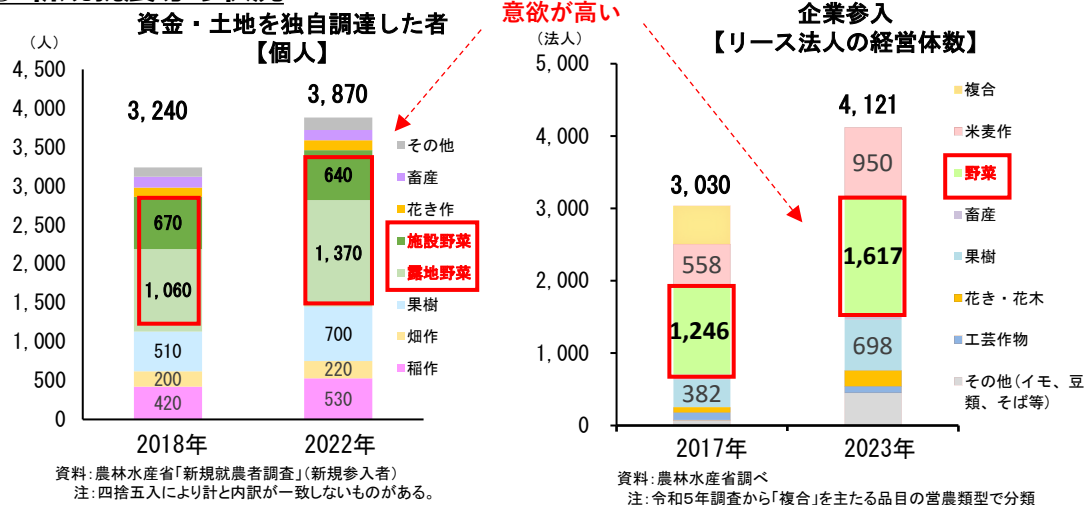
○ 1 経営体あたりの経営規模の推移（2010年からの10年間） （経営耕地面積）

| 露地野菜 | 2010年 | 2020年 |
|----------------|------------|---------------------|
| 法人等 団体経営体 | 15.4 | 15.6 |
| 主業経営体 | 3.3 | 4.0 |
| 準主業・ 副業的経営体 | 1.0 | 1.1 |
| 平均 | 2.0 | 2.5 (ha/経営体) |

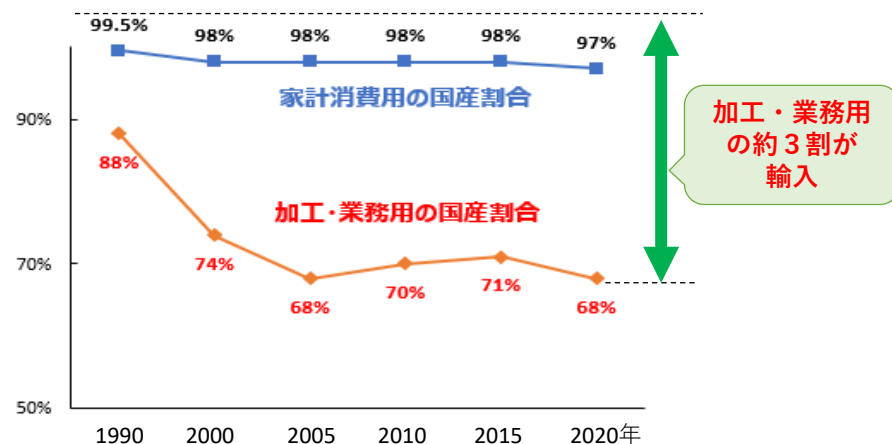
| 施設野菜 | 2010年 | 2020年 |
|----------------|------------|---------------------|
| 法人等 団体経営体 | 4.1 | 4.3 |
| 主業経営体 | 1.9 | 1.9 |
| 準主業・ 副業的経営体 | 1.1 | 1.1 |
| 平均 | 1.6 | 1.7 (ha/経営体) |

資料：農林水産省「農業センサス」の調査票情報を利用して集計

○ 新規就農等の状況



○ 加工・業務用野菜と家計消費用野菜の国産割合の推移

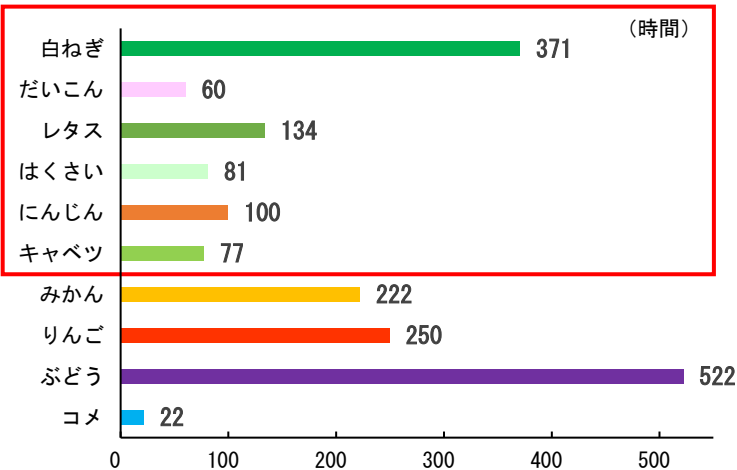


資料：農林水産省「食料需給表」

野菜：現状分析（③生産性向上）

- 労働集約型である露地野菜については、産地形成されているところもある一方で、機械化が進んでおらず**収穫を人手に依存**。このことが**規模拡大を困難にし、コストの引下げを難しくしている**。
- **施設野菜**については**環境制御技術の開発は進んでいるものの、収穫等人手に依存する作業の機械化は進んでいない**。
- ニーズが高まっている**加工・業務用野菜の増産**には、**規模拡大による集約化とスマート化によるコスト削減**が不可欠。

○ 品目別の労働時間（10a当たり）



資料：
 コムギ：農林水産省「農産物生産費統計（令和4年産）（個別経営体）」
 コムギ以外：農林水産省「営農類型別経営統計（令和4年）（個人経営体）」

○ 各作業別の開発が必要なスマート農業技術（露地野菜）

| | 耕耘 | 育苗 | 移植 | 管理作業 (除草、防除) | 収穫・調製 |
|----------|----------------------|-----------------|---------------------------|------------------------|--|
| 現状 | 耕耘、施肥、畝立て等乗用型農機で行う作業 | 生育状況を踏まえた栽培管理業務 | 乗用型農機により行う移植作業 | 乗用型農機により行う施肥・防除・除草等の作業 | ・人手をかけた収穫 ・調製・箱詰め作業 ・自動収穫機における低歩留の収穫、人手をかけた機上選別作業 |
| 開発が必要な技術 | | | 機械収穫に適した精密な移植を行う自動定植機への改良 | 自律走行の農薬散布機の開発・改良 | 刈取部を長くすることで機械収穫特性を有し、歩留まりを改善する等の形質を持った品種の開発 |

○ 各作業別の開発が必要なスマート農業技術（施設野菜）

| | 環境整備 | 栽培管理 | 除草 | 収穫 | 出荷 |
|----------|--------------------------|---------------------------------|--------------------|--------------------------|------------------------|
| 現状 | 環境制御装置によるハウス内の温度等の管理 | 手作業による追肥、整枝等 | 手作業による除草 | かがんだ姿勢での手作業による収穫 | 人手をかけた目視での選別作業 |
| 開発が必要な技術 | 収量・品質向上等に資する局所CO2施用設備の改良 | 自動収穫機の汎用化を通じた整枝、摘心等作業の自動ロボットの開発 | 高うね栽培により畝間の除草作業が不要 | 自動走行及び画像認識による自動収穫ロボットの開発 | 選別及び箱詰め等の作業の完全自動化技術の開発 |

野菜：課題・対応方向

- 野菜については、**新規就農や新規参入が比較的順調に進んでいる**が、**露地野菜**については**規模拡大も重要**。
- 特に今後需要が増える**加工・業務用野菜**については、**規模拡大による大ロット化が不可欠**。
- **労働集約型の品目**であり、**技術による生産性向上**が求められている。

克服すべき課題

- **露地野菜などの大規模化を図るため、特にニーズが高まっている加工・業務用**について、**農地の集約化が必要**
- **施設園芸**についても、**施設の拡大を行うためには資本力が必要**
- 上記を実現するための**技術が不足**



対応方向

- **露地野菜**については、**加工・業務用野菜等の需要に応えつつ、基盤整備を活用し、地域計画に基づき集約化した産地を育成**
- **施設野菜**については、**大規模施設の増加、それを可能にする法人等の経営基盤強化**
- **労働力の確保に加え、スマート農業技術の導入に当たっての栽培方式の転換**
スマート農業技術の開発・普及、技術の効果をも最大限発揮できる品種の開発

果樹：経営体の減少を踏まえた将来予測（試算）

- 全ての経営体で減少又は横ばい。
- 経営規模の拡大を考慮せず、2020年時点の1経営体あたりの経営面積を基にして試算すると、2030年の経営面積は**5割弱の減少**。

○ 経営体数（万経営体）

| | 2020年 | 2030年 (試算) |
|------------|-------|---------------|
| 法人等団体経営体 | 0.2 | 0.2 |
| 主業経営体 | 3.9 | 1.9 |
| 準主業・副業的経営体 | 8.8 | 4.3 |
| 合計 | 13 | 6.5 |

**全ての経営体で
減少又は横ばい**

○ 経営面積（万ha）

| | 2020年 | 2030年 (試算) |
|------------|-------|---------------|
| 法人等団体経営体 | 1.2 | 1.5 |
| 主業経営体 | 9.3 | 4.7 |
| 準主業・副業的経営体 | 10 | 4.9 |
| 合計 | 20 | 11 |

5割弱の減少

(参考) 2030年の経営面積(試算)について

- 2030年にかけて経営規模が拡大しないと仮定し、経営類型(法人等団体経営体、主業経営体、準主業・副業的経営体)別に「2030年の経営体数」に「2020年の1経営体当たり経営面積」を乗じて算出

果樹：現状分析（①規模拡大、②新規就農等）

- 2010年からの10年間で、**法人経営を除き経営規模はほぼ変化していない。**
- **新規就農者も少ない**（未収益期間を乗り越える**資本力が必要**）。
- 一方で、**国産果実の需要は堅調**で**価格も上昇傾向**。参入すれば**収益を上げることが可能**。

規模拡大、新規就農・参入に期待できず、大幅に生産減少するリスク

○ 1 経営体当たりの経営規模の推移（2010年からの10年間） （経営耕地面積）

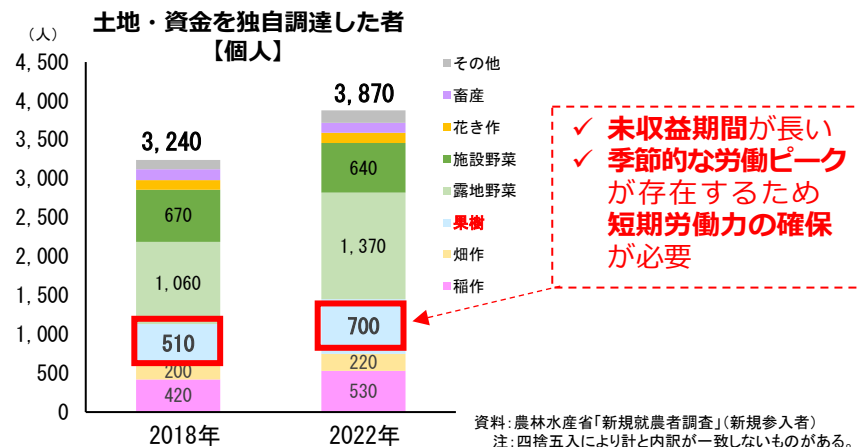
| | 2010年 | 2020年 |
|----------------|------------|------------|
| 法人等 団体経営体 | 4.2 | 4.8 |
| 主業経営体 | 1.7 | 1.8 |
| 準主業・ 副業的経営体 | 0.8 | 0.8 |
| 平均 | 1.1 | 1.2 |

(ha/経営体)

**法人の経営規模は拡大
（その他はほぼ変化なし）**

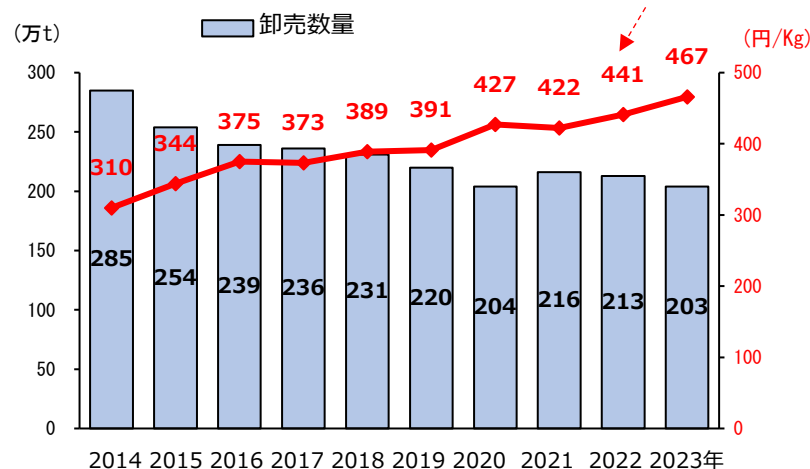
資料：農林水産省「農林業センサス」の調査票情報を利用して集計

○ 新規就農等の状況



✓ 未収益期間が長い
✓ 季節的な労働ピークが存在するため
短期労働力の確保が必要

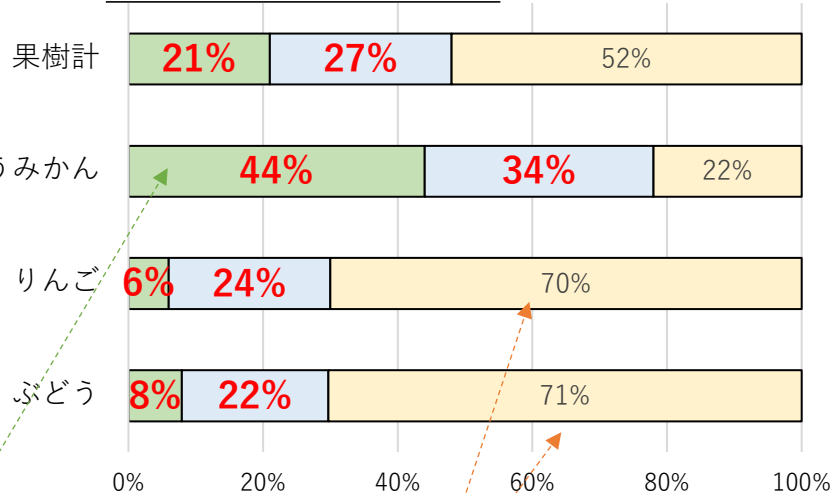
○ 国産果実の卸売数量・価格の推移



果樹：現状分析 (③生産性向上)

- 中山間地域での栽培が多く、労働生産性の向上が困難。
- 短期に労働ピークが集中する労働集約的な品目。
- スマート農業技術等の開発・普及が最も遅れている。

○ 傾斜度別の樹園地の割合



□ 山間地 (15度以上) □ 比較的平坦 (5~15度) □ 平坦 (5度未満)

資料：農林水産省果樹花き課調べ (平成14年度以降調査なし)

山間地の多い地域
(樹園地の傾斜15度以上)



平坦な地域
(樹園地の傾斜5度未満)

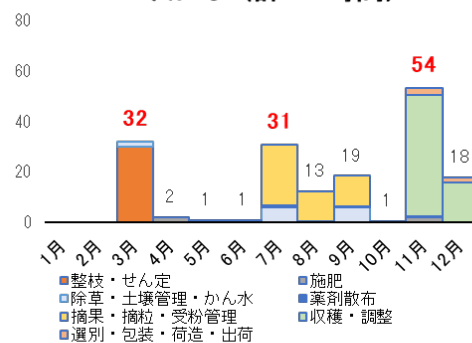


- ・ 急傾斜の段々畑では軽トラック等で園地までたどり着けない。
- ・ 作業中の危険性が高く機械化が困難。

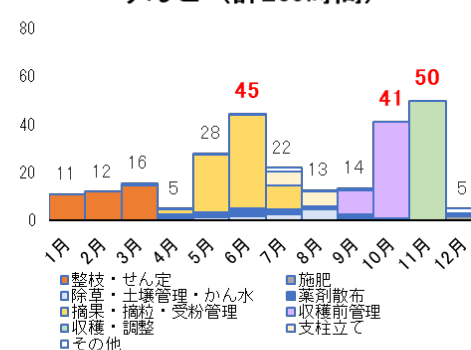
- ・ 枝が広がった高い樹形が整列せずに並ぶ。
- ・ 1本ずつの樹を立体的に回る作業が必要となり動線が複雑。
- ・ 複雑な動線に合わせての機械開発・導入はハードルが高い。

○ 品目別年間労働時間推移 (10aあたり作業時間)

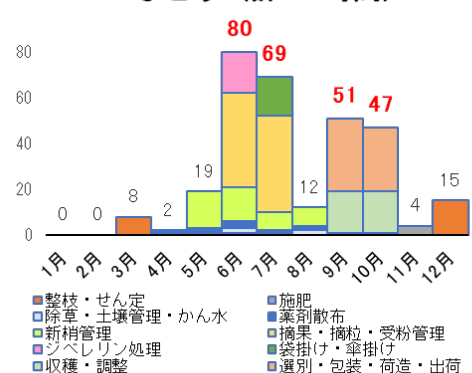
みかん (計170時間)



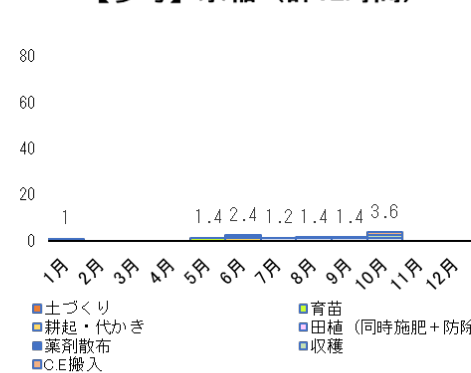
りんご (計260時間)



ぶどう (計307時間)



【参考】水稲 (計12時間)



資料：各産地の調査を基に農林水産省農産物果樹・茶グループにて整理

果樹：課題・対応方向

- **規模拡大、新規就農・参入、生産性向上全てに課題を抱えており、抜本的に施策の強化が必要。**

克服すべき課題

- 傾斜地等の立地条件が悪く、現状のままでは規模拡大や生産性向上が困難
- 未収益期間が長く、規模拡大に必要な資本力を持った参入者が現状では不足
- 機械化が最も遅れており、労働力不足をカバーできていない



対応方向

- 地域計画を活用し、基盤整備による労働条件の改善や樹園地の新たな果樹団地への移設を進めるなどより生産性の高い果樹産地を育成する
- 新たな果樹団地で機械化、スマート化、省力樹形の導入等を行い、生産性向上を図る
- 資金力がある法人等の参入に向けた制度も含めた支援のあり方の検討を行う

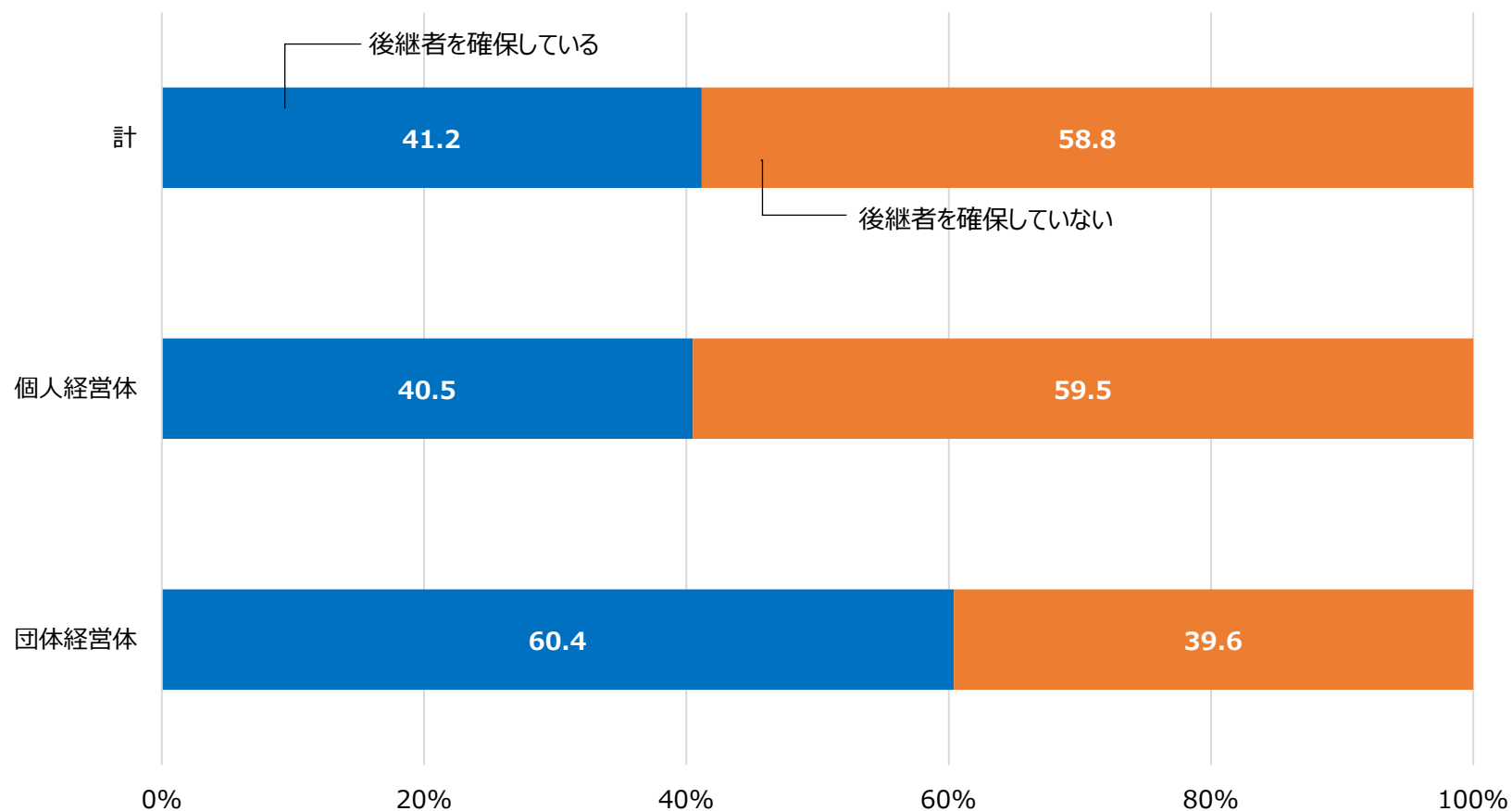
3. 具体的施策

(1) 経営継承

農業後継者の確保状況

- **農業経営体（経営主が65歳以上）の後継者の確保割合は41.2%**。これを**団体経営体**についてみると**60.4%**で、個人経営体に比べて後継者を確保している割合が高い。

農業経営体（経営主が65歳以上）の後継者の確保割合

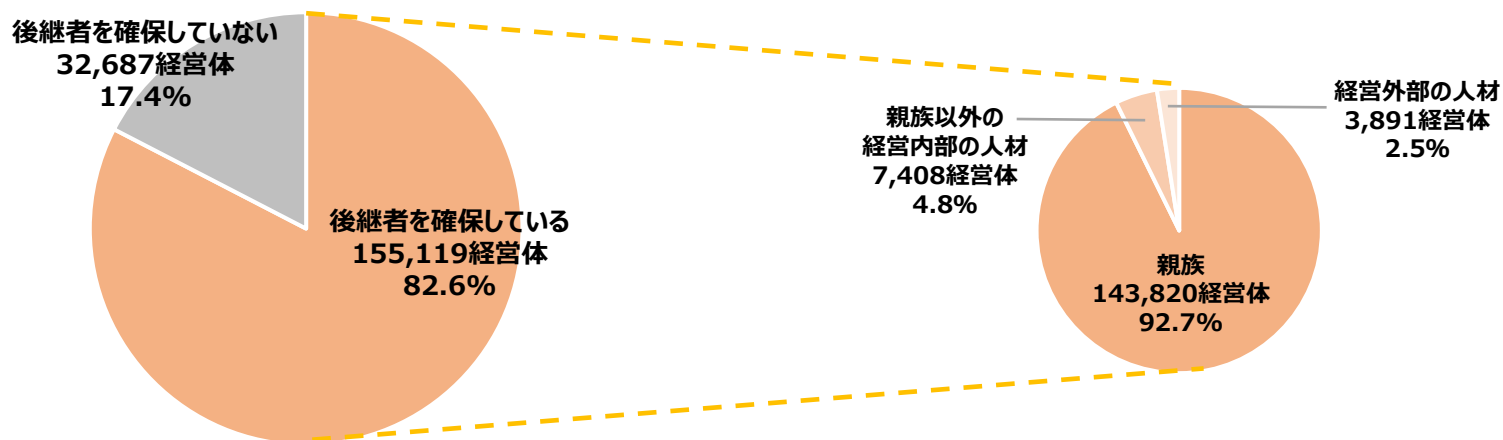


資料：農林水産省「2025年農林業センサス」（組替集計）

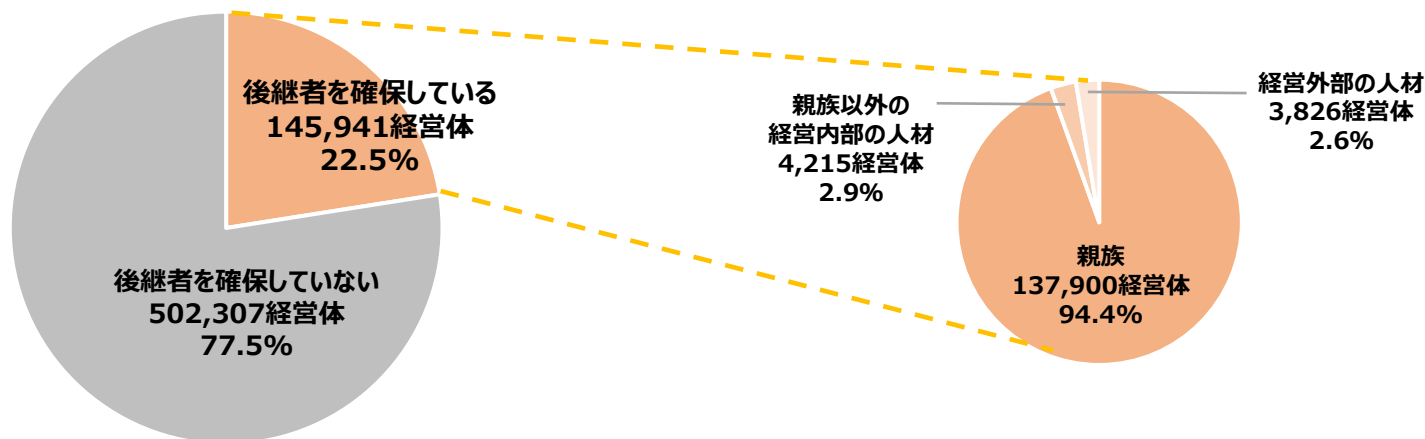
農業経営体の後継者の不在

- 後継者の確保状況について、「5年以内に後継者に引き継ぐ意向がある経営体」のうち、82.6%は後継者を確保している。その一方で、「5年以内に後継者に引き継ぐ意向がない経営体」においては、77.5%が「後継者を確保していない」と回答。
- 生産基盤の維持には、後継者を確保し、**経営継承を行うことが必要**。

【 5年以内に後継者に引き継ぐ意向がある（187,806経営体） 】



【 5年以内に後継者に引き継ぐ意向がない（648,248経営体） 】



経営継承とは

- **農業経営の継承**とは、**農地や機械・設備等の有形資産、技術・ノウハウ等の無形資産を含む経営資産を次世代に引き継いでいくこと。**
- 農業者の高齢化と減少が進む中、地域農業を持続的なものにしていくためには、計画的な経営継承が重要。

○継承する経営資産の構成

| 経営資産 | | |
|--|--|---|
| 経営(人) | 資産(有形資産) | 知的資産(無形資産) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営権 (代表としての地位) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産 (農地、農業用ハウス、畜舎など) ・ 機械・設備 ・ 生物 (樹体、乳牛、繁殖牛・豚など) ・ 株式 ・ 運転資金 など | <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営理念 ・ ノウハウ ・ 従業員の技術や技能 ・ 知的財産 (ブランド、商標など) ・ 販路・顧客 など |

○経営継承の類型

| 類型 | 概要 | 主なメリット・留意点 |
|-------|--|---|
| 親族内継承 | 現経営者から親族への継承 【現役の経営者の子息・子女等】 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係者から心情的に受け入れやすい ○ 贈与や相続により資産を引き継げる ▲ 親族内に経営能力のある者がいるとは限らない ▲ 相続人が複数いる場合、後継者の決定や経営資産の集中が困難 |
| 親族外継承 | 従業員等 (内部人材) への継承 【共同創設者、部門長、優秀な若手従業員等】 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 多数の内部人材から後継者を選択できる ○ 事業内容を理解しているため、取引先などに対する安心感がある ▲ 経営者マインドが不足しがち ▲ 後継者候補が資産、株式を買い取る資金力がないことが多い |
| | 第三者 | 親族や従業員以外の者への継承 【外部人材の招へい、事業譲渡等】 |

経営継承に係る主な支援策

(1) 準備段階

- ・ 就農研修者への支援
- ・ 経営資産の取得・改修支援

- 就農準備資金の交付（150万円/年、最長2年）
- 雇用就農資金（新法人設立支援タイプ）の交付（移譲希望者に120万円/年（3年目以降60万円/年）、最長4年）
- 市町村・JA・民間団体等による、新規就農者の誘致体制の構築、研修農場の整備、就農希望者の者の相談対応・指導の実施等を支援（農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業）

(2) 円滑化段階

- ・ 経営資産の取得・改修支援

- 青年等就農資金による長期・無利子資金（実質無担保・無保証人も可）
- 農業用ハウス、畜舎等の補改修を支援（産地生産基盤パワーアップ事業、畜産クラスター事業等）
- 新規就農者に対し、機械・施設等の修繕・移設・撤去、専門家への相談料等を支援（世代交代・初期投資促進事業 国費上限600万円）

(3) 経営発展段階

- ・ 後継者の就農定着支援
- ・ 後継者の経営発展等支援

- 経営開始資金の交付（150万円/年、最長3年）

- 就農後の経営発展のために機械・施設等の導入を支援（経営発展支援事業 国費上限500万円、経営開始資金の交付対象者は国費上限250万円。地域農業構造転換支援事業 国費上限3,000万円（法人）又は1,500万円（個人））

(4) 全段階共通

- ・ 経営継承に向けた検討・話合いの場
- ・ 都道府県センターによる経営継承促進支援
- ・ 基本手引書の作成

地域計画の策定

農業経営・就農支援センターによる経営診断、継承計画等支援

農業の経営継承に関する手引き（継承の進め方・注意点、自己診断表、課税計算シート、経営資源評価方法、継承計画策定方法等）

- スーパーL資金、農業近代化資金、経営体育成強化資金による長期・低利資金（スーパーL資金、農業近代化資金は当初5年間の金利負担軽減も可）
- 資本増強ニーズに対するアグリ社等の出資、農林漁業経営資本強化資金（資本性ローン）

- ・ 金融支援

- 農地の相続税・贈与税の納税猶予・免除
- 土地・建物・減価償却資産（車両・機械等）、株式の相続税・贈与税の納税猶予・免除（個人版・法人版事業承継税制）

- ・ 親族間継承への税制特例

- 農地バンクを通じて農地を譲渡した場合等の譲渡所得の特別控除
- 設備投資減税、継承後の経営リスクに備えた準備金制度（経営資源集約化税制）

- ・ 第三者継承への税制特例

(2) 認定農業者

認定農業者制度の概要

- **担い手が農業生産の相当部分を担う農業構造**を確立するため、農業経営基盤強化促進法（1993年制定）に基づく認定農業者制度を創設。
- 農業者が市町村の基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、**経営の改善を進めようとする計画を市町村等が認定**し、これらの**認定を受けた農業者に対して支援措置**を講じようとするもの。

農業経営改善計画の作成

（5年後の目標とその達成のための取組内容を記載）

経営改善計画の記載内容

- 営農活動の現状及び目標（営農類型、年間所得、年間労働時間）
- 農業経営の規模拡大に関する現状及び目標（作付面積、飼養頭数、関連・附帯事業の売上等）
- 生産方式の合理化・経営管理の合理化
- 農業従事の様態の改善 等

※農業用施設の整備に関する事項（施設の種類、規模、所在等）を記載することも可能

市町村等^{※1}へ申請

（電子申請も可能）

※1 農業経営を営む区域（農用地又は農業生産施設^{※2}が所在する区域）が市町村又は都道府県の区域を超える場合は、都道府県又は国

※2 農業生産施設とは、畜舎、温室その他これらに類する農畜産物の生産の用に供する施設

認定要件

※都道府県・国認定も同様

- ・市町村の基本構想に照らし適切なものであるか（目標所得水準を目指すものとなっているか）
- ・農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであるか
- ・達成される見込みが確実であるか

【農業用施設の整備に際して農地転用の許可を要する場合】

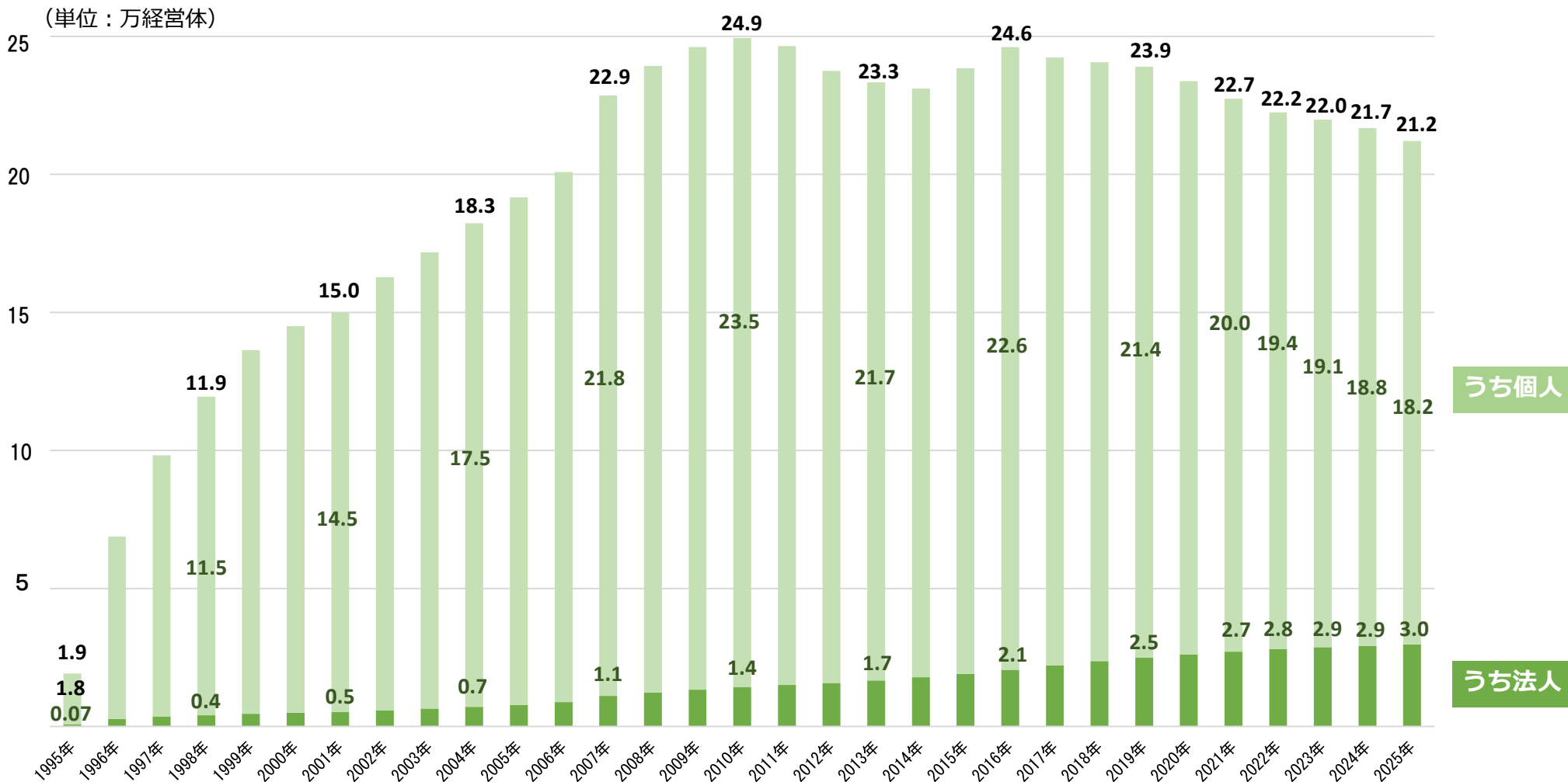
- ・農地転用許可基準を満たしているかどうか（都道府県知事の同意）

認定農業者

各種支援

認定農業者数の推移

○ 2025年の認定農業者数は21.2万経営体となっており、個人は18.2万経営体と2017年から9年連続で減少している。一方で、法人は3.0万経営体となっており、1995年から一貫して増加している。



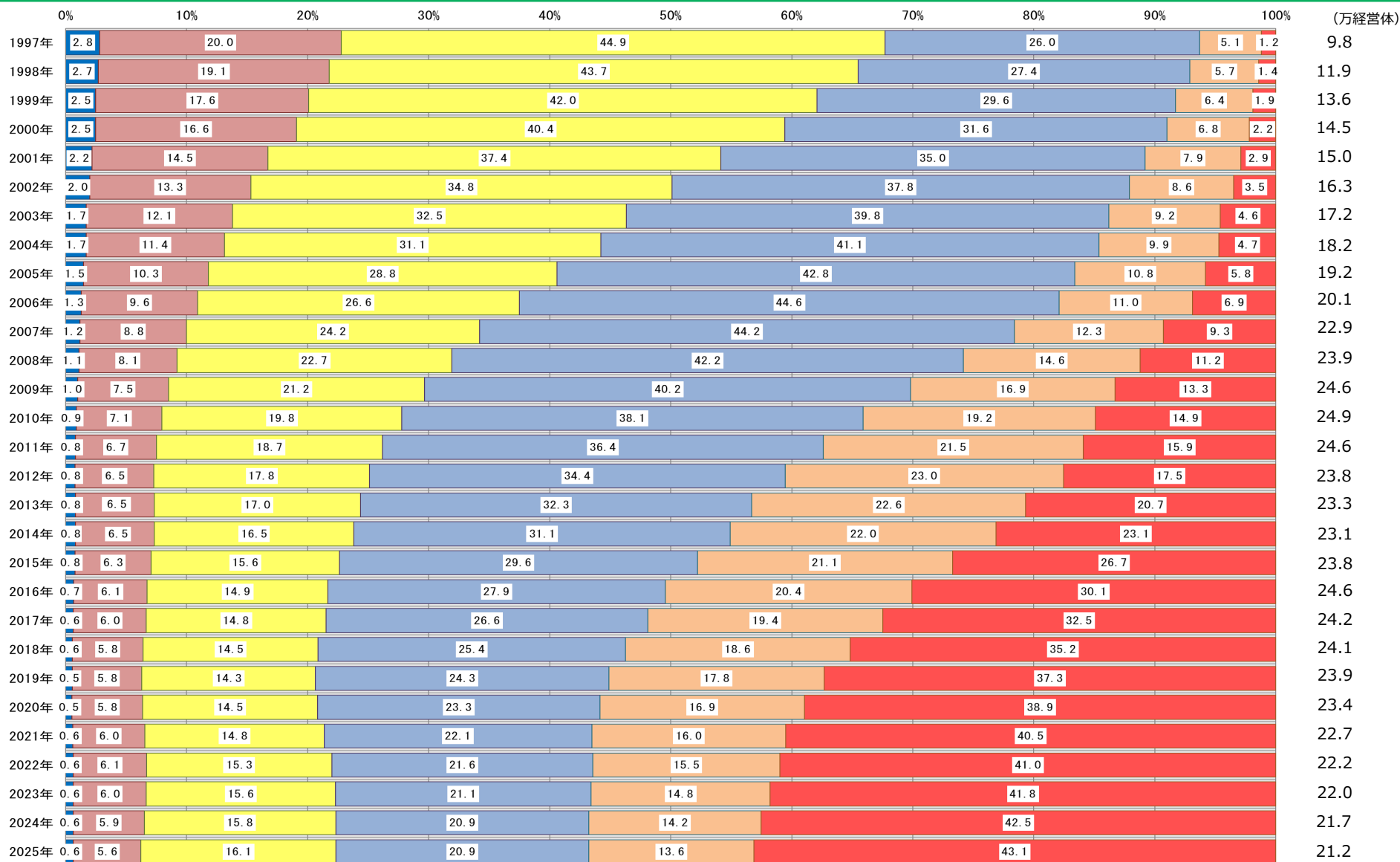
資料：農林水産省経営局経営政策課調べ（各年3月末時点の数字）

注1：2009年からは、特定農業法人で認定農業者とみなされている法人を含む。

注2：四捨五入の関係で内訳と計が一致しない場合がある。

認定農業者の年齢構成の推移

○ 農業者の高齢化が進んでいるのと同様に、65歳以上の認定農業者の割合は増加傾向で推移しており、2025年には43.1%となっている。



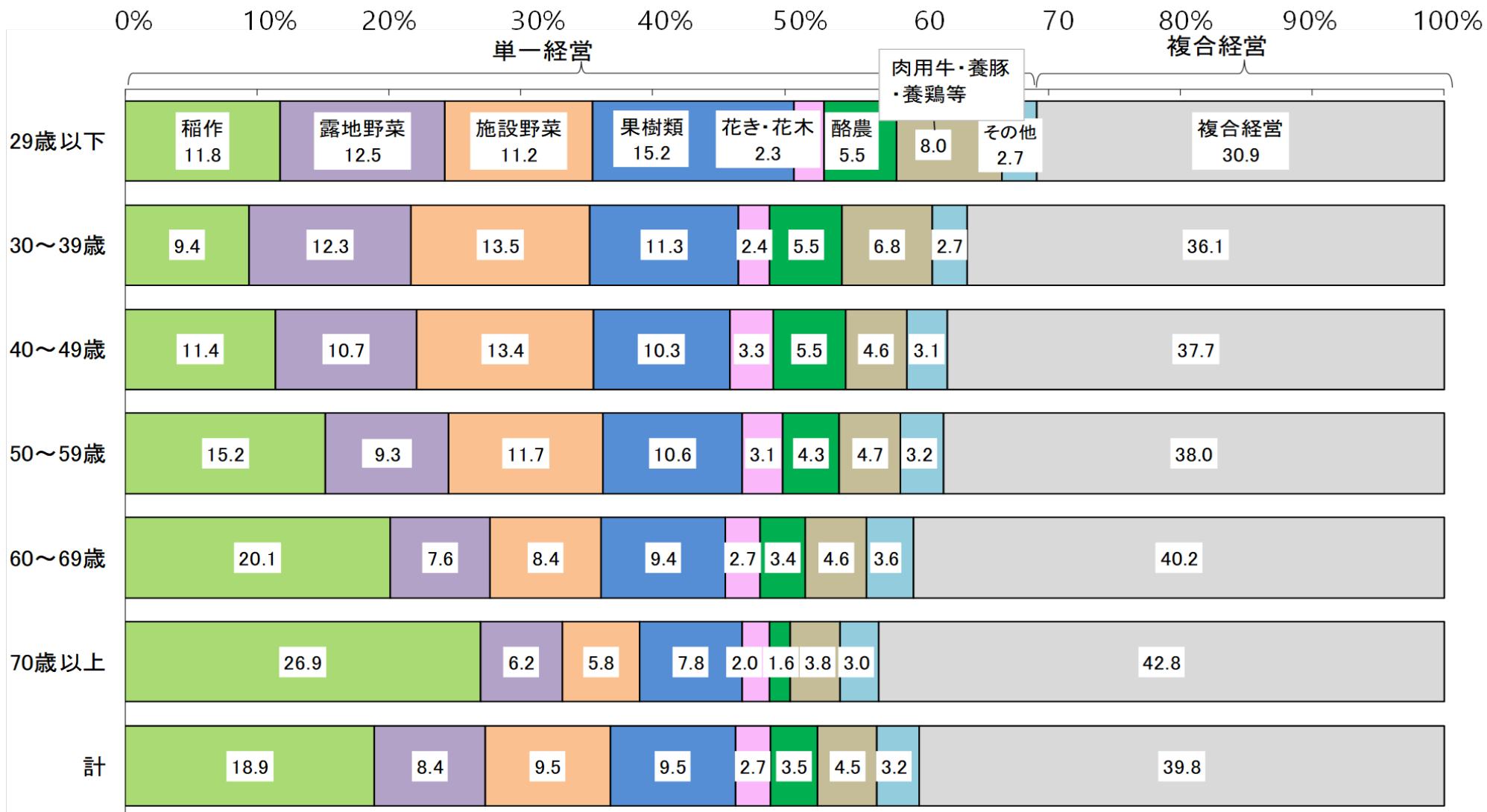
注1：法人、共同申請を除く。

注2：四捨五入の関係でそれぞれの項目の和が100%にならない場合がある。

■：29歳以下 ■：30～39歳 ■：40～49歳 ■：50～59歳 ■：60～64歳 ■：65歳以上

年齢階層別・営農類型別の認定状況（2025年）

○ 若年層になるほど露地野菜、施設野菜、果樹類の単一経営の割合が高くなり、高齢層になるほど稲作の単一経営、複合経営の割合が高くなる傾向にある。一方で、29歳以下の層は、果樹類の単一経営の割合が高くなっている。

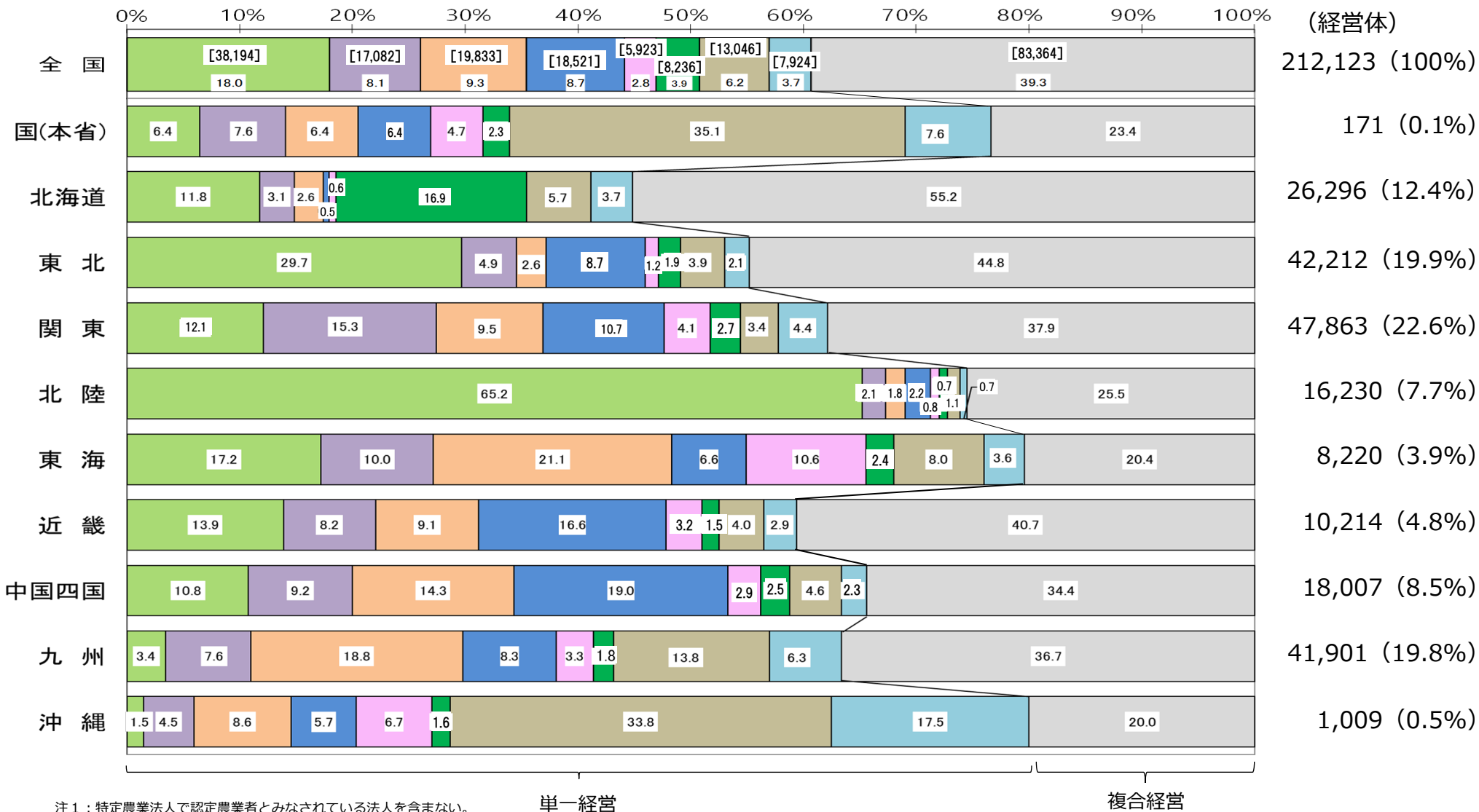


注1：法人、共同申請を除く。

注2：四捨五入の関係でそれぞれの項目の和が100%にならない場合がある。

ブロック別・営農類型別の認定状況（2025年）

○ ブロック別・営農類型別の認定状況を単一経営で見ると、北海道では酪農、東北・北陸では稲作、関東では露地野菜、東海・九州では施設野菜、近畿・中国四国では果樹作、沖縄では肉用牛・養豚・養鶏等の割合が最も高い。



注1：特定農業法人で認定農業者とみなされている法人を含まない。
 注2：[] の数は農業経営改善計画の認定を受けた経営体数
 注3：四捨五入の関係でそれぞれの項目の和が100%にならない場合がある。

認定農業者に対する主な支援措置

経営所得安定対策

○畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね）の生産・販売を行う農業者に対して、経営安定のための交付金（標準的な生産費と標準的な販売価格の差額）を直接交付します。

○米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

収入減少による農業経営への影響を緩和するため、米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。

融資

○スーパーL資金及び農業近代化資金

農業用機械・施設の整備などに制度資金が利用できます。さらに、目標地区に位置付けられた場合等は、貸付当初5年間の金利負担を軽減します。

※農業近代化資金は認定農業者以外も対象。

| 融資機関 | 資金 | 償還期限 | 貸付限度額 |
|-----------|---------------------|--------------------|--|
| 日本政策金融公庫等 | 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金） | 25年以内 (据置10年以内) | 個人 3億円 (複数部門経営等は6億円) 法人 10億円 (民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円) |
| 農協等 | 農業近代化資金 | 15年以内 (据置7年以内) | 個人 1,800万円 法人 2億円 |

○農林漁業経営資本強化資金（資本性ローン）

日本政策金融公庫から、農業経営安定資金又は施設資金について、期限一括償還（5年1か月以上20年以内）で貸付けを受けられます。

※資本性ローン：貸出条件が資本に準じた十分な資本的性質が認められる借入金として、債務者の評価において、資本とみなして取り扱うことが可能なもの。

税制

○農業経営基盤強化準備金制度

青色申告を行う認定農業者等（地域計画において農業を担う者として位置づけられた農業者に限る。）が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。

また、農業経営改善計画等に従い、積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地（地域計画の区域内のものに限る。）や農業用の建物・機械等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳ができます。

農業者年金の保険料支援

青色申告を行う認定農業者で一定の要件を満たした農業者は、保険料補助が最長20年間受けることができます。

農地転用手続きのワンストップ化

農業経営改善計画の認定の際に、農業用施設の整備に係る農地転用の審査を併せて受けることができます。

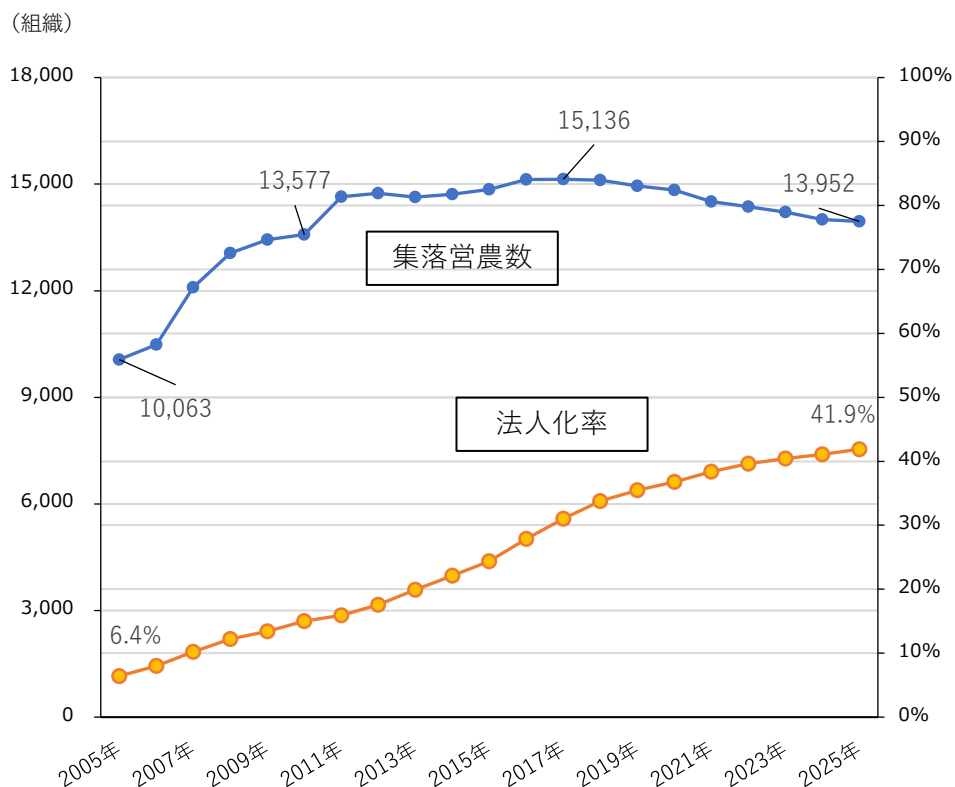
また、認定を受けた農業経営改善計画に基づいて農業用施設を整備する場合には、農地転用の許可があったものとみなされます。

(3) 集落営農と法人化

集落営農数の推移

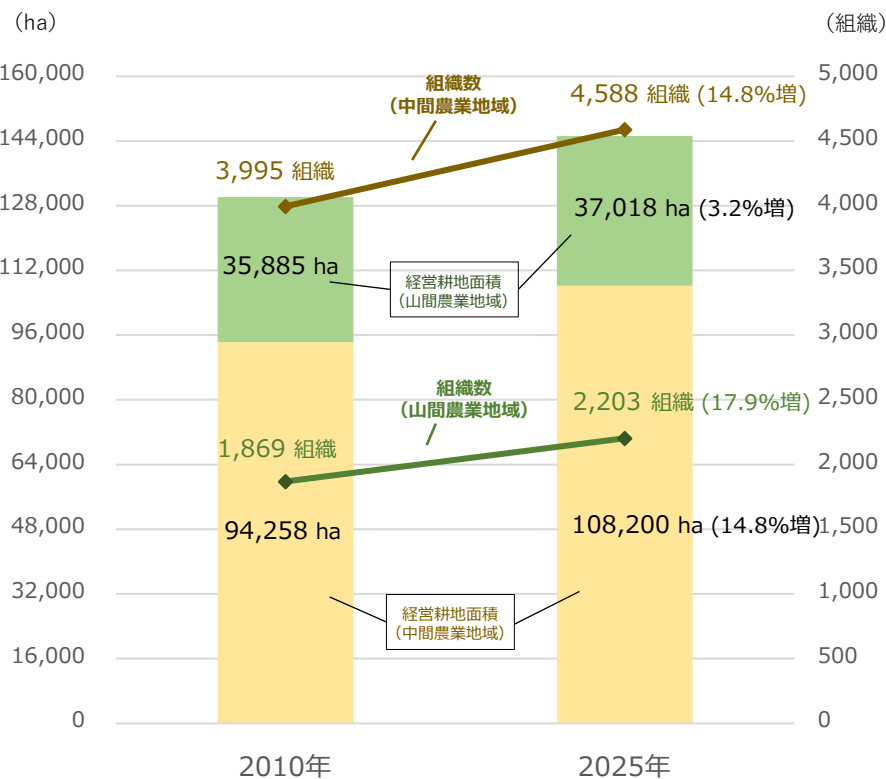
- 集落営農とは、「集落」を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農を行う組織（農業用機械の所有のみを共同で行う取組及び栽培協定又は用排水の管理の合意のみの取組を除く。）。
- 集落営農数は、2006年以降増加したが、2017年をピークに減少。法人化した集落営農は2025年に5,852法人、集落営農全体に占める法人の割合（法人化率）はほぼ一貫して増加し、中山間地域では集落営農が農地の受け皿として一定の役割を果たしている。

集落営農数の推移



資料：集落営農実態調査

中山間農業地域における集落営農数と経営耕地面積



資料：集落営農実態調査

集落営農の法人化について

- 集落営農が任意組織のままでは、法人格、経営体制、投資財源や雇用の確保等の面で、経営・地域農業の発展を図っていくのに限界がある。
- **任意組織としての集落営農は、法人化に向けての準備・調整期間**と考え、法人化を実現していくことが重要。

| | 任意組織としての集落営農 | 法人化した場合 |
|------------------|--|--|
| 法人格 | <p>なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 作業受託はできても、農地の権利取得は不可能 ○ 農業経営基盤強化準備金（税制特例）の利用は不可能 ○ 安定雇用することも難しい | <p>あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農地の権利取得が可能となる（農地中間管理機構からまとまった形で農地が受けられる。機構集積協力金を受給できる） ○ 農業経営基盤強化準備金（税制特例）が利用できるようになる ○ 青年就農者などを安定雇用することが可能となる |
| 経営判断できる体制 | <p>法律に基づかない、メンバーの合意による役員体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 合意次第で役員の決定権限は様々であるが、一般的にはメンバーの総意がないと新たな経営判断は難しい ○ 役員はメンバー内から選ぶしかなく、高齢化が進行した時、役員がいなくなるおそれ | <p>法律に基づく役員体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 役員の権限は明確であり、生産物販売先や生産資材調達先の変更など、経営発展・所得向上のための経営判断を役員が機動的に行えるようになる ○ 役員に職員や外部の人を登用することもでき、組織として継続できる |
| 投資財源の確保 | <p>内部留保はできない</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 将来の経営展開のための投資財源の確保はできない ○ 農業経営基盤強化準備金（税制特例）の利用も不可能 <p>組織としての融資や出資は受けられない</p> | <p>内部留保できる</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 将来の経営展開のための投資財源を確保できる ○ 農業経営基盤強化準備金（税制特例）も利用できる <p>融資や出資も受けられる</p> |
| 雇用の確保 | <p>難しい</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用保険・労災保険などの福利厚生はなく、青年の就職先として適切でない ○ 雇用就農資金の対象にならない | <p>可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用保険・労災保険などの福利厚生が整い、青年を雇用しやすくなる ○ 雇用就農資金の対象となる |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 任意組織としての集落営農は、法人化に向けての準備・調整期間と考えるべきもの | |

※ 制度や事業等の活用を検討される際には、それぞれの要件もご確認ください。

地域の農地の受け皿となる集落営農の事例

- 将来の農地の維持及び組織の維持のため、全国各地で様々な取組が行われている。ここに示した事例は**中山間地域**で「耕作放棄地ゼロ」を掲げて地域の農地を守っている例や**地域を守るために7つの集落営農法人が出資して連合体法人を立ち上げて後継者育成に取り組んでいるもの**である。

農事組合法人^{たしろ}田代ビレッジ（鹿児島県日置市）

設立：平成5年（平成23年に法人化）

面積：32.5ha（大豆、そば、薬草、子実コーン）

取組内容：

・法人の設立

平成5年に共同機械利用組合を発足し、平成19年に特定農業団体となる。作業受託中心から利用権設定による農地集積に取り組むため、平成23年に法人化。

・農地の集積、後継者の確保

設立当初から集落の農地については、「耕作放棄地ゼロ」を掲げて対応。構成員の高齢化に対応するため、農業に関心のある者を見つけて声がけし、後継者を確保。

・収益確保へ向けた取組

収益向上のため、ミシマサイコ（薬草）、バレイシヨの栽培等、国産化の流れに沿った作物を導入かつ企業との契約栽培を確実なものとするため、約10haの農地を中間管理事業を活用した基盤整備を実施。



田代地域の美しい田園風景



薬草「ミシマサイコ」



田代産の大豆を100%
使用した味噌

はぎ秋アグリ株式会社（山口県萩市）

設立：平成28年

面積：7ha（トマトハウス栽培56a）

取組内容：

・連合体法人の設立

将来的な集落営農法人の労働力不足を考慮し、地域の6法人と共同で出資して、経営面積130ha、構成員202人の連合体法人を設立。その後、新たに1法人とも連携を進め、現在の7法人の経営面積は173ha。

・施設トマトの運営

IOT技術を駆使したトマトハウス(56a)を設置し、トマト栽培を開始。自社ブランドで直売。

・若者雇用

地元の農大を卒業した若者等4人を雇用。さらに地元のパート職員10人雇用(40代～70代)し、地域の働く場を創出。



トマトの栽培施設



連合体と構成組織の立地

農業経営における個人・法人の比較

- 担い手の経営発展のためには、資金調達や人材（労働力）確保、経営継承の面でメリットの多い**法人化が有効な手段**。
- 法人では家計と経営が明確に分離しているため、債務超過となると事業継続が困難となることから、より厳格な経営管理が求められる。
- また、個人では代表者交代に伴う資産や経営関係の継承手続きが煩雑である一方、**法人は**代表者が交代しても資産の帰属や対外的な契約関係が継続することから、**円滑な経営継承が可能**であり、この観点での**経営の持続性が高い**。

| | | 法人 | 個人 |
|--------|----------|---|--|
| 経営・運用面 | 経営管理 | ● 家計と経営が明確に分離され、経営管理が徹底される | ● 家計と経営が分離されていないケースが多い |
| | 対外信用力 | ● 計数管理の充実、各種法定義務（経営報告など）を伴うため、金融機関や取引先に対する信用力が向上し、取引金融機関からの資金調達が円滑化 ▲ 複式簿記での記帳が義務化されるなど経理・申告事務が増加 | ● 経営者個人に対する信用力に限定 |
| | 人材の確保・育成 | ● 社会保険制度の整備により、外部から人材を確保しやすい | ● 社会保険制度が未整備な場合が多く、親族以外からの人材が確保しにくい |
| | 経営継承 | ● 代表者が交代しても事業資産の帰属や対外的な契約関係が継続 ● 後継者を役員や従業員から確保しやすく、他の法人との合併等も可能であり、円滑な経営継承が可能（経営の持続性が高い） | ● 個人名義の取引や契約の締結のため、代表者交代に伴う資産や経営関係の継承手続きが煩雑 ● 後継者は親族中心 |
| 制度面 | 税制面 | ● 個人に一定以上の所得規模がある場合は税負担が軽減（定率課税の法人税が適用されるほか、所得分配による事業者自身への課税軽減） ▲ 法人に利益がなくても都道府県民税（均等割）等の納税義務が発生 | ● 累進課税の所得税が適用 |
| | 社会保険制度 | ● 社会保険制度の充実により、外部からの人材を確保しやすい ● 福利厚生等の待遇改善により多様な人材確保の期待 ▲ 社会保険制度の導入に伴う事業主の負担が発生 | ● 労災保険・雇用保険は、任意適用（注1） ● 国民健康保険・国民年金の加入 (法人) ● 労災保険・雇用保険は、強制適用（注2） ● 健康保険・厚生年金保険は、強制適用（注3） ● 労働時間等の就業規則が整備されるなど、就業条件が明確化（注4） |
| | 資金面 | ● 制度資金の融資限度額が拡大するほか、出資による資金調達が可能 〔 農林漁業法人等投資育成事業を営む株式会社や投資事業有限責任組合（アグリビジネス投資育成株式会社など）からの出資が受けられる 〕 | ● 制度資金（スーパーL資金等）の融資が受けられる |

資料：農林水産省「農業経営の法人化のすすめ（個人版）」を参考に作成

注1：常時雇用従業員が5人以上の場合は強制適用。

注2：農事組合法人（従事分量配当制）の場合において、組員（出資者）は労災保険は特別加入（任意）、雇用保険は加入不可。

注3：農事組合法人（従事分量配当制）の場合において、組員（出資者）は国民健康保険及び国民年金に加入。

注4：常時雇用従業員が10人以上の場合は、就業規則を定める必要。

農業法人に対する優遇措置

| 取組内容 | 事業等 | メリット | 概要 |
|--------|--------------------------|--|---|
| 資金の借入れ | 農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金) | 借入限度額：10億円 (民間金融機関との協調融資の状況に応じ 30億円) ※個人：3億円 (複数部門経営等は6億円) | 認定農業者に対して、農業経営改善計画に即して規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な長期低利資金を(株)日本政策金融公庫等が融資 |
| | 経営体育成強化資金 | 借入限度額：5億円 ※個人：1.5億円 | 意欲と能力をもって農業を営む者に対して、前向き投資のための資金と償還負担を軽減するための長期低利資金を(株)日本政策金融公庫等が融資 |
| | 農業改良資金 | 借入限度額：1.5億円 ※個人：5,000万円 | みどりの食料システム法の認定を受けた農業者など個別法に基づき国・県から計画の認定を受けた者に対して、農業生産における生産・加工・販売の新部門の開始など新たな取組に必要な無利子資金を(株)日本政策金融公庫等が融資 |
| | 農業近代化資金 | 借入限度額：2億円 ※個人：1,800万円 | 意欲と能力をもって農業を営む者に対して、経営改善に必要な長期低利資金(機械・施設の整備資金、長期運転資金)を民間金融機関が融資 |
| | 農林漁業経営資本強化資金 (資本性ローン) | 借入限度額：1億円又はみなし自己資本比率が40%に達するのに必要な額のいずれか低い額 | 新たな事業展開、事業再生等に取り組もうとする認定農業者等に対して、民間金融機関からの資金調達を円滑にするため、債務者の評価において自己資本とみなして取り扱うことができる資本性資金(資本性ローン)を(株)日本政策金融公庫等が融資 |
| 資本の強化 | 農林漁業法人等投資育成制度 | 出資による自己資本の増強 (対外信用力の向上) | 自己資本の充実により成長発展を図る農業法人等に対して、アグリビジネス投資育成株式会社等が出資(特にアグリ社は、農地法の特例により農地所有適格法人に対して過半出資が可能) |
| 人材の雇用 | 雇用就農資金 | 60万円/年・人 (最長4年間) (農業法人等が対象) | 49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して資金を助成 |

(4) 農業経営・就農に向けた支援

農業経営・就農支援センター

- 農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府県が「農業を担う者」を幅広く対象とし、就農から経営発展についてきめ細かなサポートを実施する体制として「農業経営・就農支援センター」を整備。
- 当センターは、就農等を希望する者からの相談に対応し、希望者のニーズに応じた就農先市町村等を提案、紹介することで、円滑な就農を支援するとともに、農業者からの農業経営の法人化や継承などの相談に対応して課題解決に向けた指導・助言を実施。

農業経営・就農支援センターの機能を担う体制の整備

都道府県は、農業を担う者の確保及び育成を図るため、次に掲げる業務を行う拠点（**農業経営・就農支援センター**）としての機能を担う体制を整備

① 農業経営に関する援助（助言・指導等）

経営管理の合理化その他の農業経営の改善、農業経営の円滑な継承、農業経営の法人化のために必要な助言・指導等

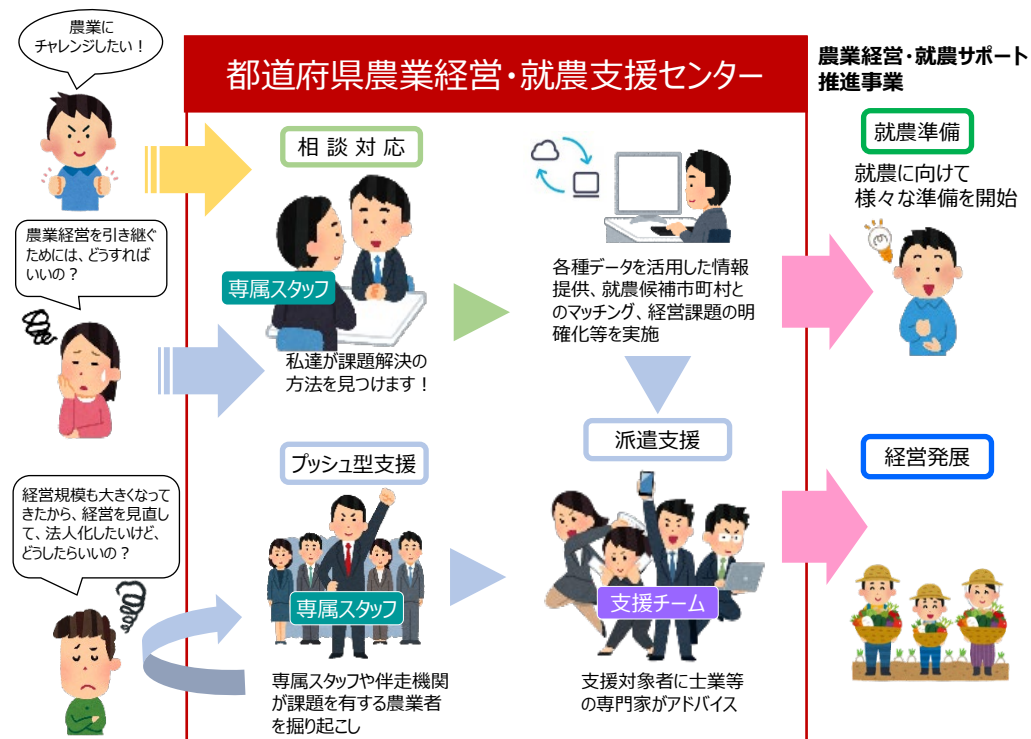
② 就農等希望者に対する援助（相談対応・情報提供等）

就農等希望者などからの相談への対応、農業経営の開始又は農業への就業に関する情報の収集・提供等

③ 希望に応じた市町村等の関係者への紹介・調整

関係者から提供された情報を活用し、就農等希望者の希望に応じた市町村等の関係者への紹介、必要な調整等

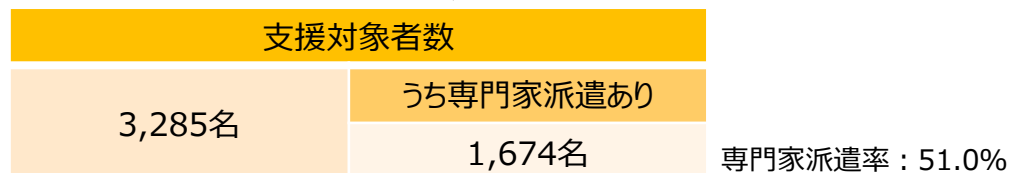
農業経営・就農支援センターによる支援



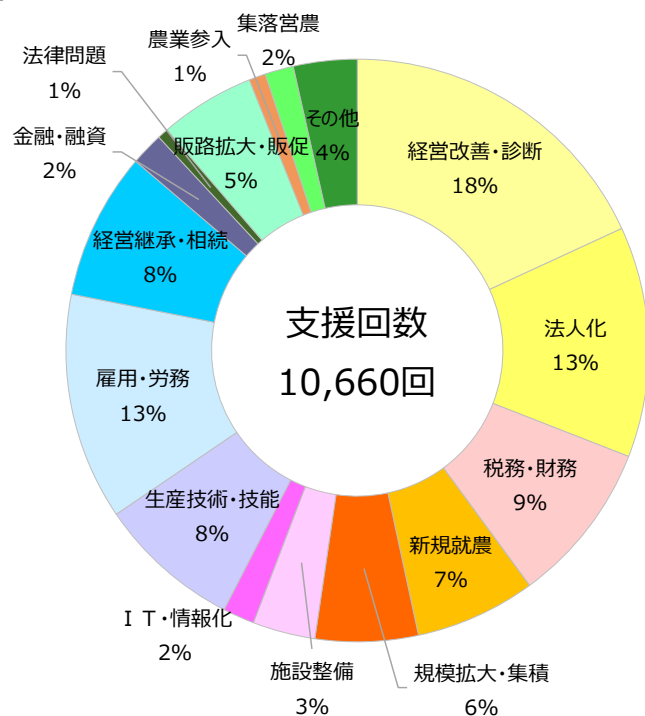
経営サポートの実施状況（令和6年度）

- 専門家により構成された支援チームを派遣するなどにより、3,285名の農業経営者に対して支援を実施。
- 経営相談の内容では、「経営改善・診断」が18%と最も多く、「法人化」が13%、「雇用・労務」が13%、「税務・財務」が9%と続いており、全体としては**専門性が求められる相談が過半以上**を占める。
- 登録されている専門家は全国で2,267名、資格別では税理士が23%と最も多く、士業で全体の約7割を占めている。

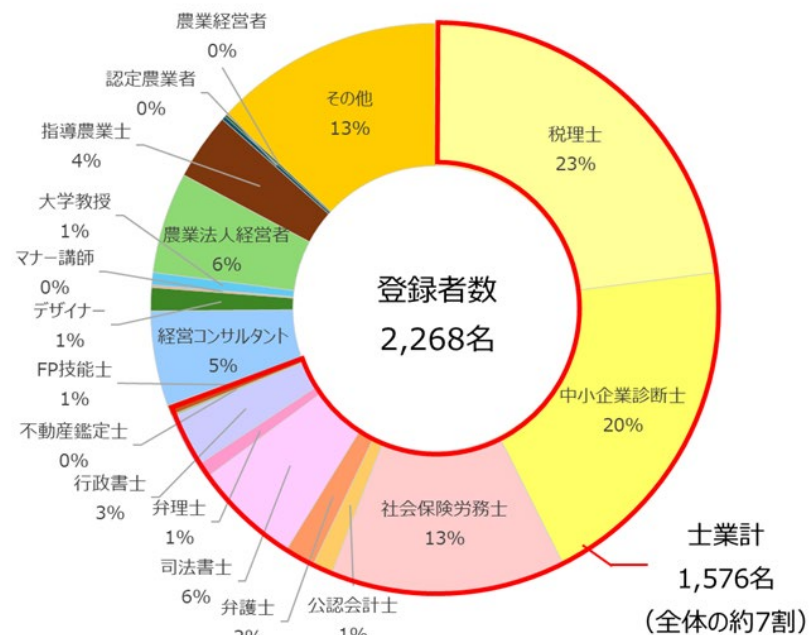
支援対象者数



経営相談の内容



専門家の登録状況



農業経営・就農支援センターにおける活動事例

北海道農業経営・就農支援センター

主な相談内容：第1位 生産技術・技能（34.1%）
第2位 経営継承・相続（8.4%）
第3位 農業経営の法人化（7.9%）

支援実績：専門家派遣支援件数 108件

専門家登録数：80名

（税理士、社会保険労務士、中小企業診断士等）

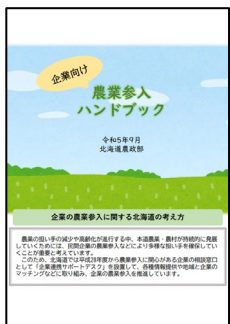
特徴的な取組：

・企業の農業参入を支援

経営相談と就農相談の窓口に加え、農業参入を目指す企業向けの相談窓口を設置し、道内外からの農業参入企業に対して、（公財）北海道農業公社と連携して、相談対応や地域とのマッチング、HPでの情報発信などの参入支援を実施。

・農業支援サービス事業体の育成・確保

農業支援サービス事業体（農業者等から委託を受けて農作業を行う者）を育成・確保するため、従業員の定着・確保などの経営課題を有する農業支援サービス事業体に対して、社会保険労務士の派遣を行って働きやすい職場作りなどの支援を実施。



企業相談窓口作成の農業参入ハンドブック



専門家派遣の様子

奈良県農業経営・就農支援センター

主な相談内容：第1位 雇用・労務（17.4%）
経営改善・診断（17.4%）
第2位 農業経営の法人化（10.9%）
税務・財務（10.9%）

支援実績：専門家派遣支援件数 20件

専門家登録数：27名

（中小企業診断士、社会保険労務士、農業法人経営者等）

特徴的な取組：

・商工系団体と連携した支援

伴走機関である奈良県商工会連合会と連携して、農業者とバイヤー企業との商談成立に向けた個別相談会を実施し、首都圏への販路拡大の支援を実施。こうした農商工連携の取組を推進するほか、専門家情報を共有するなどの協力を行っている。

・各種セミナーの開催を通じた意識改革

事業承継士による経営継承セミナーや経営改善を実施できる力を養成するワークショップの開催を通じ、農業者や市町村、農協などの農業関連団体が課題解決に取り組む意欲や意識を喚起するための取組を実施。



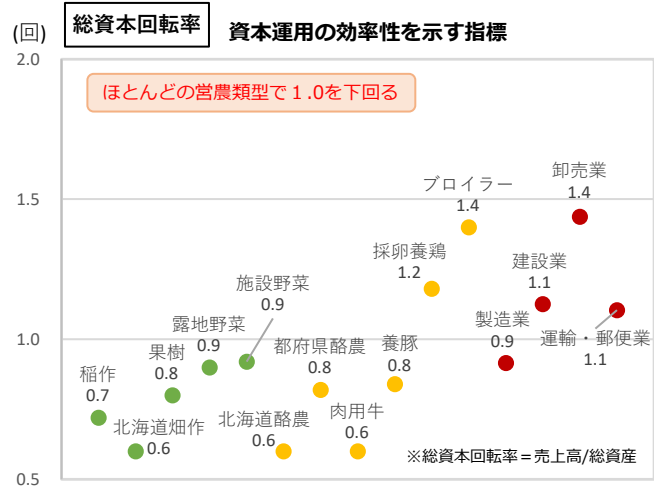
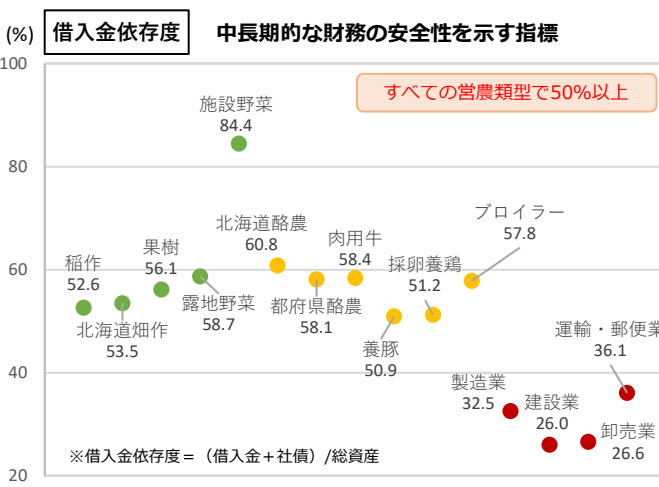
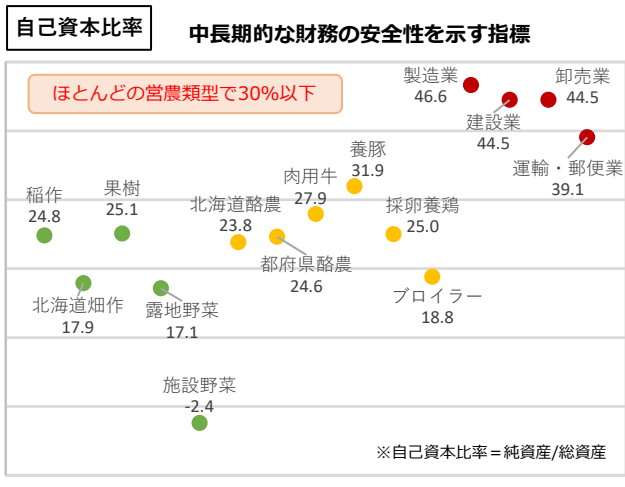
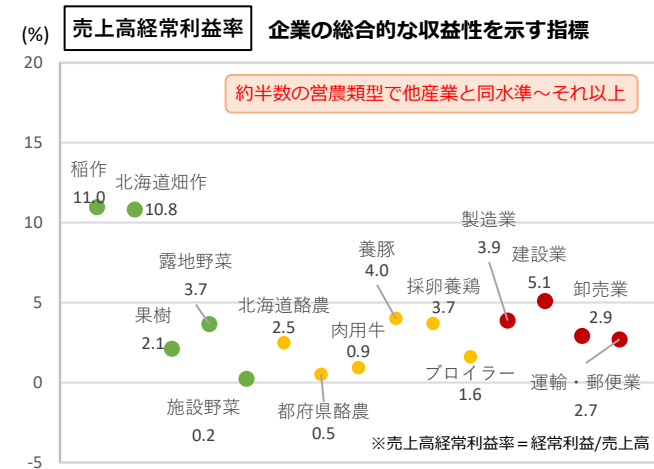
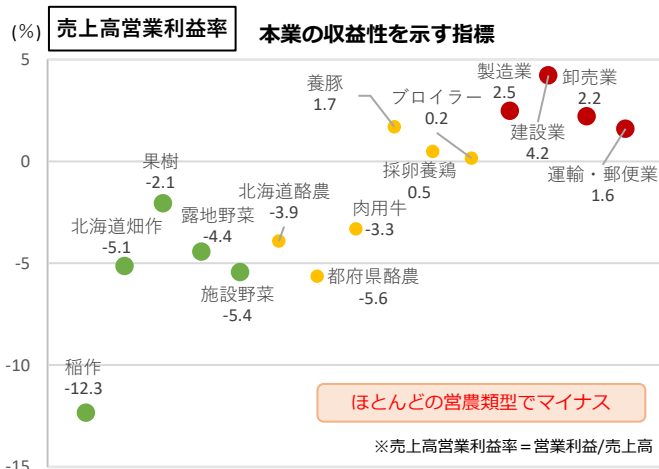
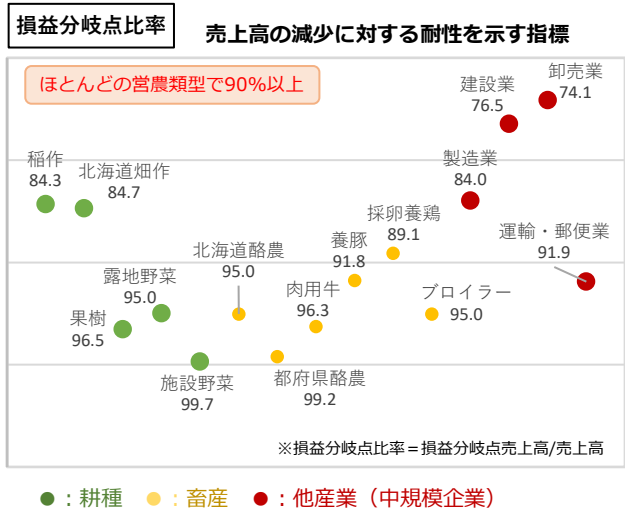
個別相談の様子



セミナーの様子

農業法人の主要財務指標と他産業(中規模企業)との比較 (5年平均：令和2年～令和6年)

- 地域の農地・農業生産を維持するためには、農業法人等の担い手が離農農地の受け皿となり規模拡大や事業多角化を推進していくことが重要。
- その際、農業法人等に求められるのは、農業生産を持続的・安定的に行える強い経営基盤だが、農業法人の経営基盤は他産業に比べ総じてぜい弱な状況にあり、その改善・強化を図っていくことが必要。



資料：農業法人(耕種・畜産)：日本政策金融公庫 農業経営動向分析結果(令和2年～令和6年)の法人データ。他産業：財務省 法人企業統計(令和2年度～令和6年度)の資本金1千万円以上1億円未満の企業データ。
 注：農業法人の数値は日本政策金融公庫の融資先農業法人の決算データに基づく各年の公表値を単純平均したもので、各年で法人数が異なることに留意。他産業の数値は無作為抽出による標本調査によって算出した母集団法人の各年の推計値を単純平均したものである。

農業経営人材の育成に向けた官民協議会について

- 農業者・農業法人の経営管理能力の向上を改正基本法に規定。
- 農林水産省において、農業者・農業法人の経営管理能力の向上に資するよう、
 - ①経営戦略や財務・労務管理等を学ぶ研修プログラムの策定、②農業経営の財務分析システム・原価計算システム等を開発。
- これらのプログラム等の実用化に向けて、農業者の経営管理能力の向上の取組を推進するため、農業者支援を行っている各民間セクターを会員とした「農業経営人材の育成に向けた官民協議会」を令和6年6月に設置。

1 官民協議会の取組と構成員

【目的】

今後、農業者の減少が急速に進むと見込まれる中、地域の農業生産を維持していくためには、農業法人等を中心に、離農する経営の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体の役割が益々重要となる。

一方で、そうした経営体は、より高度な経営管理能力が求められることから、関係機関等の連携を通じ、農業者の経営管理能力及び農業者を支援する者の支援能力の向上を促進する。

【取組内容】

- 1 農業者の経営管理能力向上に向けた取組の支援に関すること
- 2 農業参入の促進に関すること
- 3 農業経営の発展を支援する人材の育成・確保に関すること
- 4 そのほか目的を達成するために必要なこと

【構成員】

<農業関係>

(一社)アグリフューチャー・ジャパン、(一社)全国農業会議所、(一社)全国農業改良普及支援協会、(一社)全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会、(一社)日本食農連携機構、(一財)日本GAP協会、(株)日本政策金融公庫、(公社)日本農業法人協会、NPO法人日本プロ農業総合支援機構、(国研)農業・食品産業技術総合研究機構、農林中央金庫

<士業関係>

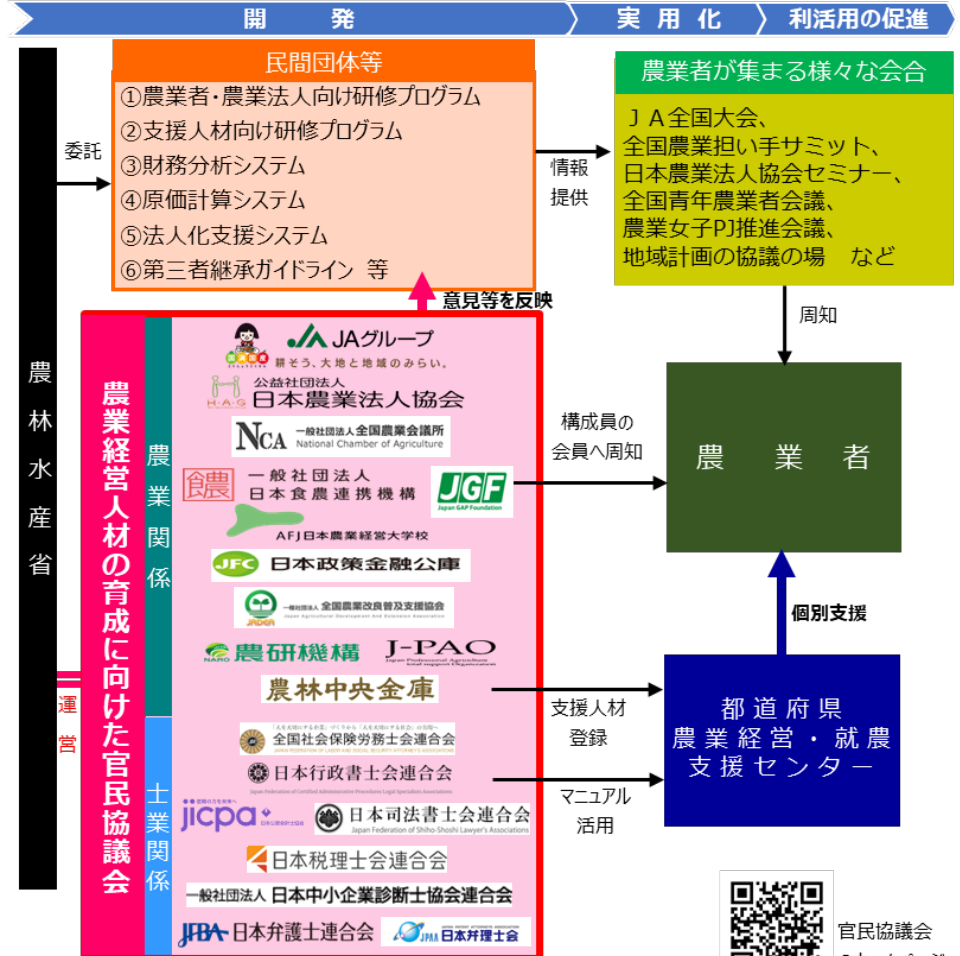
全国社会保険労務士会連合会、日本行政書士会連合会、日本公認会計士協会、日本司法書士会連合会、日本税理士会連合会、(一社)日本中小企業診断士協会連合会、日本弁護士連合会、日本弁理士会

<行政機関(事務局)>

農林水産省経営局

(令和7年7月25日現在)

2 官民協議会による活動(全体イメージ)



※協議会HP(農水省WEBサイト内)における活動を核に、対面会合も実施



官民協議会
のホームページ

農業者・農業法人及び支援人材向け研修プログラム

- 農林水産省では、令和6年度から
 - ① 農業者・農業法人の経営層の経営管理能力の向上に資する研修プログラム（初級コース・中級コース）
 - ② 農業経営を支援している者（中小企業診断士、税理士等）の支援能力の向上に資する研修プログラムを開発し、オンライン形式により農業者等に無料で提供。

農業者・農業法人の経営層向けのオンライン研修

【初級コース】

- **カリキュラムの特徴**
農業経営に必要な基礎的な知識・能力などを学び、経営発展に向けた意識の醸成を図る。
- **主な研修対象者**
 - ・ 農業経営改善計画の認定を新たに受けようとする者
 - ・ 農業経営改善計画の再認定を受けようとする者 等
- **研修内容等**
 - ・ 1科目（経営総論）
 - ・ 1科目当たり20分程度



【中級コース】

- **カリキュラムの特徴**
農業に対する想いを活かした経営戦略の作り方や経営管理に必要な知識やスキルが学べ、経営者として確実なレベルアップを図る。
- **主な研修対象者**
 - ・ 農業所得の更なる拡大を目指す農業者（個人・法人）
 - ・ 農業法人の幹部社員 等
- **研修内容等**
 - ・ 13科目（経営総論、経営戦略、事業計画、マーケティング戦略、労務管理、農業会計と税務、農地制度、知的財産、**農業経営のカイゼン、データに基づく経営分析、農業法務、農業経営の法人化、経営継承**）
※12月上旬に赤字5科目を追加
 - ・ 1科目当たり60分程度



支援者向けのオンライン研修

- **カリキュラムの特徴**
分野ごとの専門的な知識だけでなく、農業者を支援するノウハウの習得を促進し、農業経営を支援する人材の支援能力の向上を図る。
- **主な研修対象者**
 - ・ 農業経営の支援に意欲を有する中小企業診断士、税理士、社会保険労務士などの士業の専門家
 - ・ 都道府県の農業経営・就農支援センターの専門家及び専属スタッフ
 - ・ 普及指導員やJAの営農指導員など農業経営を支援している者 等
- **研修内容等**
 - ・ 15科目（経営相談のポイント、経営改善策の提案・支援のプロセス、経営戦略の企画・立案、事業計画の策定、経営継承、農業経営の法人化、マーケティング戦略の策定、輸出、労務管理、人事管理、農業における会計と税務、生産技術とスマート農業の活用、農地制度、農業施策、知的財産）
 - ・ 1科目当たり120分程度



農業経営財務分析システム等（農業者向け）

- 農林水産省では、令和6年度から、農業者が自らの経営の可視化を通じて経営改善に取り組みめるよう、決算書等のデータを入力することで、主な財務指標の自動計算、自らの経営データと統計データとの比較や、生産原価の概算値を把握できるシステムを開発し、農業者等に無料でオンライン形式により提供。

農業経営財務分析システム

【概要】

- ・ 決算書や青色申告書等のデータを入力するだけで、**主要な財務指標が計算**され、同じ営業農類型の**統計データと比較**ができる無料のオンラインシステム。

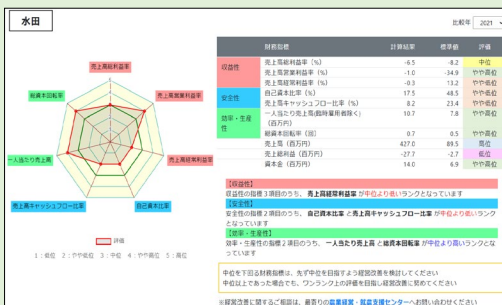


【主な機能】

- ・ 決算書等のデータを入力するだけで、①収益性、②安全性、③効率化・生産性に関連する**財務指標が自動計算**できる。
- ・ 統計データに基づき、自社の財務指標が**5段階でランク付け**され、**他社データと比較**することで、自身の経営状況が理解でき、経営改善の検討に役立てることができる。



入力画面



結果画面

農畜産物生産原価概算システム

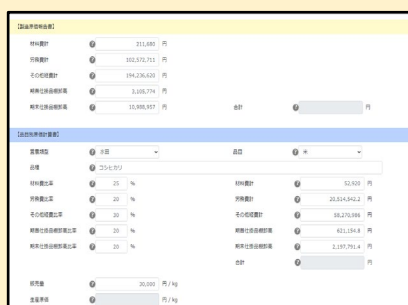
【概要】

- ・ 決算書や青色申告書等のデータを入力するだけで、品目別に材料費、労務費、その他経費等の内訳と**生産原価の概算値が把握**できる無料のオンラインシステム。

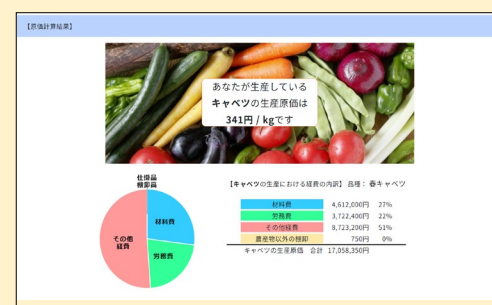


【主な機能】

- ・ 決算書に付随する生産原価報告書や青色申告の数値を活用して、**材料費、労務費、その他経費等を整理**できる。
- ・ 生産する品目ごとに各経費の割合等を設定することで、品目別の材料費、労務費、その他経費等の内訳と**生産原価の概算値が把握**できる。



入力画面



結果画面

農業経営診断システム等（支援者向け）

- 農林水産省では、令和6年度から、農業者から支援の依頼を受けた専門家等が、依頼者の経営状況等を入力することで、簡易な経営診断を行えるシステムや、農業経営の法人化後の収支シミュレーションや事業計画書の作成ができるシステムを開発し、専門家等に無料でオンライン形式により提供。

農業経営診断システム

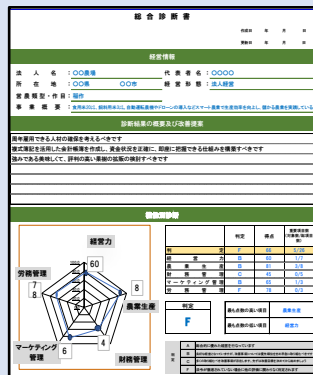
【概要】

- ・ 農業者へのヒアリングや決算書等のデータなどを入力することで、様々な角度から経営状況の把握や経営診断をサポートする無料のオンラインシステム。

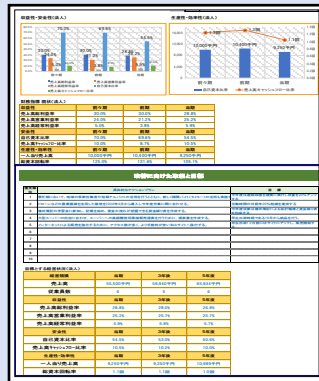


【主な機能】

- ・ 「経営概況」を把握する**予備診断書**、財務データから経営指標を「定量的」に把握する**財務分析シート**、経営力など主要事項を点数化する「**機能別チェックリスト**」、外部・内部環境の影響などを「定性的」に把握する**本診断書**、経営全体の現在像と目指すべき将来像を提示する概要書である**総合診断書**の作成ができる。



総合診断書



農業法人化支援システム

【概要】

- ・ 直近の経営実績などから、農業経営の法人化後の収支シミュレーションや事業計画の策定などをサポートする無料のオンラインシステム。



【主な機能】

- ・ 決算書などのデータをもとに、法人化した場合における税金や社会保険料の負担を含めた収支シミュレーションや設立する法人形態（農事組合法人、株式会社）に合わせた**事業計画書（作付計画、資金計画、人材計画）の作成**などができる。

入力画面

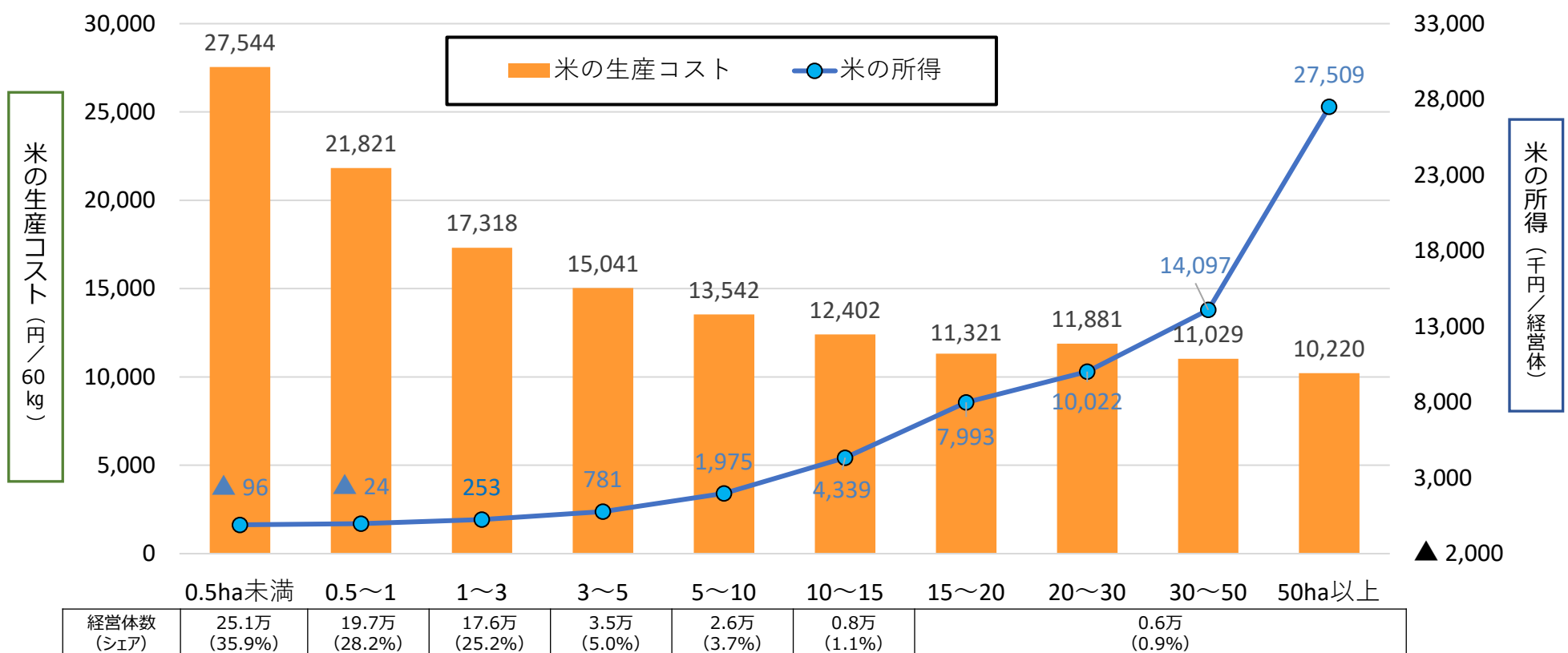
事業計画書

4. 耕種農業の農業所得 (個人経営体・令和5年、6年)

耕種農業の農業所得（個人経営体・令和5年、令和6年）

- 個人経営で**農業所得500万円**を上げるには、**コメは比較的大きな面積を要する**。令和6年はコメ価格上昇の影響もあり、規模階層によらず、コメの農業所得が拡大。
- コメ以外の作物においては、農業所得500万円を上げるために必要な面積は、**畑作、露地野菜・果樹、施設野菜の順により少ない面積**となる。

① コメ (令和5年)

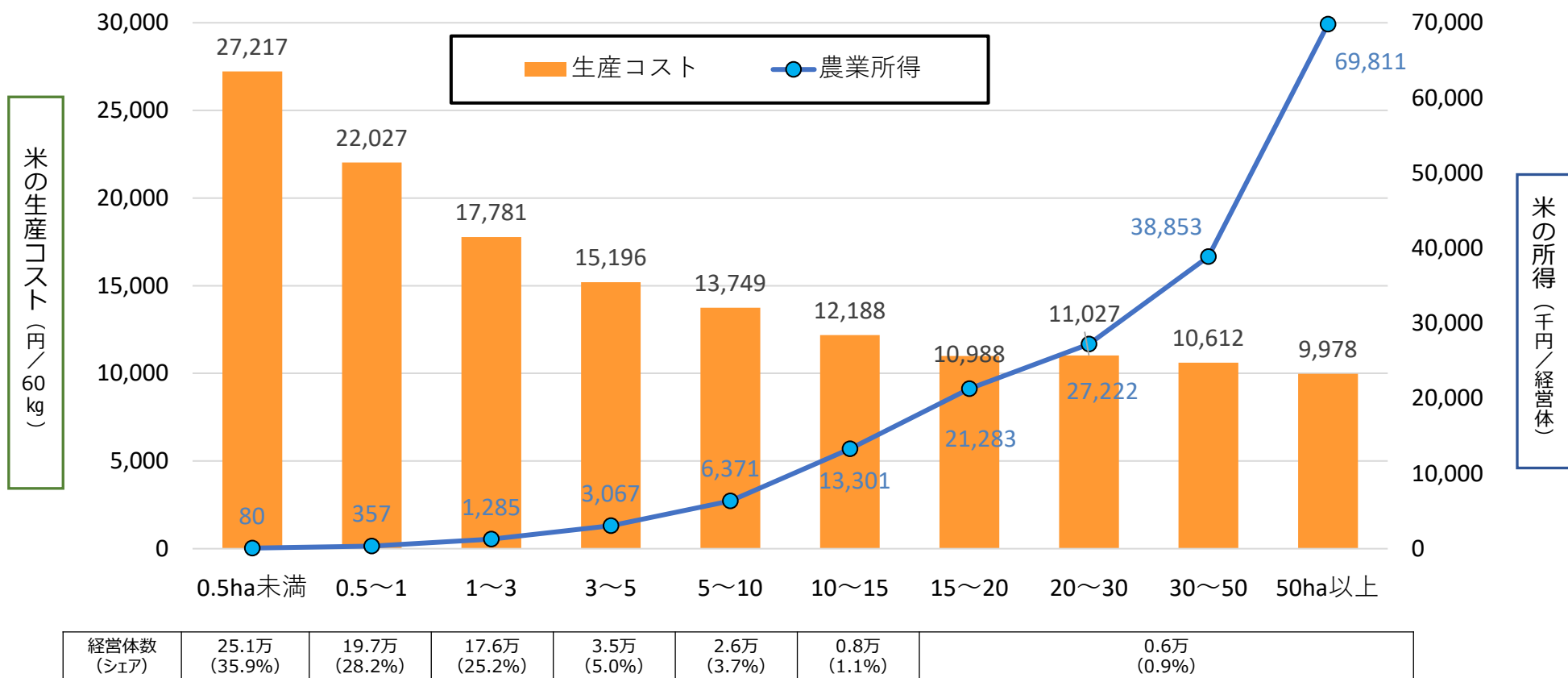


資料：農林水産省大臣官房統計部「農産物生産費統計（令和5年産）（組替集計）」、「2020年農林業センサス」
 注1：生産コスト、所得は個別経営体の数値であり、1戸1法人を含む。
 注2：米の生産コスト＝資本利子・地代全額算入生産費
 米の所得＝10a当たり所得×1経営体当たりの水稲作付面積
 （参考）所得＝粗収益（補助金等を含む）－〔生産費総額－（家族労働費＋自己資本利子＋自作地代）〕
 注3：作付面積30ha以上かつ10a当たり資本利子・地代全額算入生産費に対する「賃借料及び料金」の割合が50%以上の経営体を除いた個別経営体の数値である。
 注4：経営体数は、販売目的で水稲を作付している経営体の作付面積規模別の数値。

耕種農業の農業所得（個人経営体・令和5年、令和6年）

① コメ

（令和6年）



資料：農林水産省大臣官房統計部「農産物生産費統計（令和6年産）（組替集計）」、「2020年農林業センサス」

注1：生産コスト、所得は個別経営体の数値であり、1戸1法人を含む。

注2：米の生産コスト＝資本利子・地代全額算入生産費

米の所得＝10a当たり所得×1経営体当たりの水稲作付面積

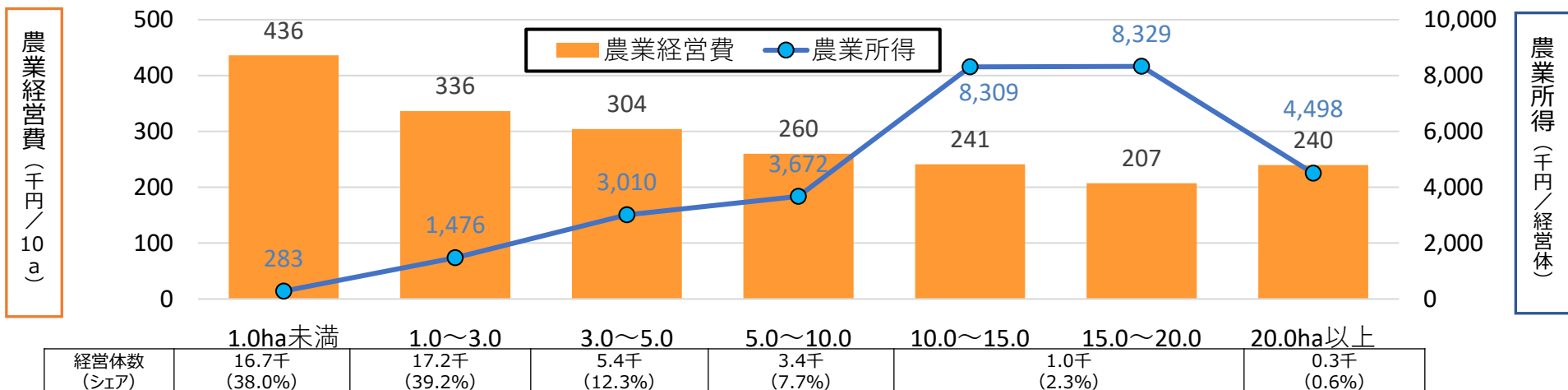
（参考）所得＝粗収益（補助金等を含む）－{生産費総額－（家族労働費＋自己資本利子＋自作地代）}

注3：作付面積30ha以上かつ10a当たり資本利子・地代全額算入生産費に対する「賃借料及び料金」の割合が50%以上の経営体を除いた個別経営体の数値である。

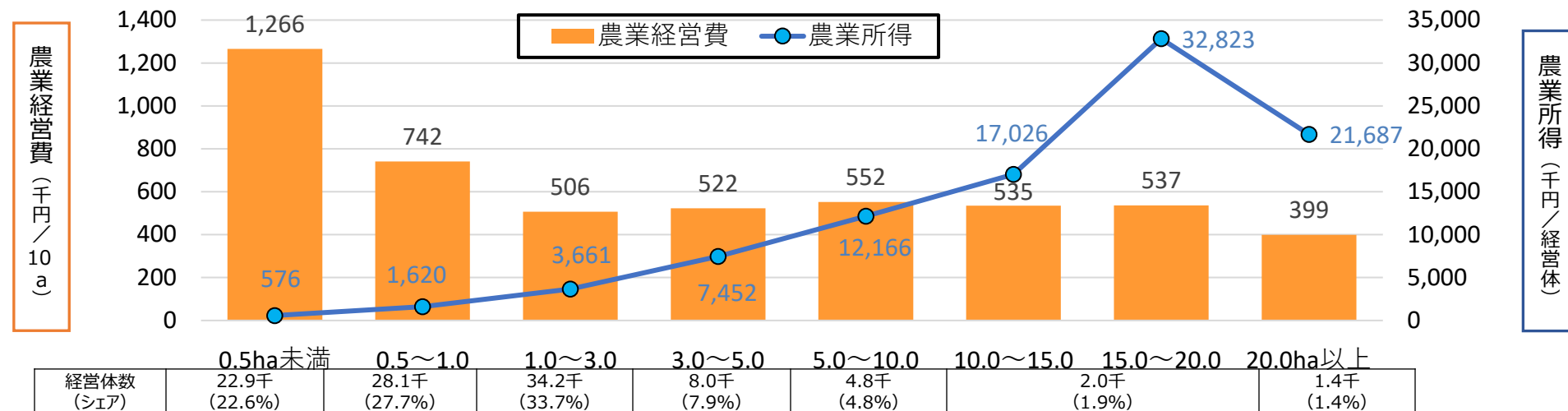
注4：経営体数は、販売目的で水稲を作付している経営体の作付面積規模別の数値。

耕種農業の農業所得（個人経営体・令和6年）

② 畑作（麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物等）（都府県）



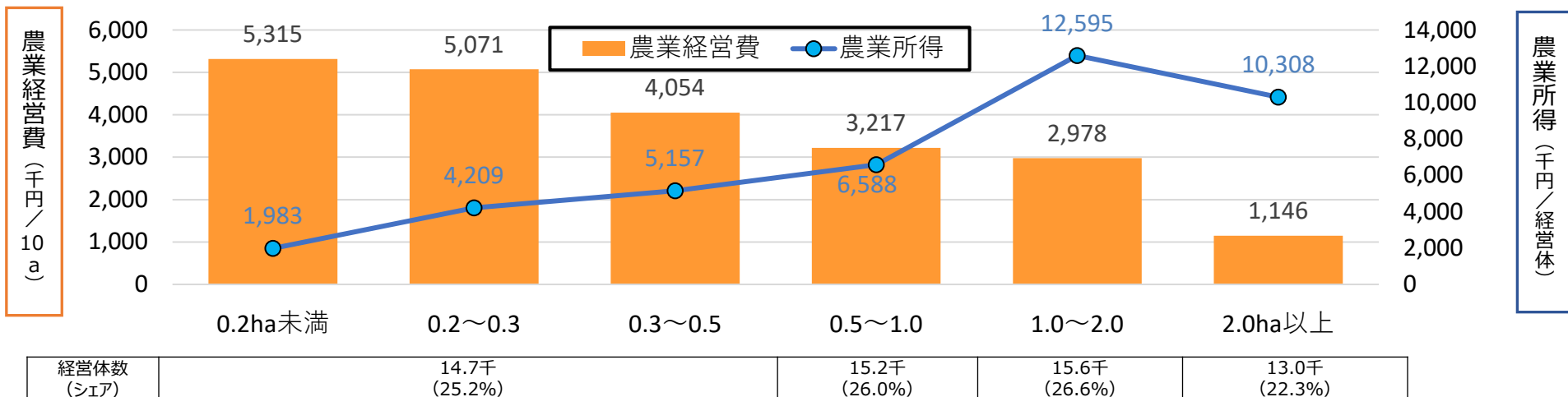
③ 露地野菜作



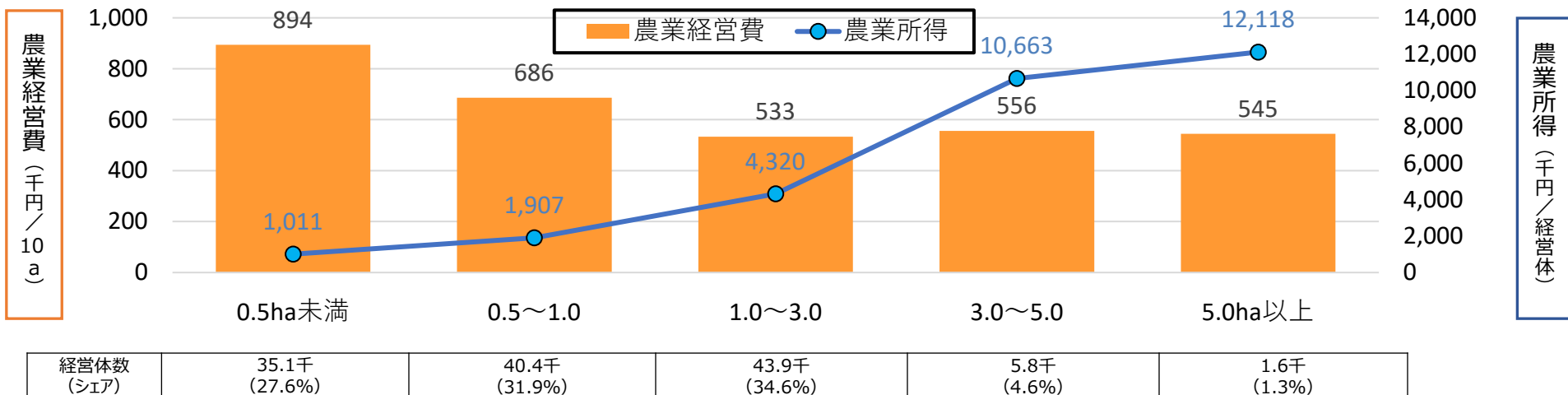
資料：農林水産省統計部「営農類型別経営統計」（令和6年）、「2020年農林業センサス」
 注1：畑作は、畑で作付けした農業生産物（稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物）の販売収入が1位の経営を抽出したもの。標本経営体ごとに主産物は異なる。
 注2：農業所得＝農業粗収益（補助金等を含む）－農業経営費（家族労働費は含まない）
 注3：経営体数は、農産物販売金額1位部門の経営耕地面積規模別の数値。

耕種農業の農業所得（個人経営体・令和6年）

④ 施設野菜作



⑤ 果樹作



資料：農林水産省統計部「営農類型別経営統計」（令和6年）、「2020年農林業センサス」
 注1：経営体数は、農産物販売金額1位部門の経営耕地面積規模別の数値。
 注2：農業所得＝農業粗収益（補助金等を含む）－農業経営費（家族労働費は含まない）

(参考) 基本データ

経営政策関係基本データ1

| 項目 | | (単位) | 平22年 | 27 | 令2 | 7 | 定義等 | |
|-------------|---------------------|--------|---------|---------|---------|---|---|--|
| 農業経営体 | 農業経営体 | (万経営体) | 167.9 | 137.7 | 107.6 | 83.6 | (各年2月1日現在) 出典:農林業センサス | |
| | 個人経営体 | (万経営体) | 164.4 | 134.0 | 103.7 | 79.6 | 農業経営体: 経営耕地面積が30a以上のもの、又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家か50万円に相当するとみられる規模以上のもの、又は受託して農作業を行うもの 個人経営体: 個人(世帯)で事業を行う経営体。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。 主業経営体: 農業所得が主(世帯所得の50%以上が農業所得)で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体 準主業経営体: 農外所得が主(世帯所得の50%未満が農業所得)で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体 副業的経営体: 調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体 団体経営体: 個人経営体以外の経営体 販売農家: 経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家 ※平成22年の主副業別経営体の値は販売農家(主業農家、準主業農家、副業的農家)の値であり、個人経営体数の内数である。また、一戸一法人は団体経営体及び法人経営体に含む。 | |
| | 主業経営体 | (万経営体) | 36.0 | 29.2 | 23.1 | 19.0 | | |
| | 準主業経営体 | (万経営体) | 38.9 | 25.9 | 14.3 | 8.7 | | |
| | 副業的経営体 | (万経営体) | 88.3 | 79.0 | 66.4 | 51.9 | | |
| | 団体経営体 | (経営体) | 35,566 | 37,302 | 38,363 | 40,226 | | |
| | 法人経営体 | (経営体) | 21,627 | 27,101 | 30,707 | 33,819 | | |
| | | | 平22年 | 27 | 令2 | 7 | | |
| 担い手関係 | 認定農業者 | (経営体) | 249,376 | 238,443 | 233,806 | 212,136 | (各年3月末現在) 出典:認定農業者(経営局経営政策課調べ)、認定新規就農者(経営局就農・女性課調べ) | |
| | 法人 | (法人) | 14,261 | 19,105 | 26,080 | 29,684 | 認定農業者: ①農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画を作成し、市町村から当該改善計画の認定を受けた者の数及び②特定農業法人で認定農業者とみなされている法人 認定新規就農者: 新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村から自らの農業経営の目標などを記した「青年等就農計画」の認定を受けた方 | |
| | 認定新規就農者 | (経営体) | ... | ... | 11,397 | ... | | |
| | 青年(原則45歳未満) | (人) | ... | ... | 9,225 | ... | | |
| | | | | 平22年 | 27 | 令2 | 7 | |
| | 集落営農組織 | (集落営農) | 13,577 | 14,853 | 14,832 | 13,952 | (各年2月末現在) 出典:集落営農実態調査 | |
| | 法人 | (集落営農) | 2,038 | 3,622 | 5,458 | 5,852 | 集落営農: 「集落」を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農を行う組織(農業用機械の所有のみを共同で行う取組及び栽培協定又は用排水の管理の合意のみの取組を除く。) | |
| | | | | 平22年 | 27 | 令2 | 7 | |
| | 農地所有適格法人 | (法人) | 11,829 | 15,106 | 19,550 | ... | (各年1月1日現在) 出典:経営局農地政策課調べ | |
| | 農地を利用して農業経営を行うリース法人 | (法人) | 427 | 2,029 | 3,669 | ... | 農地所有適格法人: 農業関係者が地域との調和を図りつつ農業を営む組織という性格を有し、農地の所有が認められる法人 | |
| | | | 平22年 | 27 | 令2 | 7 | | |
| 担い手の利用面積 | (万ha) | 221 | 227 | 251 | 263 | (各年3月末現在) 出典:経営局農地政策課調べ | | |
| 担い手の農地利用集積率 | (%) | 48.1 | 50.3 | 57.1 | 61.5 | 担い手の利用面積: 認定農業者(特定農業法人を含む)、認定新規就農者(平成27年3月末から対象)、基本構想水準到達者、集落営農経営が所有権、利用権、特定農作業受託により経営する面積 | | |

経営政策関係基本データ2

| | 項目 | (単位) | 年次 | | | | 定義等 | |
|---------|-----------|---------------|--------|--------|--------|--------|---|--|
| | | | 平22年 | 27年 | 令2 | 7 | | |
| 農業労働力 | 農家人口(世帯員) | (万人) | 650.3 | 490.4 | 349.0 | ... | (各年2月1日現在) 出典:農林業センサス | |
| | 対総人口比 | (%) | 5.1 | 3.9 | 2.8 | ... | | |
| | 65歳以上 | (万人) | 223.1 | 189.8 | 155.7 | ... | | |
| | 対農家人口比 | (%) | 34.3 | 38.7 | 44.6 | ... | | |
| | 農業従事者 | (万人) | 453.6 | 341.5 | 249.4 | ... | | 農家人口(世帯員):原則として住居と生計を共にしている者 |
| | 平均年齢 | (歳) | 58.3 | 60.1 | 62.3 | ... | | 農業従事者:15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者 |
| | 基幹的農業従事者 | (万人) | 205.1 | 175.7 | 136.3 | 103.6 | | 基幹的農業従事者:15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者 |
| | 平均年齢 | (歳) | 66.1 | 67.1 | 67.8 | 67.7 | | 農業専従者:調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した世帯員 |
| | 65歳以上 | (万人) | 125.3 | 114.0 | 94.9 | 72.1 | | ※農家人口、農業従事者、基幹的農業従事者及び農業専従者:平成22年は販売農家の数値であり、27年以降は個人経営体の数値 |
| | 女性 | (万人) | 90.3 | 75.1 | 54.1 | 37.7 | | |
| | 農業専従者 | (万人) | 150.5 | 124.2 | 102.5 | ... | 常雇い:あらかじめ、年間7か月以上の契約(口頭の契約でもよい。)で主に農業(林業)経営のために雇った人(期間を定めずに雇った人を含む。)。年間7か月以上の契約で雇っている外国人技能実習生を含める。農業経営の場合は、農業又は農業生産関連事業のいずれか、又は両方のために雇った人 | |
| | | 平均年齢 | (歳) | 63.7 | 64.7 | 65.5 | ... | |
| | 常雇い | 農業経営体 | (万人) | 15.4 | 22.0 | 15.7 | 24.2 | 役員等:役員とは、会社等の組織経営における役員。構成員とは、集落営農組織や協業経営体における構成員。なお、役員会に出席するだけの者は含まない。 |
| | | 個人経営体 | (万人) | ... | 9.2 | 4.8 | 9.2 | |
| | | 団体経営体 | (万人) | ... | 12.8 | 10.9 | 15.0 | |
| | | 法人経営体 | (万人) | ... | 12.2 | 10.7 | 14.7 | |
| | 役員等 | 団体経営体 | (万人) | ... | 32.7 | 19.5 | 23.5 | 臨時雇い:「常雇い」に該当しない日雇い、季節雇いなど農業(林業)経営のために一時的に雇った人のことをいい、手間替え・ゆい(労働交換)、手伝い(金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働)を含む。なお、農作業を委託した場合の労働は含まない。農業経営の場合は、農業又は農業生産関連事業のいずれか、又は両方のために雇った人 |
| | | 年間150日以上農業に従事 | (万人) | ... | 10.9 | 8.1 | 9.8 | |
| | 臨時雇い | 農業経営体 | (万人) | 217.6 | 145.6 | 94.8 | 89.8 | 農業就業者:基幹的農業従事者+常雇い+役員等(年間150日以上農業に従事)(団体経営体) |
| | | 個人経営体 | (万人) | ... | 128.6 | 74.6 | ... | |
| 団体経営体 | | (万人) | ... | 17.1 | 20.2 | ... | | |
| 法人経営体 | | (万人) | ... | 13.7 | 17.9 | ... | | |
| | 農業就業者 | (万人) | ... | 208.5 | 160.1 | 137.7 | | |
| (参考)総人口 | | (万人) | 12,806 | 12,710 | 12,615 | 12,321 | (各年10月1日現在) 出典:人口推計(総務省) | |
| | 65歳以上 | (万人) | 2,948 | 3,387 | 3,603 | 3,621 | | |

経営政策関係基本データ3

| 項目 | | (単位) | 年次 | | | | 定義等 |
|-----------|-----------|--------|---------|---------|---------|--------|---|
| | | | 平22年 | 27 | 令2 | 6 | |
| 新規就農 | 新規就農者 | (人) | 54,570 | 65,030 | 53,740 | 43,500 | (各年2月1日現在) 出典: 新規就農者調査 |
| | 49歳以下 | (人) | 17,970 | 23,030 | 18,380 | 15,720 | |
| | 新規自営農業就農者 | (人) | 44,800 | 51,020 | 40,100 | 29,580 | |
| | 49歳以下 | (人) | 10,920 | 12,530 | 8,440 | 6,110 | |
| | 新規雇用就農者 | (人) | 8,040 | 10,430 | 10,050 | 10,180 | |
| | 49歳以下 | (人) | 6,110 | 7,980 | 7,360 | 7,050 | |
| | 新規参入者 | (人) | 1,730 | 3,570 | 3,580 | 3,750 | |
| | 49歳以下 | (人) | 940 | 2,520 | 2,580 | 2,560 | |
| 集落 | | | 平22年 | 27 | 令2 | 令7 | (各年2月1日現在) 出典: 農林業センサス 農業集落 : 市区町村の区域の一部において、農業上形成されている地域社会 水田集落 : 耕地面積に占める田面積の割合(水田率)が70%以上の集落 |
| | 農業集落 | (集落) | 139,178 | 138,256 | 138,243 | ... | |
| | 水田集落 | (集落) | 70,173 | 70,047 | 71,312 | ... | |
| 農地 | | | 平22年 | 27 | 令2 | 7 | 耕地面積 (各年7月15日現在) 出典: 耕地及び作付面積統計 |
| | 耕地面積 | (万 ha) | 459.3 | 449.6 | 437.2 | 423.9 | |
| | 田 | (万 ha) | 249.6 | 244.6 | 237.9 | 230.0 | |
| | 畑 | (万 ha) | 209.7 | 205.0 | 199.3 | 193.9 | |
| | 耕地利用率 | (%) | 92.2 | 91.8 | 91.3 | ... | |
| | | | 平22年 | 27 | 令2 | 6 | |
| 荒廃農地 | (万 ha) | 29.2 | 28.4 | 28.2 | 25.7 | | |
| 1経営体当たり面積 | | | 平22年 | 27 | 令2 | 7 | (各年2月1日現在) 出典: 農林業センサス ※ 平成27年の一戸一法人は、団体経営体を含む。 |
| | 農業経営体 | (ha) | 2.2 | 2.5 | 3.1 | 3.6 | |
| | 北海道 | (ha) | 23.5 | 26.5 | 30.2 | 33.7 | |
| | 都府県 | (ha) | 1.6 | 1.8 | 2.2 | 2.6 | |
| | 個人経営体 | (ha) | ... | 2.1 | 2.4 | 2.7 | |
| | 都府県 | (ha) | ... | 1.5 | 1.7 | ... | |
| | 団体経営体 | (ha) | ... | 23.1 | 25.2 | 25.3 | |
| 法人経営体 | (ha) | ... | 22.7 | 26.2 | ... | | |

経営政策関係基本データ4

| 項目 | | (単位) | 年次 | | | | 定義等 | |
|-------------------|----------|---------|--------|---------|---------|---------|-----------------------|---|
| | | | 平22年 | 27 | 令2 | 6 | | |
| 農業所得 | 農業経営体 | | (万円) | … | … | 123 | 169 | (個別経営体:年末、法人経営体:決算期間末) 出典:農業経営統計調査 ※ 令和元年から、個人経営体、法人経営体ともに調査項目及び表章項目を会計基準に則った項目に統一し、調査票を税務申告資料から転記する形式に変更した。 (参考) 勤労者世帯(勤め先収入) 出典:家計調査(総務省) ※ 家計調査年報(家計収支編)1世帯当たり1か月間の収入と支出(総世帯のうち勤労者世帯)のうち、「勤め先収入」に対して12(ヵ月)を乗じて算出した。 |
| | 個人経営体 | | (万円) | 122 | 153 | 118 | 169 | |
| | 主業経営体 | | (万円) | 475 | 558 | 416 | 494 | |
| | 法人経営体 | | (万円) | 809 | 1296 | 323 | 159 | |
| | 水田作経営 | | (万円) | … | … | 18 | 99 | |
| | 個人経営体 | | (万円) | 48 | 53 | 13 | 84 | |
| | 主業経営体 | | (万円) | 419 | 443 | 279 | 557 | |
| | 法人経営体 | | (万円) | … | … | 374 | 758 | |
| (参考) 勤労者世帯(勤め先収入) | | (万円) | 531 | 524 | 568 | 599 | | |
| 農業生産 | | | | 平22年産 | 27 | 令2 | 6 | 作付面積: 水稻(各年7月15日現在) 小麦(各年収穫期) 大豆(各年9月1日現在) 収穫量: 各年収穫期 出典: 作物統計(普通作物・飼料作物・工芸農作物) |
| | 水稻 | 作付面積 | (万ha) | 162.5 | 150.5 | 146.2 | 135.9 | |
| | | 収穫量 | (万t) | 860.5 | 798.6 | 776.3 | 734.5 | |
| | 主食用 | 作付面積 | (万ha) | 158.0 | 140.6 | 136.6 | 125.9 | |
| | | 収穫量 | (万t) | 823.9 | 744.2 | 722.6 | 679.2 | |
| | 小麦 | 作付面積 | (万ha) | 20.7 | 21.3 | 21.3 | 23.2 | |
| | | 収穫量 | (万t) | 57.1 | 100.4 | 94.9 | 102.9 | |
| | 大豆 | 作付面積 | (万ha) | 13.8 | 14.2 | 14.2 | 15.4 | |
| 収穫量 | | (万t) | 22.3 | 24.3 | 21.9 | 25.2 | | |
| 生産費(個別経営) | | | | 平22年産 | 27 | 令2 | 6 | 米及び大豆(各年12月末現在)、小麦(各年8月末現在) |
| | 米 | 10a当たり | (円) | 141,526 | 133,294 | 129,186 | 132,112 | |
| | | 60kg当たり | (円) | 16,594 | 15,390 | 15,046 | 15,814 | |
| | 小麦 | 10a当たり | (円) | 58,415 | 63,764 | 67,348 | 73,670 | |
| | | 60kg当たり | (円) | 11,243 | 7,023 | 8,180 | 8,722 | |
| | 大豆 | 10a当たり | (円) | 62,730 | 62,941 | 67,195 | 71,669 | |
| 60kg当たり | | (円) | 20,559 | 19,102 | 19,510 | 17,928 | | |
| その他 | | | | 平22年 | 27 | 令2 | 6 | (各年度末現在) 出典:農業協同組合等現在数統計 (各年事業年度末現在) 出典:農業協同組合及び同連合会一斉調査 出典:経営局農地政策課調べ 農業委員(各年10月1日現在) 出典:経営局農地政策課調べ (各年度末現在) 出典:農産局技術普及課調べ ※令和6年度のみ、年度当初の設置数 (各年4月現在) 出典:経営局保険課調べ |
| | 総合農協 | | (農協) | 745 | 691 | 598 | 524 | |
| | 農協組合員 | | (万人) | 969 | 1,037 | 1,042 | 1,015 | |
| | 正組合員 | | (万人) | 472 | 443 | 410 | 377 | |
| | 准組合員 | | (万人) | 497 | 594 | 632 | 638 | |
| | 農業委員会 | | (委員会) | 1,732 | 1,708 | 1,702 | 1,696 | |
| | 農業委員 | | (人) | 36,330 | 35,604 | 23,201 | 23,016 | |
| | 女性委員 | | (人) | 1,792 | 2,636 | 2,861 | 3,323 | |
| | 普及指導センター | | (センター) | 369 | 365 | 359 | … | |
| | 普及指導員 | | (人) | 7,204 | 6,568 | 6,225 | 5,638 | |
| | 農業共済組合等 | | (組合等) | 258 | 196 | 67 | 49 | |
| | | | 平22年 | 27 | 令2 | 7 | | |
| 青色申告を行っている経営体 | | (経営体) | … | … | 382,037 | 372,665 | (各年2月1日現在) 出典:農林業センサス | |